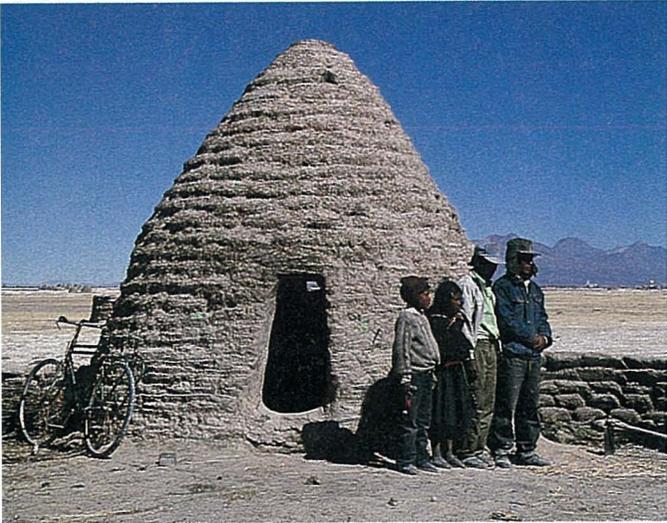
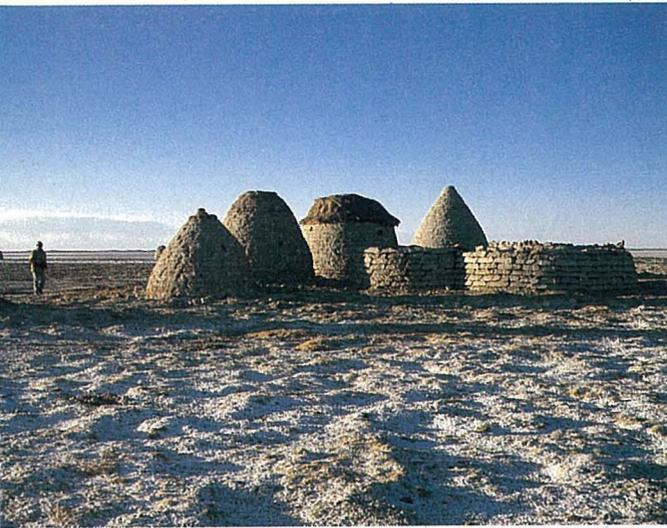


すまいるん

季刊
1995
春号

(通巻第34号) 一九九五年四月一日発行◎

高原の塩湖の周りの荒れた大地に生える芝生を切りとってつくる日乾し棟瓦状ブロックを、円筒状に積み上げたポリビア・チバヤ族の住居——(風紋より)



特集「バリアフリーと住文化

目次

〔風紋〕芝生ブロック(ソッド)の家 ポリビア、チバヤ族の住居 藤井明……………2

〔焦点〕バリアフリーと住文化……………4

バリアフリーとデザイン……………7

棚木 保匡(地域生活情報センター代表) + 在塚 礼子(埼玉大学助教授)
司会 小林 秀樹(建設省建築研究所)

バリアフリーは住宅の基本性能でなければならない 古瀬 敏……………20

ユカ上の暮らしと土間の暮らし 日本^の住まいにおける 沢田 知子……………26

〔私のすまいるん〕高齢者の望む家 はらひろし……………34

〔すまいるのテクノロジー〕私の高齢者住宅小史 森楚 一生……………37

『95住総研シンポジウム住宅まちづくりにおけるNPO・民間非営利組織の展開へ向け』
論文わが国の民間非営利活動の展開と課題 住宅分野を 山岡 義典……………44

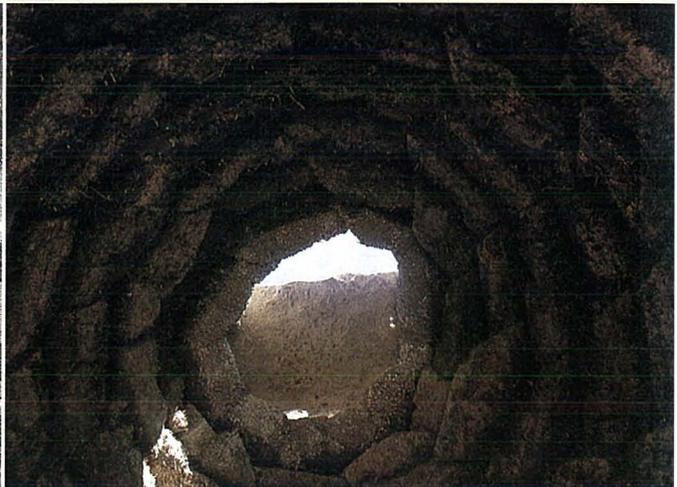
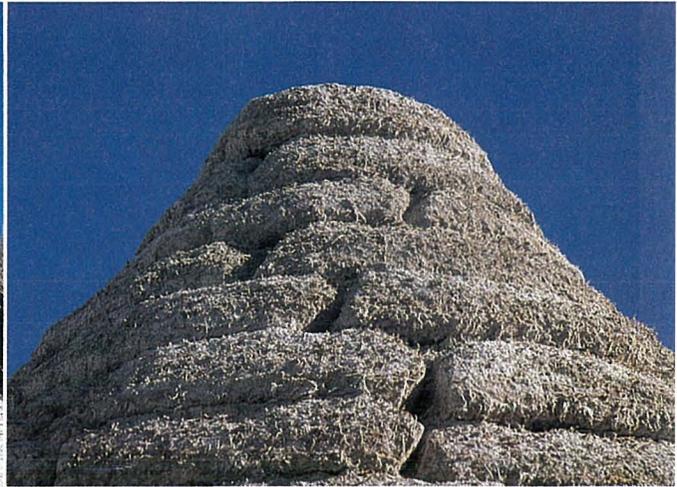
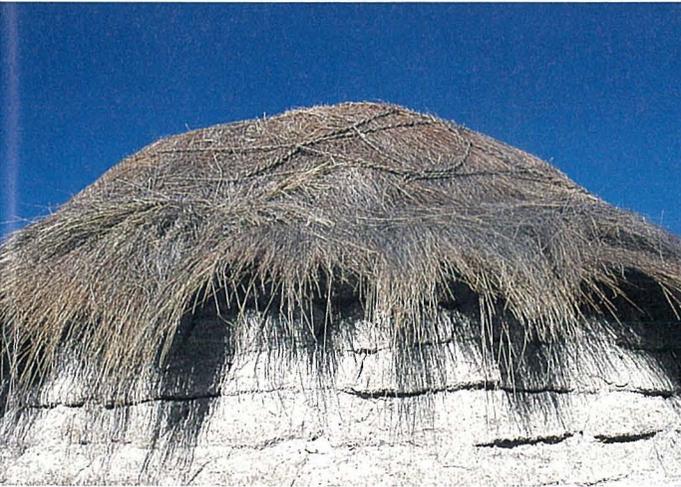
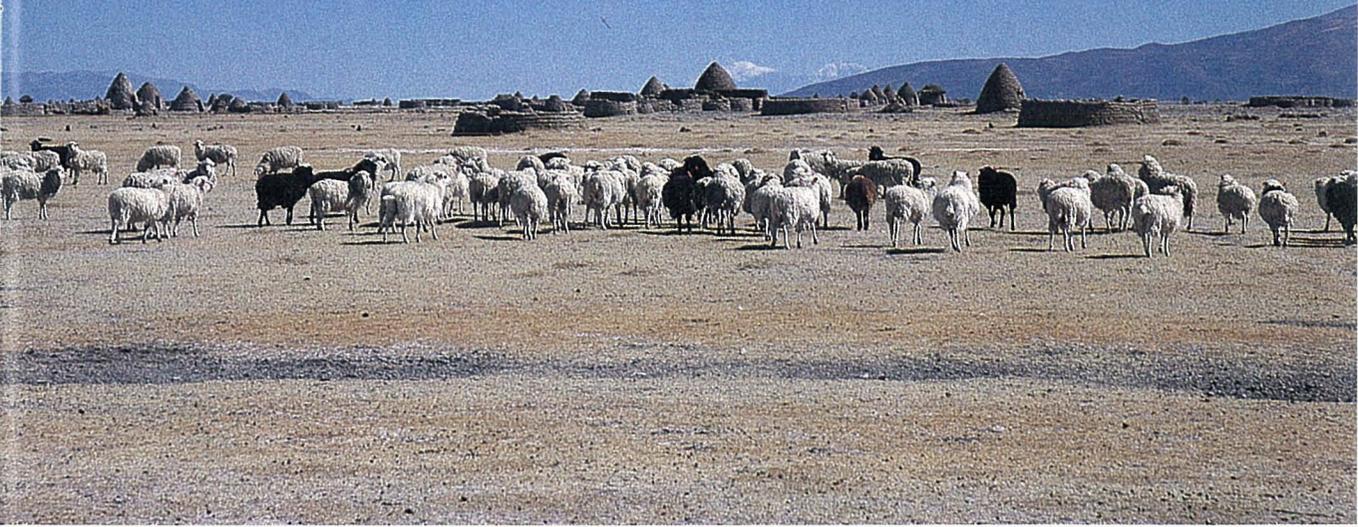
『93年度助成研究の要旨』……………57

〔図書室だより〕家族の本 大江 守之……………66

〔すまいる再発見〕マルセイユのユテ・ダビタシオン 高田 光雄……………70

ひろば……………67 次号予告・お知らせ……………68 編集後記……………72

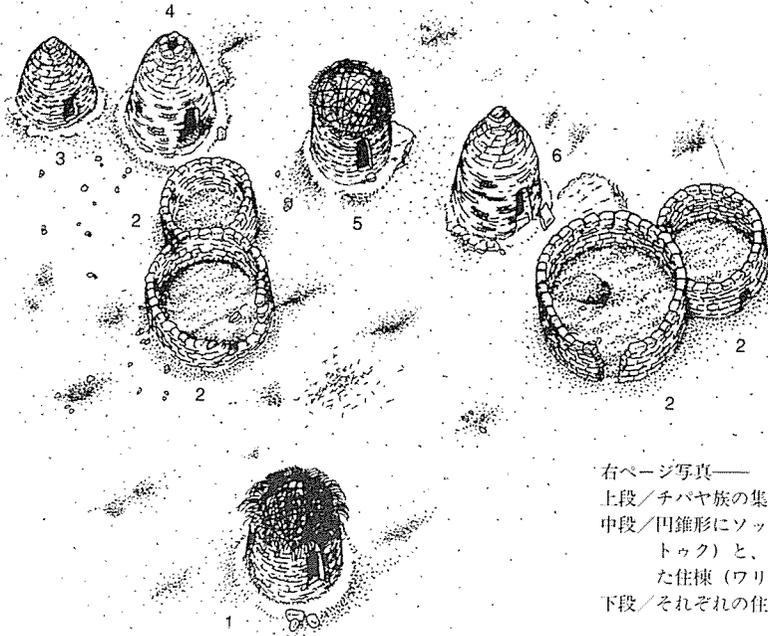
風紋



芝生ブロック(ソッド)の家

—ポリビア：チパヤ族の住居

文と写真 藤井 明



- 1 祖父の住棟
- 2 羊の囲い
- 3 豚小屋
- 4 古い厨房
- 5 住棟
- 6 新しい厨房

右ページ写真—

上段/チパヤ族の集落と放牧の羊の群れ。
中段/円錐形にソッドを積んだ住棟（ブ
トック）と、草葎きの屋根を載せ
た住棟（ワリチャ）。
下段/それぞれの住棟の天井の見上げ。

ポリビア南西部のアルティプラノ、標高三六〇〇mあまりの高所にふたつの巨大な塩湖、コイバサ湖とウユニ湖がある。歴史的には、かつての湖の跡に周囲の山々からの流水が溜まり、やがて水分の蒸発とともに次第に塩分濃度が高くなり、塩の結晶が生じ、一二〇×八〇kmの広大な塩湖となったものである。この塩湖の周縁にもインディオの集落があるが、中でもユニークな住居をつくるのがチパヤ族である。チパヤ族は現在一〇〇〇人あまりの小部族でコイバサ湖の北端部に住んでいる。その語源はケチュアやアイマラ語とは全く異なり、その風俗・習慣も独特で、一説によるとチチカカ湖にその起源を發するといわれている。

彼らの居住地は、塩が地上に噴き出し、一面霜を置いたかのように見える荒蕪地である。塩分濃度が高いために、草木は全く育たない。しかし、チャンパと呼ばれる葉が棘状に退化した芝生は生育可能で、荒れ果てた大地を覆っている。この芝生にスコップで切れ目を入れ、四〇×六〇cmくらいの大きさに掬いとり乾燥させると日乾し煉瓦状のブロックが出来上がるが、このソッドと呼ばれる芝生ブロックが彼らの建築材料である。芝生の下は泥炭化し極めて脆いが、芝の根がちょうど土壁のササの役目を果たし、ブロックが崩壊するのを防いでいる。この芝生ブロックを円筒状に積み上げて住居は造られるが、ブロックを積む際には、芝生の生えている面が下向きになるように積み上げてゆく。住棟の形式にはふた通りある。ひとつは円錐形にソッドを積み重ねたもので、プトウクと呼ばれ、いまひとつは円筒状にソッドを積んだ土壁の上に草葎きの屋根を持つもので、ワリチャと呼ばれる。ワリチャの屋根は、葎を束ねたフレームを網目状に編みその上に土を載せ、更にその上を細い草で葎いてある。プトウクは厨房に、またワリチャは寝室になっている場合が多い。チパヤ族の生業はリヤマや羊の放牧とキノアと呼ばれる塩分に強い穀物の栽培で、極めて貧しい。

土壁の家は断熱性に優れ、夏涼しく冬暖かいといわれているが、冬季にこの住居に宿泊してみると、芝生ブロックの間からの隙間風が凄まじく、室内はすぐに氷点下に凍てつく。荒涼とした地の果てに住む彼らの社会は、当然ながら極めて閉鎖的かつ排他的であるが、その理由の一端を体感できた一夜であった。

バリアフリーと住文化

高齡化対応のゆくえ

高齡化社会の進展に伴い、住宅のバリアフリー化への取り組みが進んでいる。ひとまず喜ばしいことであろう。

バリアフリーとは、身障者も高齡者も、普通の人と同じように、障壁（バリア）を感じることなく自由に暮らせることをいう。バリアには、人間関係や就職にまつわるものもあるが、住宅で主に問題とされるのは、その中でも、物的なバリアのことである。

床に段差があれば車椅子では動けない。手すりがなければ、お年寄りが動くのに不自由する。このようなことに配慮した住まいのことを指している。

年をとっても、バリアフリーになっていけば、安全に暮らせるし、家族の手助けも最小限ですむ。そうすれば、すぐに病院行きということにはならず、長い間、自宅で過ごせるだろう。国にとっても、その方が、医療費負担等を軽減する。一人ひとりにとっても、公共にとってもメリットが大きい。だから、バリアフリー化は重要だ。このような理屈は説得力がある。しかし、住宅の設計はそう単純にはいかない。

バランスの判断

すべての建築は、さまざまなニーズを総合して、はじめてデザインが決まる。バリアフリー化は、一つの側面からの要求である。果たして、それを第一にして住宅建築をデザインするのが妥当かどうか。異論があるとすれば、

そのバランスの判断だろう。車椅子利用者の住宅であれば、その判断に迷うことはない。あらゆる工夫をして、バリアフリー化を進めることが大切だ。しかし、問題は、一般の高齡者住宅の場合である。

特に、欧米と異なる日本の住文化の中では、床の段差解消や手すりの設置が、他のさまざまな要求と矛盾しやすい。それ故、バリアフリー設計の方向も当然異なるはずだ。わが国で高齡化対応が定着していくためには、このような文化の問題を避けることができない。

床上の文化と土間の文化

欧米との違いの一つは、靴を脱いで床上上がることだ。床上の文化では、玄関部分の段差、立って歩く場所と座る場所の段差が演出される。欧米の土間文化におけるバリアフリーデザインが、床と土間の段差解消に力点を置くのは分かりやすい。しかし、わが国では、腰掛ける高さに着目した段差の積極活用など、床上文化なりの、いろいろな工夫があるはずだ。その適否が、床上文化におけるバリアフリー設計の定着を左右するだろう。

柱の文化と壁の文化

第二の違いは、堅い壁が少ないということである。これは、手すりの設置に関わる。多くの住まいは、柱と襖による開放的な構成をとっており、手すりを設置するとしても、風呂場、便所、階段などに限定される。いざ、部屋

から部屋に移動のために手すりが欲しいとなっても、襖だらけで、簡単に付けられる場所がない。では、壁を増やすべきか。

高橋鷹志教授は、我々は、手すりの概念に縛られすぎているという。手すりの機能は、つかまって歩くものだ。だとすれば、家具の縁をうまくデザインした「手すり」があってもよい。開放的な部屋を、家具でうまく構成して住むという知恵を生かして、手すりを家具や道具のように扱ったことが、もっと試みられるべきだろう。

工法とバリアフリー

雨や湿気が多い日本家屋の設計では、雨仕舞や水処理が重視される。室内とベランダの段差、風呂と脱衣室の段差には、このような水処理の意味が強い。この段差を解消するために、いろいろな水処理が考案されている。しかし、その性能は十分だろうか。軒下の広さや、風呂の洗い場の広さが十分にあればよいが、狭い住宅では、段差による水処理を優先せざるを得ない場合もある。その場合は、段差があっても、お年寄りにやさしい空間づくりをもっと考案すべきかもしれない。

同様な矛盾は、集合住宅でもある。風呂場の段差解消のために、その部分のスラブ（コンクリート床）を下げるが行なわれている。うまい解決だ。しかし、これが将来の用途変更やリフォームへの制約になる可能性はないか。本来は、変形スラブではなく、階高の全体を高くし、内装設計の自由度を増すことによって、バリアフリーを実現していく方向が望ましい。緊急のバリアフリー化を急ぐあまり、長期的な住宅スケルトン（骨格部分）の形態として何がよいかが、なおざりにされている危惧がある。

広さと階高という基本が満たされていれば、バリアフリー化も工法等と矛盾することは少なそうだ。しかし、そうでない場合は、他の要求と矛盾の少ないバリアフリー設計のあり方をもっと考案すべきかもしれない。

開放性の良さ

バリアフリー設計の対象は、段差や手すりだけではない。収納や設備の使い勝手はもとより、間取りの構成そのものにも及ぶ。寝室の位置、便所との

関係、動線のとり方、さらには戸外とのつながりも重要だ。

これに関して、襖でつながる開放的な間取りが、家族どうしが気配を感じることができたり、近隣社会と触れあいやすいという点で、高齢者の住まいとして良いこともある。その良さを積極的に伸ばしていくことも、住文化との調和の大切な課題だ。

将来の車椅子利用への配慮

現に車椅子利用者がいる場合は、そのニーズに従ってデザインされる。悩ましいのは、将来の高齢化への配慮として、車椅子利用までを想定する必要があるかどうかだ。特に、車椅子対応となると、玄関の段差にみるように、住文化や工法との矛盾が大きくなるため悩むどころになる。

三つの選択肢がある。一番目は、車椅子利用を想定しておくこと。二番目は、必要になったらその時点で住宅改造をすればよしとし、簡単な配慮でませること。三番目は、車椅子利用になったら、より機能的な住宅に引っ越せばよしと気楽に考えること。

どれがよいかは、建築主の資金力や住宅の広さ、および引っ越しへの抵抗感等によって異なる。その判断が成熟することが、車椅子対応の将来を左右するだろう。

公的基準の問題① 高齢者住宅と一般住宅

既にお年寄りがいる住まいでは、当然、バリアフリーに配慮したい。しかし、誰もが高齢化するという理由で、「一般住宅」のバリアフリー化を当然とみなす風潮はどうか。

例えば、一時、床を掘り込むステップダウンリビングが流行ったが、最近では、高齢化対応のかけ声の中で、鳴りをひそめている。しかし、幼児期における空間体験が、感性の豊かな子供を育てるかもしれない。もちろん証明できない。しかし、証明できないからといって、それを切り落とすのは賢明ではないだろう。バリアフリー化により失うものがないかどうか丁寧に検証したい。逆に、失うものがないようにバリアフリー設計そのものを工夫していくことも大切だろう。

また、基盤と表層という概念も重要だ。つまり、内装（表層）のリフォームは比較的短期間で行なわれる。とすれば、一般住宅において大切なことは、表層部分のバリアフリー仕様をあれこれ言うのではなく、簡単に変更できない構造躯体（スケルトン）について、必要ならば、バリアフリーに対応できるように余裕をもたせておくことだろう。

いずれにせよ、高齢者住宅の考え方を一般住宅に持ち込むさいは、慎重が必要だ。

公的基準の問題② 仕様規定と性能規定

建設省や自治体の指導は、床の段差解消や手すりの設置などを規定している。これは、仕様規定と呼ばれる。つまり、具体的な形態を決めている方式だ。

しかし、以上のように、仕様まで規定できるほど、議論が熟しているとは思えない。繰り返すが、住宅は、さまざまな要求のバランスによって設計される。その中で、バリアフリー化が他の要求と矛盾した時には、その解決手段は一様ではない。手すりの設置にしても、さまざまな考え方があろう。床の段差解消にしても、さまざまな方向がある。

欧米における土間と壁の文化の中では、床の段差解消と手すりの設置は、他の要求との矛盾が少ない。それ故、基準としても取り入れやすい。

しかし、日本の住宅の中では、この二つの項目は、住文化や工法等と抵触しやすい。基準の妥当性について、住文化の研究者を含めて、もっと検討すべきだろう。現段階では、「高齢化に配慮する」という漠然とした性能規定で十分だ。その下で、さまざまな工夫を試みるのが、住文化と調和したバリアフリー設計の定着に欠かせない。

根本にある問題 定住と転居

一般住宅を含めたバリアフリー化は、在宅福祉の整備とも密接に関わっている。在宅福祉の見直しについては、楽観と悲観の両方の見方がある。しかし、

日本のように郊外に住居が広くスプロールした都市構造の下では、その全ての場所で、満足できる在宅サービスを実施できると期待しないのが自然だ。さらに、店舗や病院などの民間サービスが、郊外部までまんべんなく整備されるとは考えにくい。

つまり、郊外部では、住宅構造のバリアフリー化とは無関係に、別の理由で転居が発生する確率が高い。現に、持ち家一戸建てを獲得したものの、定年後になって、中心地の集合住宅に住み替えたいというニーズが顕在化している。子供と同居できる場合はよいが、そうでない場合は、家の維持管理が大変、防犯上不安、利便施設が遠い、近隣関係が崩壊していく、というような理由で転居を希望する。このような人に今住んでいる住宅のバリアフリー化を言っても、住み続けるという前提条件が整わない以上、ピンとこないだろう。むしろ、より機能的で便利な住まいに住み替えられる配慮を希望するかもしれない。

バリアフリー化によって得られるであろう利益（安全性や自立生活の確保）と、失うであろう利益（住文化に起因する工法上の無理等）のバランスシートは、このように、立地や子供との同居可能性によって異なる。

家づくりは、特にインテリアについては個人の自由が基本である。その自由の中で、バリアフリー化が選択されるのであればよい。しかし、仮に善意であれ公共が規制・誘導するには、相当の信頼関係が必要だ。将来の在宅福祉の確立への信頼感なくしては、バリアフリーの基準化は、単なる規制強化にとられても仕方がないだろう。

*

さて、バリアフリーと一口に言っても、個別の設計から公的基準まで、これだけの論点が横たわっている。議論を促すために、あえて疑問を中心にまとめてみた。これを機会に、異なる分野の研究者どうしで、十分に議論が尽くされることを祈りたい。

なんのためのバリアフリーか

一律な基準化ではなく、工夫しながらの成熟に期待

在塚 礼子



私が、「バリアフリーと住文化」ということを最初に感じたのは、二〇年ほど前に、オランダのヘルマン・ヘルツベルハーという建築家がアムステルダムで設計した老年センターを見たときです。この施設の中央に皆が集まる共用空間があって、そこに座っている方がたをみましたら、ある方はいすで、またある方は車いすなのですが、同じデザインなんです。赤いフレームにペーじユ色のキャンバス地で、車いすが溶け込んでいます。いす式の住宅に住んでいると、こんなことができている、でも日本ではむずかしいな、と思いました。そんな経験から、住文化とバリアフリーの問題の第一のポイントは、やはり床坐かいす坐かという起居様式だと思います。

自立のために

その話をする前に、「なんのためのバリアフリーか」を考えることが大切だと思います。たとえば、床の段差の解消一つとってみても、バリアフリーは、「自立のため」、「介護のため」、「安全のため」といろいろ説明されます。その中で基本的なのは、「自立」です。和室と洋室の間の段差をなくするという意味は、自立ということを考えれば、畳の上を車いすで動くことを想定していることになりません。しかし、そういうことがあるだろうか。それが実現

したときの生活像を考えずに、段差をなくそうと言っていることがあるように思えます。足が弱ってくると、いす坐の活用がどうしても必要になります。いすで生活して、畳も楽しむ生活にしたいといったときに、その間をフラットにするのは、むしろ使いにくい。いすの高さに合わせて畳を置くとか、工夫の余地はさまざまあるわけですね。

安全のために

一方の「安全」についてよく使う統計資料に、厚生省の人口動態統計があります。それによれば、確かに、「同一平面上の転倒」というのが、数年前まで高齢者が住宅のなかで不慮の事故で亡くなる場合の第一位を占めています。けれども、その「同一平面上の転倒」の原因が、床の段差であるかどうかはわからないのです。いろいろ考えてみますと、床坐の生活では、とかく床の上が混乱するのです。座布団があったり、暖房機器のコードがあったり、使っているものが身の回りに置かれてしまったりする。そこにつまづく。そういう起居様式の問題も大きいはずなんです。

それに、転倒は最近減っています。かわって第一位になったのが「浴槽等での溺死」です。これが増加する理由は、私が解釈するには、一人暮らしの方がふえている、同居でも生活は別にしてお風呂が別とか、お風呂が一緒だとしても、壁が多くなったり気密化したりして、家族に気配が感じられないということではないか。そういう住宅の構造の変化に、むしろ危険がひそんでいるんだと思います。ですから、老後の住まいに求められる質は、見守ったり見守られたりできるとか、さらには、将来の変化に対応できるスペースの広さというものが基本ではないでしょうか。

和室といす坐の調和——藤井厚二の聴竹居

そういう視点でいい住まいだと思ったのが、古いものですけれども、藤井厚二の「聴竹居」です。藤井厚二は、いす坐と床坐の調和をデザインの一つのテーマとしているんですが、非常にゆとりのある、二メートルを単位とした設計をして、床坐といす坐がうまく調和している。さらに、空気が流動する開放的なスペースをつくって、和風の空間と調和した低めの肘掛け

椅子が置いてある。私が拝見したときには、杖をついて歩くおばあさんがひとりで生活していました。ゆったりと使っていました。

また、最近の住宅では、公私の空間を分離することの徹底が家族の関係を規定しすぎているように思うわけですが、「聴竹居」をみると、公私の空間のほどよい重なりを感じます。

答えは一つでない

そういうのもバリアフリーといえるのであって、答えは一つでないわけですね。ですから、バリアフリーを実現するとき、基準というかたちで進めることが問題なんだと思います。公営住宅で、まず最初に義務づけられたんですが、それをもとに展開して、公団住宅でもそうしよう。さらに、住宅金融公庫でも戸建て住宅を対象に検討しようという動きがあるそうです。その内容は、室内の段差の基本的な解消ということ。玄関、お風呂場、バルコニーは努力義務にとどまっていますが、あとは、全部平らにしましょう。また、トイレとお風呂場には手すりの下地をつけておくのと、共用階段には手すりをつけるということ、その後さらに条件が加わっています。

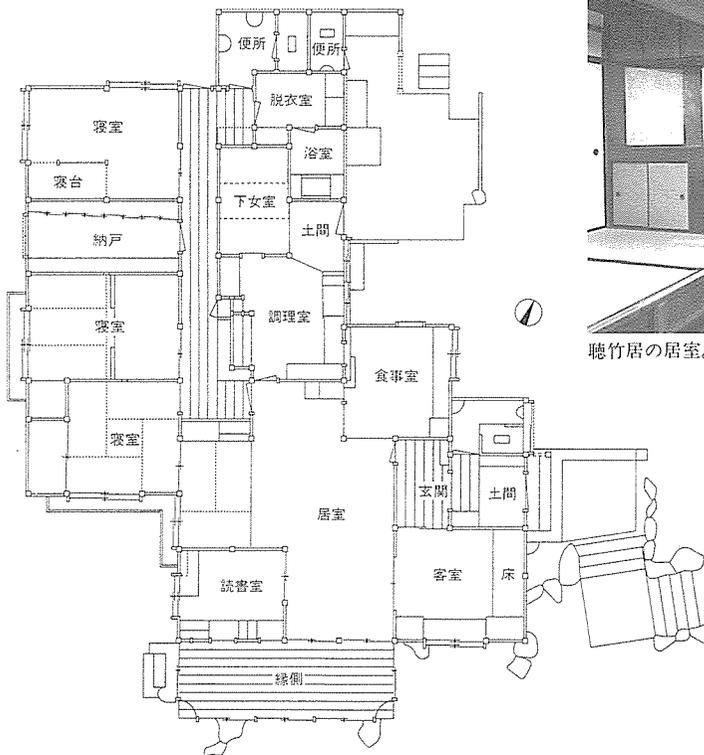
畳も含めて平らにするのは、公営住宅だけなら、それはよいと思っています。公営住宅は住戸規模が小さいですから、和室を一段高い位置につくるといのは、空間がコセコセしてしまうでしょう。自治体によっては公営住宅だけでなく、優良賃貸制度などについても高齢化対応を、というかたちでやっているとあります。

一九七二、三年ごろだと思いますが、私をはじめてみた高齢者向けの住宅に何があったかという点、仏壇置場とトイレの手すり。その二つが高齢者向けの配慮だったんですね。設計者は、その地方の老人の生活の特徴をよくつかんで、高齢者への配慮を自分で考えた。しかし、いまは一律な基準というかたちになっているわけです。

つくる人、つかう人の教育が必要

「バリアフリーと住文化」というと、バリアフリーと住文化が対立しているようにみえるかもしれませんが、住文化は変わっていくもので、バリアフ

藤井厚二「聴竹居」 1928年
平面図



聴竹居の居室。左に畳の間、右は食事室。写真／三沢博昭

リーをうまく組み込んだ住文化が、だんだん成熟していくんだらうと思います。それは、いろいろな人がいろいろな場面で工夫しながら生まれていくものです。だから、基準でやるというのは、手っ取り早い方法なんですが、あたかも一つの答えが正しいかのように押し付ける方法であり、段差や手すりといったディテールのバリアフリーの実現でいいというふうに伝えてしまいうやり方でもあり、いろいろな答えの可能性を摘み取ってしまうような感じがします。では、より良いものを生む方法は何かといえ、やはりつくる人の教育であり、使う人の教育であるということだと思っております。

住文化としての取り組みが大事
でも、「バリアフリーと住文化」というのは、日本だけがむずかしいのではなくて、いす式の生活をしている国にもあるということが最近わかりまし

日本の生活様式を生かした設計は、自然に バリアフリーになる

バリアフリーとハンディキャップ対応は別もの

榎木 保匡



「バリアフリー」について考える時に、バリアフリー住宅と、障害者へのハンディキャップ対応住宅とは基本的に違うものなのだ、ということを最初に整理しておく必要があると思っています。

た。スウェーデンでも建築基準法でバリアフリーが義務づけられていて、古いものも改造で実現することなのですが、ストックホルムの旧市街にガムラスタンというところがありまして、そこでは伝統建築のほうを優先させているのだそうです。そして、その周辺の古い建物についても、そのまま保存する価値があるか、それとも使い勝手を考えてバリアフリーに改造すべきかということを個々に判断しているのだそうです。

日本で住宅が変化していくプロセスをみると、すごく単純に、全部アルミサッシュになるとか、全部蛍光灯になるとか、一面的に変わって、いまやバリアフリーがその位置づけになっている。そうならないように、じっくり住文化として取り組んで、本当にいいかたちでバリアフリーを進めたいと思っております。

バリアフリーは建築の基本構造

障害というのは、一人ひとりまったく違います。だから、手すりの要求される位置とか太さ、形状も一人ひとり違う。手すりだけではなく、車いすもそうです。サイズが違うし、手でこぐか、足で床をキックしながらこぐか、電動車いすか、まさにその人の身体状況に合った対応が必要です。これらはハンディキャップ対応であって、道具とか福祉機器、建築設備という個別性の強いもので対応する必要があります。それと、部屋の広さと床の段差、出入口の広さ、そういう建築の基本構造にかかわるバリアフリーとを、まず分けて考えることが大切です。

建設省の設計指針案にも手すりの設置が入っていますが、これは個別対応の話です。共通の指針として決める必要はないだろうし、できないはず。また、ドアのノブでも、開き戸の場合はレバーハンドルがいいという指針の内容があるわけですが、それもまさに個別性です。足腰が不自由なお年寄りでしたら、レバーハンドルをもったとたんにガクツと下がって転びやすくなったりとか、介護する人が出入りするときにポケットがひっかかって

破いてしまうということもあります。バリアフリーという住宅の基本構造にかかわる事項として、取り上げる必要のない個別対応のことまで組み込まれています。

建築家の役割と、医療・福祉分野の役割は別

ここ住宅総合研究財団でも、住宅改造のシンポジウムをずっと継続してやられていますが、そこでも建築家の役割と、医療や福祉関係の方の役割がなかなか整理できないのですが、そのへんをはっきり分けてしまうと、少しみえやすくなるのかなと思います。要するに、住宅改造といっても、段差をなくす、部屋を広げる、壁を取り払う、出入口の構造を変えるといふのは、これはバリアフリーですから、まさに建築の問題ですね。しかし、そこに人が住んだ後に、その人の身体状況に応じて、手すりをつける、水洗金具を選ぶ、ドアの把手云々というのは個別対応で、これはまさにOT、PTなどの人たちが解決する問題だろう。そのへんをごちゃごちゃにして、建築と医療のチームワークといっても難しいと言っているわけです。

私のところも住宅改造は七〇〇件になりましたけれども、現実に個別対応するテクニックは、本当にあの手この手なわけで、まさに七〇〇通りの解決の方法を考えるわけです。その中から、日本人がいままで積み重ねてきた生活様式に合った、多くの事例に共通する要素をみつけ出して、それを共通事項として組み立てる、それがバリアフリー設計なんだろうという気がします。

バリアフリー住宅とは

私のところで手がけた住宅改造の例をいくつか紹介します（下段写真参照）。これらの事例に共通したバリアフリー住宅の要素というのは難しいのですが、私なりにまとめてみます。

①「床の段差解消」

ただ、段差があっても改造の方法がいろいろありますので、それほど大きな問題ではない。玄関については段差があってもいいというのが私の考え方

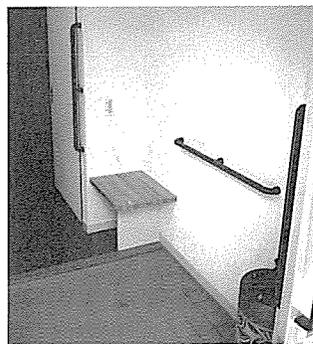


写真-2 新築住宅で、段差をなくした例。腰掛けて上下足の履き換えをする。



写真-1 40センチぐらい段差がある玄関に、ステップをつくって手すりをつけた例。立位歩行ができる場合、このぐらいで対応できることが多い。



写真-4 段差解消機を組み込んで、スロープ化を図らなかった例。



写真-3 住宅改造で、あえて40センチ近い段差をそのまま残した例。車いすの座面から、そのままストレートにいざり移動で床面に降りる。他の方は一段ステップを使って上がり降りする。

です。ただし、段差のない別な通路を別な場所で確保する前提で。日本の住まいでは、どこで、どういうスタイルで上下足を履き替えるかという点が大切です。玄関の段差をなくした場合でも、履き換えの接点で、腰掛けるということでも処理する必要があります。こういう観点から見ると、一五センチ前後の中途半端な段差では、上か下かにベンチを置いて履き替えなければいけませんので、その接点のところで履き替えをしたいということが実現できなくなってしまうです。むしろ二五センチ以上で上がり框に直接座れて、必要に応じてステップを複数にする方法か、または、一〇センチ以下にして全体をスロープ化できるようにする方法か、二段構えの考え方のほうが正解な気がします。

② 「段差の活用」

むしろ段差を生かすことが大切です。高齢者配慮としては、玄関の例のように、座る姿勢への配慮ということが重要です。車いすに乗っている姿勢自体が座る姿勢ですし、ベッドに腰掛けるのも座る姿勢だし、一段上がった和室に腰掛けるのも座る姿勢です。要するに、安定して楽な姿勢だから、そういう姿勢を確保できる基本構造をつくってほしいということなんです。むしろ段差は立ち座り動作の補助になりうる要素です。それから、床に座ったり横になる人と、立っている人との視線のレベル差を少なくする点からも、段差が有効です。住宅のなかでの段差を活かしたデザインには、まだまだいろいろな展開のしかたがあるような気がします。

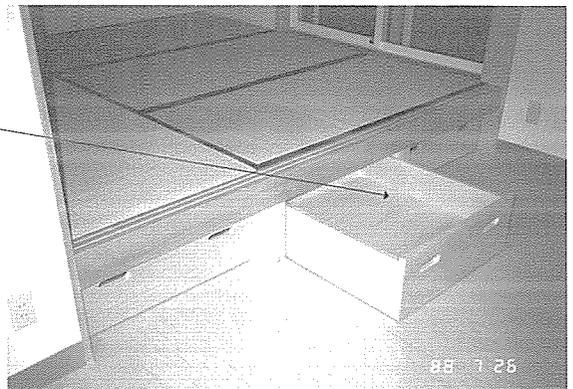
こういうことを書いている本はたくさんあるのですが、私がどうして強調するかというと、ここ二〇年来、脳性麻痺の人たちとつき合っているなかでの実感からです。車いすの生活が主体の人にとって、湿度の高い日本の気候のなかで、ずっと車いすに座っているというのは、特に夏は本当に辛いものです。横になって手足を伸ばして「あー」という開放感とか、お風呂から上がってきて、畳の上で少し転がっているときの心地よさを実際に目の当たりにすると、理屈ではなく、一段上げた和室というものをデザインとして活かす重要性をつくづく感じているんです。それで、あえて二番目にしました。



写真一六 板の間の部分と畳の部分の段差を一段上げた例。以前は、車いすの座面に合わせて45センチといわれていたが、最近は腰掛けられる高さということで、35~40センチぐらいが多い。段差を収納に利用している。



写真一五 緑側のテラスを使って車いすからそのまま移行する例。脳性麻痺で、いざり移動なら自分で移動ができる方の場合。



③ 「引き戸の多用」

健康な高齢者にしろ、杖歩行の人にしろ、車いすの人にしろ、抱きかかえられて介助の人が開けるにしろ、ドアより引き戸のほうが移動が楽に決まっているのです。もう一つ、引き戸にする理由は、引き戸にすることで非常にゆったりしたプランがつくれる。引き戸を一メートル開けようと思ったら、二メートルの直線の壁が要る。それが結果的にちまちなし、ゆったりした、風通しのいい平面計画をつくり出すのだろうと思います。

④ 「回遊性のある動線」

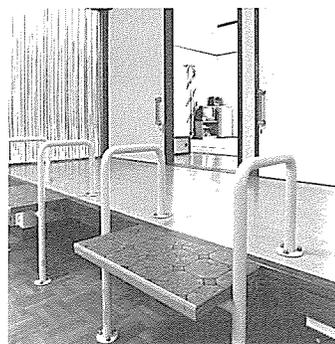
これは、私どもが今まで設計したプランを整理していたときに気がついたことなのですが、「回遊性のある動線」が結果的に出てきている。水廻りでも、二方向からアプローチできる。家のなかでグルッと大きく回るような内部動線が確保できるということです。水廻りで車いすの回転スペースを確保するというのは、実際は難しいわけですが、行き止まりのない動線なら、水廻りを通りすぎて、リビングのほうで回転することができます。また、車いすの人が水廻りで何か作業をしているときに、ほかの人は逆側から回って補助がきたりと、いろいろなメリットが出てくるのです。

⑤ 「生活変化に対応できる構造」

将来、体が不自由になったら、二階で生活していたのをやめ一階に降りるとか、部屋の位置をかえるとか、納戸と寝室をくつつけて、車いす対応の部屋を用意するとか、そういう変化にも対応できる構造を考えるといいことです。そのためには、間仕切りはかなり可変性をもたせる、オープンにしておくというのが重要だという気がします。しかし、今度の阪神の震災でそのへんがどういふ見方がされるのか。現実には私どもがやっている仕事のなかで、ユーザーから心配として出てきている状態です。

⑥ 「福祉機器の受入れができる構造」

身体の手キャップへの個別対応の部分、そこを福祉機器が受け持つてくれるのだということになれば、建築側としては、福祉機器をどんどん活用できる構造の裏づけをつくらなければいけない。それには、まず絶対的な



写真一七 障害の種類によっては、車いすから乗り移るのに、特殊な道具の併用を考える必要がある。



写真一八 中棚の高さに木をわたして手すりをつけた例。引き戸ならば、こういう方法で軽い障害には対応できる。



写真一九 室内の壁まで手が届かないところで布団から寝起きするために、特殊な手すりを付けた例。

広さと、壁、天井の構造がより強固であること、それに床に中途半端な段差がなければいいということです。お風呂を例にとると、建築としては、浴槽の寸法、洗い場の広さ、入口の段差、そういう基本構造をかたちづくっておく必要があります。そこに、シャワーチェアや手すりなど個別対応の要素を組み合わせて障害に対応するわけです。

②から⑤は、考えてみれば日本の住宅がいままでずっともっていた要素

②から⑤は、考えてみれば日本の住宅がいままでずっともっていた要素なんです。ですから、日本の生活様式を少しでも知っている人が設計すれば、たぶん、自然にこういうバリアフリーデザインをやっていくのだろうなという気がします。しかし、近代の住宅産業の発展のなかで、いつの間にかそういう生活様式を変えてしまった。それが、今度はさらに、床の段差をなくすとか、手すりをつけるという、指針を鵜呑みにして、そのまま設計に反映したならば、日本人が本来もっていた、豊かなバリアフリーデザインができなくなってしまうような危惧があります。

障害に応じてキメ細かい個別対応が必要

これからの課題は、床に座る、床に横になる、浴槽に入る、お湯につかる、上下足を履き替える、そういう日本の生活様式とか気候風土に配慮した多種多様なバリアフリーデザインをつくっていくことだろうと思います。

ただ、その一方で、身体にハンディキャップをもつ人が間違いなくたくさん出てくるわけで、個別対応を組み込んだ住宅建設のシステムをつくらなければならない。介護の負担が少なくなるからバリアフリーデザインが重要だといっても、体が実際に不自由になった高齢者に対応するには、個別対応ができるキメ細かい工夫とか特殊な機器の供給が必要なのです。それができなければ、バリアフリーといっても、結局は要介護の人はそのまま放ったらかされてしまうことになります。そういう職能を確立するのも大事だし、ローコストの設備や機器が開発されることも大切だと思っています。それから、日本人のライフスタイル、日本人の体型、日本人の生活観にマッチした福祉機器を、医療と建築が交流しつつ開発していくのが、大切だと思っています。



写真12 車いすから乗り移っていざって移行するのと、またいで入るのと、両方入れるようにお風呂を改造をした例。

写真10 お風呂の基本は、入口の段差解消と、椅子の高さにセットした和洋折衷の浴槽。それに、麻痺にに応じて右側、左側に腰掛けのステージがあり座位入浴をすること。ステージがない場合には、シャワーチェアという福祉機器と、手すりがついている程度で、かなりの障害でも、浴槽に入ることができる。ただし、手すりは個性が大きい。

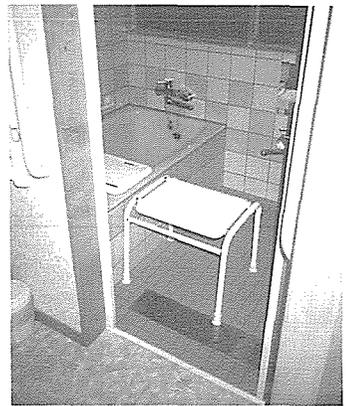


写真11 深い部分と浅い部分のある二段式の浴槽。高血圧とか心臓病の余病などで、肩までお湯につからないで入浴の方が現実が多いし、重度の方は浴槽のなかで体を洗う。そのときの座位の確保というのが特に日本人にとっては大切。浴槽自体も工夫する必要がある。

住宅改造における建築の持ち分

在塚 建築がわかる人と、医療関係の人とチームを組んでやるのが望ましい姿だと思っていたのですが、榎木さんは違うとおっしゃったように思いますが、いかがですか。

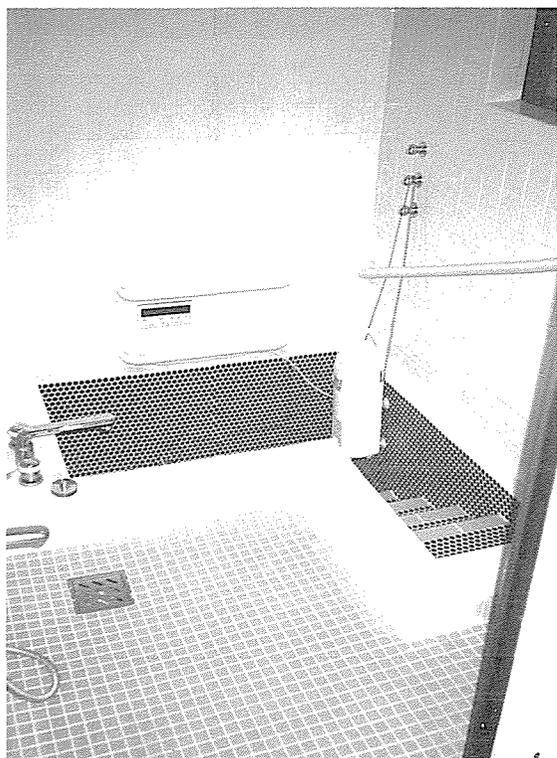
榎木 その住宅がもっている欠陥、たとえば狭いとか、段差があるというのは、どんな人が住むにしろ直す必要があるんです。それは建築の問題として解決する。しかし、その人のハンディキャップの内容に応じて個別対応するというのは別な技術だと思っんです。というのは、身体状況は絶えず変わっていくわけですから。それに対応するのに、いちいち建築の設計者とか施工者が引っ張り回されるのは、正直なところ、大変なんです。建築の問題は、いっぺんやれば解決してしまうんです。

夏目（夏目設計事務所） 私は、障害者の住宅に関しては、建築側からできることが非常に限定されていると思っっているんです。ですから、ヘルパーさんや医療関係の方たちと意見交換をしながらでなければできないかと、普段の仕事で実感しているんです。



榎木 体のことをいちばんよく知っっているのは、本人なんだと思っんです。それに、医学的、リハビリ的にこういう動きができるといっっているも、本人がそういう気持ちにならなければ、まったく意味がなくて……。われわれがカバーできるのは本当にわずかな部分なんです。医療関係の人が関われる部分も本当にわずかなので、聞かなくても済むぐらいのことだと。一応、必ず聞きますが（笑）。

夏目 本人がいちばん知っっているといっるのは、私は違うと思っんです。



写真一四 リュウマチの方で、足があがらないので、段々で降りていくようにした例。



写真一三 トイレも一段上げた床に埋め込んであり、車いすから直接床へ乗り移って使用する。

棚木 たとえば、先生が「帰ったらこういう移動方法を取りなさい」といいますね。しかし、それを本人が納得しなければ、なんの意味もないんです。本人が前向きに取り組まない住宅改造というのは、どうでしょうか。

小林（司会） その議論は別の機会にしましょう。実際に障害が起きたときには、住文化よりもその障害に応える技術が第一です。棚木さんの言葉を借りるとハンディキャップ対応ですね。しかし、ここでは、五〇歳くらいで元気な方がいた



とします。その人が家を建てる時にどういう設計をしたらいいかという、少し幅広い観点から議論できたらと思います。その観点からすると、棚木さんが紹介されたのは、おもに車いす対応の話ですよ。でも、すべての人が、将来の車いす利用に配慮して家づくりをすべきかどうか。それは、一種の過剰性能ということはないでしょうか。

棚木 以前、古瀬さん（建築研究所）から資料をお送りいただいたことがあるんです。お年寄りの生活状況を見ると、室内を車いすで生活している人は、現実には大変パーセンテージが低い。だから、「結果的には車いす対応まで考えないのを標準としていいのじゃないか」というようなご意見だと私は理解しています。でも、車いすになる可能性のある人が一〇〇〇人に一人でもいれば、それが確保できる住宅として一〇〇〇軒全部つくらないといけないと私は思っています、そのために非常に膨大なコストがかかるならともかく、基本的にそう大きなコストはかからないと思っています。

在塚 話を少し戻すようですが、建築側と医療関係の人たちの役割分担の考え方の違いは、バリアフリーの捉え方の違いでもあるように思います。棚木さんは個別対応の基礎としての共通の建築条件整備に限定してバリアフリーという言葉を使い、それを建築側の役割とされているようです。私などはバリアフリーは個別対応も含む概念で、したがって答えはひとつではないし、基準化に問題があると考えているわけです。

そこで車いす対応についてですが、日本の住宅の将来像として車いす対応をめざすのは間違っていないと思います。基本的にゆとりあるスペースの獲

得（これは心理的にも、人による介助のためにも有効です）につながるからで、いす坐や、日本人の身体寸法の伸びにも対応するからです。

お風呂場とかトイレを広めにつくっておくのは、別にそんなに過剰でもなくて、気持ちがいいことですから。

小林 例えば、一二〇平米ぐらいの住宅が設計できるのであれば、比較的無理なく配慮しておくことができると思います。ところが、特に集合住宅系になると、八〇平米でも広い部類になります。そうすると、そのなかで車いすを配慮した水廻りや廊下幅の設計をすると、面積バランスがそちらに偏ったものになるんです。実際の車いす利用者の場合はそれでいいと思うんですが、そうでない一般の場合はどう考えたらよいでしょうか。

棚木 確かに、水廻りはアベレージよりは広くなると思うのですが、八〇平米ぐらいのボリュームがあれば、全体としてはプランニングのなかで吸収できる気がします。そのかわり、部屋から水廻りへの接続のしかたは、単純に廊下でつながりというプランではなくなると思います。そういうプランニングの工夫が必要ですが、間違いなく面積のなかで吸収できる気はします。

小林 しかし、現実にはなかなか車いす対応にならないというのは、よほど困難があるからじゃないかという予想があるのですが。

棚木 プランニングがまだ定着していないんでしょう。私どもも、そういうプラン例をどんどん出さなければいけないのですが、どこからも声がかからない（笑）。

小林 工法上の問題も大きいですよ。集合住宅では、お風呂場の段差を解消しようとする、コンクリートのスラブをその部分だけ下げないと実現できないわけです。本筋は、階高を高くとって、床を自由に設計できるようにすればいいのですが、現実には、日影規制というのがあって階高がどうしても抑えられる。階高のある家づくりができるような前提条件を整えられればよいのですが……。戸建ての場合も簡単にできないのは、他にも理由がありそうですね。

服部（服部メディカル研究所） たぶん、そういうことが大



切だという意識が薄いからではないでしょうか。高齢者の方の多くは、まったく夢にもそういうことを考えたこともない。ですから、住み手に対して問題提起することが大切だと思います。

デザインとの調和

菅原（菅原工務店） バリアフリーにすると、高齢者だけではなくて、妊産婦の方も楽なわけです。それから、ヨチヨチ歩きのお子さんにも安全です。そういう意味でも、バリアフリー化は大切だと思います。



小林 バリアフリーが大事だということについては異論はないわけですが、ところが、住まいとかデザインというのは、他のいろいろな要素と総合してはじめて決まるわけです。例をあげると、ステップダウン・リビングという居間の設計があります。要するに、居間にあえて段差を設けるような設計です。車いすでは当然動けなくなります。じゃ、そういう設計はこれからダメかというと、もちろんそんなことはないわけです。

在塚 問題は、一方にここにお集まりの方のようなバリアフリーを大変重視する人びとがいて、その一方、そんなことは住まいの良さとは全く無関係であると考えられる人がいることですね。ステップダウンのようなデザイン手法も、バリアフリーの視点を一度くぐらせて、それでもその住宅にはふさわしいと判断して用いられるのなら、全く否定すべきものとは思いません。

小林 時間がたつと調和がとれたものができるでしょうか。

在塚 時間がたつと自然にできるというものではないでしょう。バリアフリーという言葉もなかった頃、将来を考えてゆるやかな手すり付きの階段を勧められて、今その大工さんに感謝している人を知っています。設計教育の中で、多面的な価値観のひとつとしてバリアフリーの視点を伝えることは重要だと思います。デザイン指向の人たちがアレルギーを起こさないようにバリアフリー論を展開するというのも大事かもしれませんね。

榎木 住宅改造の悲惨な部分を言い過ぎかもしれませんが、もっとデザイン

や生活が広がる、空間が豊かになるというイメージをどんどん出していけば、おもしろがつて食いついてくる設計者もいるだろうし、ユーザーからも「こういうことがやりたい」という話がどんどん出てくると思うんです。

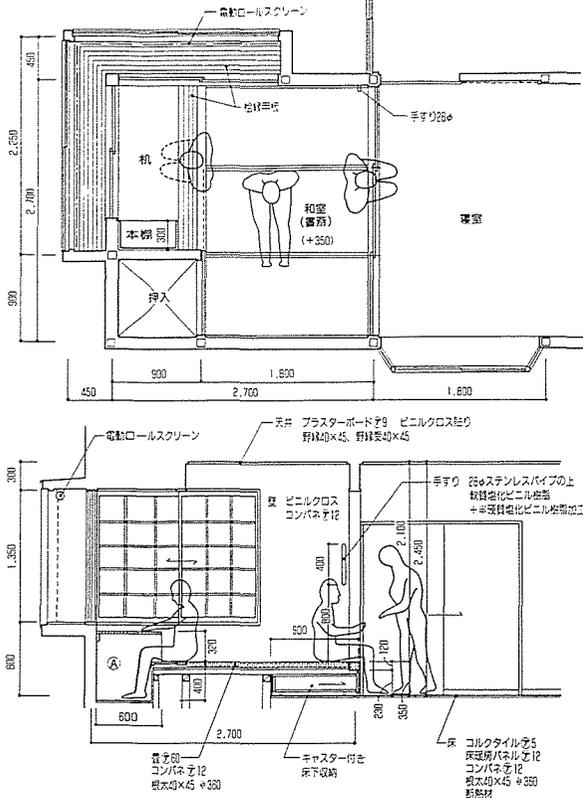
在塚 いろいろな名作といわれる住宅をこの視点から評価するというのが一つの方法ですね。藤井厚二さんは、こういう面からみても本当によかった。姿勢はどうとか、椅子坐にするのなら寸法体系も広くしなければ無理だとか。そういうことを考えていけば、別に「バリアフリー」とかいわなくても、そういう質を備えた住宅に自然になっていくように思います。

榎木 バリアフリーは段差の解消や手すりだけでは実現できないことで、いろいろなデザインの開発が必要だと思います。

小林 榎木さんが資料で出された書斎の設計は、すごく面白いですね（ページ及び左の図参照）。

榎木 クライアントがいままで使っていた書斎を、そっくり三五センチ高く

掘りごたつ式の机のある書斎
設計/榎木保匡（地域生活情報センター） 図は建築知識1991年4月号より



ただけなんです。キメ細かい寸法をクライアントがご自分で控えておられて、それを置き換えたんです。本当に一例ですけど、こういう展開はもつとたくさんあるんだと思うのです。

日本の住文化との調和

在塚 バリアフリーは手すりとか段差解消といったディテールだけのことでなく、プランニングが重要ですが、その点からは、いわゆるオープンプランがいい。それは、いまの硬直化したLDKタイプを打ち破る点でも力になるといふうに思っています。日本の多くの都市の住宅は、LDKが一階にあって、プラス一つ和室がある。二階に私室があり、子ども部屋がある。あるかたちでしか住めない住宅だと思います。生活変化に対応するということが非常にむずかしい。壁で仕切られていますから、介助が必要になったときに見守るということも難しい。家の中のつながりだけではなく、町とか道とのつながりも切れている。それを見直したいと思っています。

棚木 同感ですね。私は、個室で老人室をつくるとしても、チラッと横目でみれるような配置とか、中庭を介してメインのリビングとつながるとか、そういう仕掛けはいつもするようにしています。それから、老人専用のトイレはつくらない、老人専用のお風呂や洗面などはとんでもない、というのが前提です。実際はケース・バイ・ケースで、そういうニーズがある場合はもちろん対応しますが、基本的には、老人がある狭い範囲で、住宅の一部で生活が完結するような仕掛けはしないようにするという考え方です。

渡会（花設計工房） 高齢者を個室に入れたいという例が、私たちの住宅改造であったのですが、その理由は何かということ、「テレビのポリウムをなんとかしてくれ」ということなんです。おじいちゃんがテレビをみていると、周りがそのポリウムに耐えられない。

在塚 音は遮っても、視覚的にチラチラみえるとか、それぞれの家族関係に応じたつなげ方があるんでしょうね。ベッドとか、洋式トイレとか、いまま



での慣習と違うから受け入れがたいだろうと考えられていたようなことが、実は、良ければスツと入る。けれども、家族関係というのは文化の根底で、開放的な間取りをとり戻すことが必要ではないでしょうか。

小林 もう一つ、日本の住まいはけっこう襖が多いですね。そうすると、手すりの設置は容易ではないような気がしますが。

棚木 手すりの設置で困るというケースは、具体的にはないと思います。それに、連続して廊下じゅう手すりが必要だということは稀なんです。ですから、壁量が多い少ないというのが、その人の生活範囲を左右するという問題はないと思います。壁があれば、家具が置かれて、手すりはつかないということが現実には多いですね。

小林 では、家具に手すり機能をもたせるという考えもありますか。

棚木 東京都の社会福祉総合センターの望月さんというPTは、家具の把手とかを手すりと考えて、われわれから考えると不安な組み立てをやられますけれども、現実にはそれがまさに生活の知恵で、そのような工夫が大切だと思います。

在塚 逆に言うと、いまの日本の住居のなかには家具が多すぎますね。もつとすっきりした生活がしたいですね。そうすると、それはきつとバリアフリーにつながります。

棚木 バリアフリーはまず整理整頓から。

在塚 それから、起居様式も本当に混乱しています。居間にソファが入っているけれども、真中にコタツを置いて、ソファは背もたれ。床坐といふ坐がごちゃごちゃで、それが事故につながっている。高齢者の立ち居振る舞いなども考えて、どう整理するかということが大事ですね。

小林 和室はどうなりますか。

棚木 車椅子の生活でもゴロツと横になれる場が必要です。高齢になって足腰が弱くなった人でも、お茶やお花を楽しんだり、気軽に横になれたり、夕タミの感触を楽しんだり、むしろ畳の部屋は、再評価されるのではないのでしょうか。

小林 置き畳のような和室も有効ということはありませんか。もし、敷居に
つまずくとか、車いすを利用することになれば、畳を上げるとフラットにな
りますから。しかし、当面は、畳の場所と洋室に段差が生じることになるん
で基準と矛盾します。

在塚 和室の高さ関係ではいろいろな可能性を試みる事が大切で、基準で
縛るのはおかしいですね。和室については、機能が固定されず、さまざま
要求の変化に対応して住み手を使いこなせる部屋としても存続させていき
たいと思います。

バリアフリーは何のため

小林 話は変わりますが、在塚先生が指摘された、「バリアフリーは何のため
め」というのは大変重要だと思うのです。榎木先生は、どのように考えられ
ておられますか。

榎木 私は介護のボランティアをやっていたことの副作用もあるのですが、
「介護」とか「安全」を考えて設計したことはないですね。その人が考え
ている「自立」をサポートするというか、直接物理的に自立できなくてもい
いから、意識が広がるために、何かきっかけになるものとして建築を整備す
る、というのが私の設計の基本なんです。そうすれば、デザインももっと自
由に広がっていきます。

在塚 今のようにバリアフリーが市民権を得て、しかもそれがある限定され
た答えとして拡がりつつある時、「バリアフリーだけではない」というのと
「バリアフリーはもっと広い概念です」というのと、どちらがいいのか迷う
のです。バリアフリーを限定すれば「自立」であり、公共建築ではここが極
めて重要です。でも住宅については、介護や安全や人との交流までも含めて、
豊かな住まいに向けた幅広い価値観を伝えることが大切であるように思いま
す。

渡会 高齢者に対応した住宅といったときに、まず「安全」というのは当然
だと思ふのです。高齢者が起こす火災は非常に多くて、その中に「天プラ鍋

から引火して」というのが多い。ですから、キッチンをつくるのだったら、
高齢者対応はオープンキッチンがいいと思うのです。オープンにしておけば、
だれかが見守る。そうすれば、かなりの「安全」が確保できるのではないか。
菅原 炎でなくて、電磁調理器にすればだいぶ安全ですよ。

在塚 設備に頼るのではなく、お互いに見守ることによる「安全」というの
が大事だと思います。それが基本的な人とのつながりをつくるし、今度のよ
うな大震災のときにも、そういう地域の関係が大事だった。安全を言い過ぎ
ると、肝腎の自立とか、人間どうしのつながりが忘れられがちになるとい
う感じがします。

小林 バリアフリーデザインというのは、単に設計技術だけではなく、住文
化がどうなるか、自立と安全の関係をどう考えるのかという幅広い問題につ
ながっています。さらに、在宅ケアや個別障害への対応が確立しないと、バ
リアフリーだけ先行しても始まらないという根本の問題もあります。これか
ら、さらに議論を詰めていくことが大切ではないでしょうか。ありがとうございます。
ございました。

(文責 編集部)



建築設計者はじめ、医療、福祉関係者など多数の方がたが参加
されたミニシンポジウムの会場。

バリアフリーは住宅の基本性能でなければならぬ

設計者の責任をただす…住文化は、これまで居住者の莫大な犠牲の上に成り立ってきた

古瀬 敏

はじめに

どういふわけか、設計者の間には、バリアフリーは一部の居住者のためだけのものだという思い込みが、いまだにあるようだ。そしてそれが日本古来の「住文化」と相反するという思い込みも。確かにさまざまなむずかしさはあるにしても、基本的にはそうした矛盾はないと筆者は主張する（以下煩雑なので、住文化のへんはつけない）。

一九八七年四月から始めて一九九二年三月まで、五年間にわたって実施した建設省の技術開発プロジェクト「長寿社会における居住環境向上技術の開発」は、その誤れる「常識」を正すためのものだったといっているだろう。そこでは、「高齢者・障害者対応」とひとくくりにして議論されてきたものが、実は、高齢者すなわち「寝たきり、痴呆、車いす」という誤ったステレオタイプに振り回されることが多かった、ということ指摘するのに最大のポイントがあった。なぜそういったステレオタイプがはびこったかは明白である。障害者を支援する先端技術開発には大きな予算が配分されるし、必要であればそうした機器は特注で高価であっても需要がある。さらに、マスクもセンサーシヨナルなものを取り上げたがる。一部にそうした事例がある

ば、それは十分取り上げるに値する話題だということになる。これは、マスクに本質的に含まれる必要悪かもしれない。確かに、極端な例のほうが、問題意識を喚起するには好都合なときもある。しかし、住宅に関してはそれはすまない。如何に取り上げられようと、他人の問題がどうであろうと、それが現在の自分に関係なければ、わが家はそうである必要はないということになる。この、「私有財産のありように口を出すな」という主張に反論し、いずれそうなるもおかしくないと納得させる論拠が、どうしても必要だったのだ。

住宅デザインの不都合は一握りの障害高齢者の問題ではない

急速な高齢化が指摘され始めたころは、一般の人だけでなく専門家の頭の中にあつたのも「寝たきり、痴呆、車いす」、高齢者すなわち障害者というイメージだった。筆者は、そうではなく、圧倒的に多数の高齢者、障害者の範疇に含まれるほどではない高齢者が多大な不都合を被っていること、考えようによっては、ほとんどすべての居住者がこれまでの住宅のありようのためにしわ寄せを受けていること、を示したかった。これまでの住宅のありよう

そのものが住文化だとすれば、住文化は居住者のばく大な犠牲の上に成立している、そして、設計者（建築家）がその上にあぐらをかいてふんぞり返っているということになる。これは、ふつうの居住者の立場からいえば、絶対許しがたいことなのだ。

この問題は、住宅の日常安全性と使い勝手に集中的にあらわれるのだが、この論点はなかなか理解されなかった。普通の人は、自身の高齢化を偏見を持たずに想像することができないからだ。だから、長い間、事故が起こって、「それは当人の不注意」ですませてきた。使えない不都合は、それを回避する手段があるものと樂觀していた。実際には、同居家族にすべてを押しつけていたのだが。このように問題点をひとつひとつとらえているかぎり、住宅デザインに拒否権を突きつけることができない。

プロジェクト実施の過程で、データによって明確に示したのは、次の点だった。まず、住宅の中に使いにくいデザインはたくさんあるが、それは高齢者のみが不都合を被っているのではない。いっしょに回答をもらった高齢者以外の居住者も、同じ点で不都合を訴えていることは少なくないのだ。つまり、ふだん口に出して訴えなくとも、内心はみんな不満でいっぱい。可能であれば改修したいという希望も強い。しかし、それは個人的な問題だという反論も出てこよう。それに対する再反論が、家庭内事故の発生の多さと、それがデザインミスに起因しているという事実である。そして、その多くが「日本的デザイン」、へ住文化」とされているもののためだ。

どこにボタンの掛け違いがあるのか

そもそもこうしたミスマッチは、社会が急速に変わったということを理解しないから起こるのだ。住文化と称しているもの多くは、戦前から戦後すぐの社会背景を前提にしている。いわく、家族制は同居大家族、それも長男夫婦同居で女性の多くは専業主婦か自営の手伝い、平均寿命は五〇歳からころうじて六〇歳程度で、六五歳以上の高齢者の割合は人口の五%、建築物の

設計は伝統的なもので、使われる材料もその性質がよく知られているもの、体力が衰えたりした高齢者はその智慧の故に長老として敬われ支えられ、離れや隠居所が提供されたりした。

これらの前提は、いまやほとんどなくなってしまった。核家族化し、女性の社会進出が進み、平均寿命は七五歳から八〇歳、高齢者はいまは人口の四%だが一気に二五%まで上昇中、住宅その他のデザインは洋風化して、その隙間に和風デザインが当初の意味を失って納まっていたりする。もちろん離れや隠居所は夢物語で、長老どころか男性は邪魔者扱いだ。

こうした変化が持つ意味を理解し、対処するには、本来は何世代も必要だ。ごく短期間に意識が変わるわけではない。ヨーロッパ諸国が高齢化にうまく対処しているといわれるが、緩やかに変化した国では百年以上、速度が速くても五〇年くらいかかってゆっくり高齢化している。わが国は、それこそ瞬きの間に高齢化しており、可能な方策を思いついたときには、事態のほうがずっと先に進んでいる。

いま間違いなく言えることは、ひとつしかない。とにかく高齢者には自立が求められるということである。原則として他人の助けを借りずに、自分で住み続けられるかどうか、住宅の評価軸になるべきだ。あいにくなことに、日本的デザインはほとんどが、健康で体力のある人間を前提としている。畳の上での平座という住様式からしてそうなのだ。そんなものと心中するなど、愚の骨頂ではないだろうか。

「住文化」の美名のもとに見過ごされている問題は？

伝統的な住宅デザインでの問題点を列記すれば、床段差、敷居、階段、浴室、畳などだろう。これらは、健康な成人以外はその存在が見えなかった三〇年前には、ほとんど議論にならなかつたに違いはないが、同期生のうちの八〇%ほどが六五歳以上の高齢者となろうとしている現在では無視できない。以下、それぞれについて手短かにコメントする。

日本の住宅はどうして地面より高いのか

建築基準法施行令22条の規定によれば、建物を建てる時には、床面を地盤の基準面より四五センチ上げなければならない。そうするのは、地面からの湿気の影響を防ぐためであるとされている。もちろん、湿気の影響をほかの手段を用いて防止できる場合には、これに従う必要はない。多くの国では地面は比較的乾燥していて、収納目的に地下室がよくつくられているが、わが国では収納はほとんど地上の蔵であって、地下室の例はあまりないのを見れば、この問題は深刻なのだと推察できる。確かに、梅雨時や秋の台風シーズンなどの万が一の出水時に備えて、床を上げておくのが賢いやり方であることは事実で、ほかに確固とした理由がなければ、地面から上げておけば失敗することはまずない。加えて、道路より建物敷地を少し上げることもし一般的である。しかし、このように地面から持ち上げれば、その住宅はバリアフリーではなくなってしまう。特に最近のように狭小な敷地では、この問題に對する手軽な解決策はほとんどない。

その住宅の入り口である玄関にある段差は、この地面からの湿気の影響を避けるために床を上げざるを得ないという要請から始まっているが、一方で格式の問題があり、もう一方では泥除け、ほこり止めという実用的な意味がある。確かに、すきま風で土間の汚れが押しよせてくるのは、段をつけていればかなり防げる。もっとも、格式張った玄関式台はめつたに使われないものだった。それに比べれば、いまの玄関は手狭だし、申しわけ程度のものでしかないように思われる。本来、式台というものは武家住宅の系譜に属するもので、それがサラリーマン住宅に、きわめてミニチュア化された形であるうじて残っているに過ぎない。それを住文化というのはいささか誇張であろう。

日常生活空間としての土間

式台付きの玄関は公式な客人用で、ふだんは土間から出入りするのが一般

的だった。その土間は、昔は生活空間だった。いまのようなちま・ちました玄関の土間では何もできないが、広々とした土間は、実に使い途の多かつた空間であろう。台所はここにあり、テーブルやいすが置かれ、食事もそこで食べるのがふつうだったのではないか。たいていの作業はここでできるし、天気の良いときは子どもの遊び場にもなった。

こうした土間が果たしていた役割は、現代ではリビングとダイニング、そして台所が担っているといえようが、土間には含まれていたユーティリティの機能は実際には欠落している。これは、上述したとおり、住宅のモデルが農家から武家住宅に変わってしまったこととも無関係ではなからう。すでにそこでも、住文化は変質してしまったのではないか。

格式を示していた住宅内の段差

では、室内空間どうしの間の段差はどうだろうか。明らかに格や機能が違う空間では、そこを越えるときに心を清めるために、立ち止まり、時としてひざまずいていた。板張りの廊下と畳の部屋との関係は、障子や襖を挟んで本来そのようなものであった。こうした立居振る舞いが要求され、またそれができる人だけが住宅の住まい手なら、何も問題はない。しかし、現実が大きく変わっている。われわれはもはや段差のところでもそんな作法をとる機会はずっと減っている。また、住宅のプラン、さらには実際の使われ方を見ると、襖や障子は開け放しということも少なくない。畳の空間は、リビングの延長にしかなくておらず、いずまいを正すなど、とうの昔にどこかにとんでしまった。このような状況に安易な形でわずかな段差がついた畳空間を導入すれば、無造作に踏み込んだり、近道をしようとして、つまずき事故が起こるのはほとんど必然であろう。

単なる敷居の場合もつと問題である。戸や扉があるのは空間を仕切るためだったはずだが、上述したように開き放しにされる戸・扉も少なくない。空間の利用の概念が大きく違ってしまったのである。ふだん閉まってい

るからこそ敷居の意味があり、利用者もその存在を意識するのに、もし開いていけば、不注意な人がつまずいてしまう。なぜそんなところに段になった敷居があるかといえば、すきま風よけだろう。確かに、段をつけておいたほうが確実に召し合わせが効く。しかし、開放したままでは何の意味もない。

さらに、足腰が弱ってくれば、明確に段差が見えていても当人が思っているとおりの動きができなくなったり、体重の上下移動自体が苦痛になる。その結果、わずかな段差でさえ、障害になったり、つまずきのもとになって、事故につながってしまう。そのような事態の発生は、もとより予測されていなかった。こういうことを考えると、伝統を支えていた背景は消滅してしまっているといわざるを得ない。居住者にわなをかけて待ちかまえているなどはや住文化の名に値しないだろう。

階段

わが国の住宅で階段が急なのはなぜだろうか。ほとんど誰もから「階段などなければもつといいのに」と思われているからであろう。もともと、階段をデザインの焦点として設計するなど、わが国ではなかった。健康な成人だけが使っているうちは、階段は梯子でも差し支えない。文化財に指定されている古い住宅を見ると、その多くはまさにそうした発想でつくられている。

違っているものがあるとすれば、それは洋館であった。ふつうの住宅の二階は屋根裏であったり、作業場であったり、使用人などが寝るだけの空間であったり、いずれにせよ頻繁に上ったり下りたりというものではなかった。また、急な階段を使えない人は、階段を使う必要がない離れ、隠居所などに住んでいた（これはごく最近までそうだった）。そのような暗黙の了解があったが故に、市街地建築物法、そして戦後すぐにつくられた建築基準法施行令いずれにあっても、階段勾配の最低基準は一五センチの踏み面と二三センチの蹴上げの組み合わせだった。これは、一間の距離で一間半の高さを上るものまで許容しているわけである。

しかし、今の一般的な住宅では、二階の利用方法は大幅に変わってしまった。それはなくてはならない居住空間になっており、必ずしも健康な成人だけが使うわけではない。豪勢な住宅を除けば、二階も重要な生活空間として利用されるべくつくられている。したがって階段のあり方も変わらなければならぬ。現代では、人が譲るのではなく階段が譲らなければならぬ。利用者にとって勾配のきつすぎる階段はとうてい住文化などではなく、論外であろう。

便所

和風便器というものがある。あれは住文化だろうか。汲み取り式であることは、尿尿を肥料にしていた時代は重要だっただろう。江戸時代には、汲み取る側が住人に費用を払っていたというふうにもいわれた。いまではそのようなことは一切なく、汲み取ってもらうほうがそのための費用を払う。尿尿の経済的価値がなくなり、水洗便所に変わったときに、和風便器の存在意義も同時に消滅したのだろう。西洋便器は男子小用便器の役目も兼ねられるので、便所の面積節約にも寄与したのが、日本住宅公団の団地を先兵として全国的にまたたくまに普及した最大理由だと聞いたことがある。ただこのときに、水があふれて床がびしょぬれになることを危惧して、便所の床を一段下げてつくることもかなり一般的になった。せっかく使いやすい便所ができるはずが、ボタンを掛け違えたのだ。これは最近になってようやく解決されそうだが、公共空間では依然として和風便器が大きな顔をしている。あれはどこかおかしい。

浴室

風呂も、現在の住宅では段差が問題となる場所である。特に、脱衣室から洗い場に入る際には、一段下がったり、あるいは跨ぎがあるのがふつうで、

二階では、水処理をしやすくするために、脱衣室を廊下より一段上げることが一般的だ(そうしないとたいへんなのだ)。しかし、これらが伝統的な方法かどうか、実は疑問がある。だいたい、いまのような風呂が住宅で一般的になったのが、さほど古いことではないからである。以前は都市では、内風呂よりも銭湯のほうが多かったし、あったとしても湯を立てるのはかなりのぜいたくであつて、コックをひねれば湯が出るなどというのは論外だった。たらいで行水というところがせいぜいだった。

しかし、温泉を知っている日本人にとっては、内風呂は理想だったに違いない。ふんだんに使える湯を湯舟にたたえ、そこでゆつくりと身体を温め、汚れは洗い場で落とすというやり方を住宅に適用すれば、温泉や銭湯のミニチュア版になり、段差を用いて水処理するのはたぶん必然であつただろう。自然な勾配でさりげなく大量の水を処理するのは不可能だからだ。が、結果として、家庭内での高齢者介護の最大課題が入浴になったのはご存知のとおり。もちろん、これは浴室だけの問題ではなく、上述したごとく、そこに至るまでの動線自体が、段差や敷居などで何重ものバリアとなつているわけだが。そのような状態を放置しておいて、膨大なマンパワー費用をかけて入浴サービスを実施しても、よくて月に二回程度という結末は、いささか常軌を逸している。いまの風呂が、それほどまでして守るべき住文化とはいえない。バリアフリーにしてシャワーを浴びられるようにすれば、そんな苦労がうそみたいになるはずだ。

畳

日本的デザインの象徴のもう一つは畳だろう。畳の上であぐらをかいたり、寝転がったりするのが大好きという人は多い。湿度の高いわが国では、素足で快適な床仕上げ材として、畳の評価は高いし、多用途空間の仕上げとしては難が少なくない。洋風を主体とした住宅でも、畳部屋を少なくともひとつつくっておかないと、建て売りで最後まで売れ残るし、賃貸でもそうだという。

しかし、バリアフリーの視点から見ると、いくつか問題がある。気をつけないと段差がついてしまうし、事実上ふとん就寝が強制されるから、体力が衰えると敷きっぱなしから寝たきりへの近道である。そのままでは畳はベッドの集中荷重を支えきれないし、車いすが侵入してくればめっちゃめっちゃである。ベッドを排除しての畳とふとんの組み合わせが、生活という点からは最悪だ。筆者が薦めるのは、フロアから四〇センチ程度高くした畳空間の導入だ。こうすれば、問題点のいくつかを回避できるし、住文化はある意味では保てる。

設計者の傲慢を排す

使いにくく、事故のもとになるものが、住文化であるが故に温存されるべきだという議論には、筆者は一切与みしない。使い勝手、安全性より住文化を優先させることは許されない。もちろん、それによるマイナスの責任をすべてお取りになる覚悟があれば、設計者も施主も住文化に固執されても結構。ただし責任は、事故死亡に対する設計者の賠償責任も含まれる(概念的にはPL、つまり製造物賠償責任に相当するもの)ことをお忘れなく。かりに危険な設計を施主が容認したり、さらには求めたとしても、第三者が被害を受けたら訴訟のとぼちりは設計者に飛んでこないとは限らない。なぜなら、たとえそれが個人の住宅であつたとしても、想定された居住者以外がそこにいることを完全には排除できないからだ。客の事故は、当事者間の合意範囲を超えてしまう。さらに、もしその住宅がひとたび売買されれば、設計の前提は一挙に崩れてしまう。

その場合、安全を無視したデザインは、公序良俗に反するとして、施主との合意も法的には無効になる可能性だつてある。こうした基本的な社会の約束ごとに、設計者はあまりにも無知なのではなからうか。ことによると、職業行為によって生じた結果について責任をとる能力が欠如しているという事実こそが、建築家がわが国においては三大自由業のひとつとしての職能を確

立し得なかつた最大の理由ではなからうかと、筆者はつねづね考えているほどだ。

強者の論理を押しつけるべきではない

もう一つ許したいのは、住宅の中が多少不便なほうが自然に訓練になるから高齢者にとっていいという主張である。和風便器にしゃがんだり、敷居を跨いだり、段差を乗り越えたりという、日本的デザインに根ざすのがそうした訓練項目だという。体力が衰えた居住者を住宅内での訓練に縛りつけ、一步も外に出さないつもりですか。ひとたび外に出れば、完全に平らな歩行環境はできっこないし、さまざまな使いにくさは残るだろう。しかし、社会的に行動することの意味を考えれば、それでも外出するはずだ。それに比べれば、住宅の中のほとんど意味のないバリアとの戦いがQOLと関係あるとは、どうこじつけてもいえないはずだ。また、作業療法士は、どのようにして本人の自主的な参加を引き出すか、いつも苦労しているので、かりにそうした「訓練」が在宅リハビリテーションのメニューに取り入れられても、すぐやられなくなってしまうのは、よく知っている。

逆に、それが生活の上で必ずしも使わなくてもすむ空間であれば、使える間だけ挑戦することもあり得よう。たとえば、従来のような手すり無しで急勾配ではなく、そこそこ緩やかな勾配で手すりがないとついた階段の昇降は、行動機能のある水準に保つのに有効であろう。しかし、使うのがはなはだ困難になった時のことも考えておくべきだ。さもないければ、階段の向こう側の空間は壮大なむだ遣いとなる。

おわりに

以上、バリアフリーでない「住文化」がもたらす不都合について、断罪してきた。いささか強引なところもあるが、そうした「住文化」をそのまま許

容していれば、遠からず破局に到ることはまちがいない。伝統の無批判な継承は、緩やかな変化の時代にはともかく、急速に高齢化しつつある社会的背景のもとでは妥当ではない。特に大家族制など、伝統的な住宅での高齢者の生活を支えてきた暗黙の前提が音を立てて崩れつつある現状では、単なる感傷で住文化を擁護することは許されない。住宅のデザインを通して居住者に責任を負っている建築家や技術者のほんとうの自覚が、いま要請されている。建築基準法などで規制されていなければなにをやってもかまわないのだと内心思っている向きが少なくないようだが、論外だ。そうした傲慢な設計による費用は、社会的費用としていずれどこかで償いがなされなければならない。その責任は、職能に伴うものとして設計者にとらせるべきだ。

(こせ・さとし/建設省建築研究所設計計画研究室長)

〈注〉

本原稿の一部に、以前『住宅』誌に書いたものを再構成して加筆した部分があることをお断りする。

〈参考文献〉

- ・古瀬敏(一九九〇)「高齢者の行動能力と住宅設計」、『建築技術』第四七四号、二二六―二三三ページ。
- ・古瀬敏(一九九二)「長寿社会対応住宅設計指針」、『あらか』建築研究成果撰『第一〇集』、二一九―二三九ページ。
- ・建設省(一九九二)総合技術開発プロジェクト「長寿社会における居住環境向上技術の開発―建築関連技術の開発」報告書。
- ・古瀬敏(一九九二)「建築物利用者像の再考を迫る高齢化」、『建築雑誌』一三三六号、四六ページ。
- ・古瀬敏(一九九三)「日本の住宅の段差と伝統…(伝統)と(高齢化)の矛盾克服を」、『住宅』第四八九号、三一―三四ページ。

ユカ上の暮らしと 土間の暮らし

日本の住まいにおける「段差」の意味

沢田 知子



図-1 14世紀のディナー風景
ディナーの食事は部屋の壁際にベンチをしつ
らえ、その前に可動式のテーブルを置いて行
なわれた。
図-1～3 出典：Eric Mercer “Furniture
700-1700” より

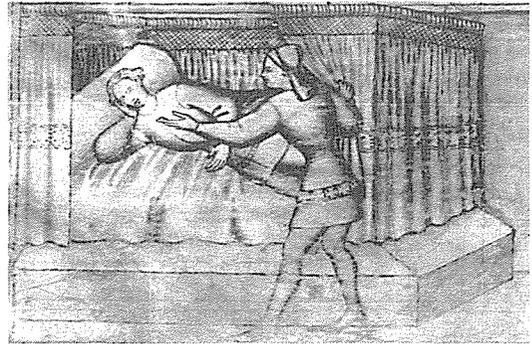


図-2 14世紀おわりのベッド
ベッドの上部に四角いフレームがつき、そ
こにカーテンが回る。この種のベッドは小
さな部屋のような空間をもつ家具である。

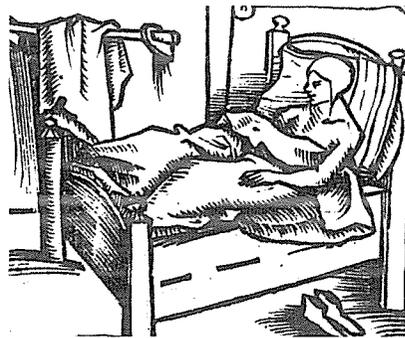


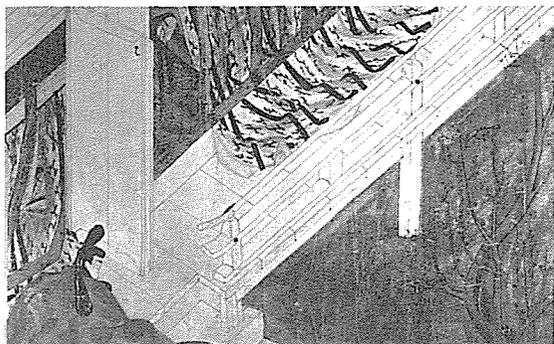
図-3 16世紀初めの本版画
ベッドに寝るときに靴を脱ぐことが示さ
れている。

日本の「玄関」にて

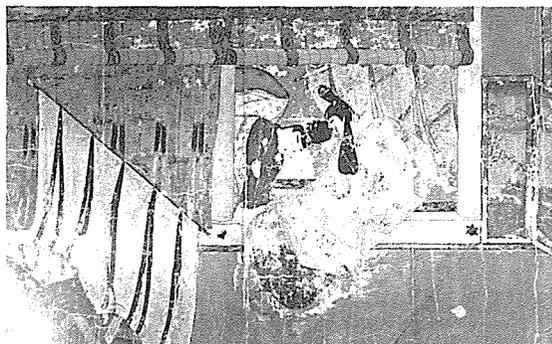
ある日曜日の夕方、わが家はオランダからの友人一行を迎えようとしていた。定刻に電話があつて、やがて賑やかな足音が近づいてくる。こちらから、玄関のドアを開くと、大きな身体の外国人数人で、わが集合住宅の玄関先はそれこそいっぱいであつた。

花束を抱えて、にこやかにあいさつしようとする友人に、「どうぞお入りください」と声をかけて、上がっていただくように促す。しかし、外国人の場合、まず靴を脱ぐのに時間がかかる。靴を脱いだその後の行動は、日本人にとっては予想外の、靴下のまま玄関のタタキの上に立ってしまう行動がほとんどである。

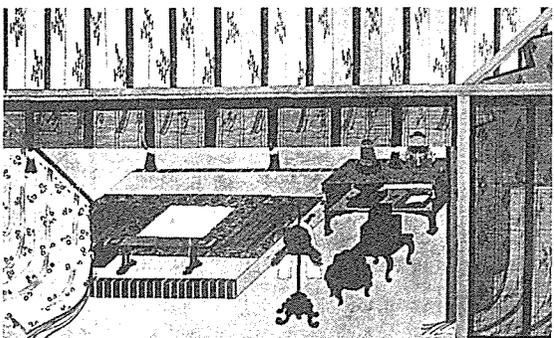
外国人は、「日本の住宅では靴を脱ぐ習慣がある」ということを知識としては了解していても、それに伴う振る舞い方と段差の意味はわかっていない。反対に、ほんの数センチになっているとはいえ、住宅の



図一5 源氏物語 竹河
画面は薫が玉鬘のいる持仏堂を訪ねたところ。高ユカの主室の周囲には簀の子縁が回っている。御簾と几帳の帷子(かたびら)が、ソトとウチをやわらかく仕切る。



図一4 源氏物語 柏木
画面は病床の柏木と夕霧の対面の場面。寝殿造の建物では、柱と柱の間に御簾や壁代をかけ、几帳や屏風の調度を建て回し、畳を敷いて、人のいる場所をつくった。



図一6 寝殿造の座臥具
御座のしつらいは総網縁(うんげんべり)の厚畳の上に電装壁を重ね、茵を敷いて勝息を添え、畳のまわりに二階棚一双、唐櫛筒、鏡箱、鏡台が飾られ、三尺几帳が立てられた。
河路実英『有職故実図鑑』より

各所にある「段差」は、日本人にとって重要な意味をもっていることを知らされる。

ふたつの住文化

「家上がる」のか「家に入る」のか、このふたつの言葉は、「ウチ」と「ソト」の境界のとらえ方についての和洋の基本的相違を示すように思われる。

西欧の組積造の建物では、「ウチ」と「ソト」とは壁によって隔絶され、小さな開口部をもつ閉鎖的な住まいが造られた。開口部には重厚な建具が入り、ドアには常時鍵がかかっている。こうした住居では、玄関のドアを通過することが内部に入ることである。

「ウチ」の空間は、土間式になっており、人びとは土の冷たさや湿気や不潔さから離れ、一定の高さに身体やモノを保つことができる装置として、さまざまな脚付きの家具(いすやテーブルやベッドなど)を工夫し、「いす坐」の生活様式を発展させることとなった(図一)。ベッドに「上がる」時に靴を脱ぐ行為や(図一)、天蓋やカーテンをつけたベッド(図二)をみると、西欧における脚付き家具は、日本の一軒の家にも通じる空間装置である、といった感想を抱く。

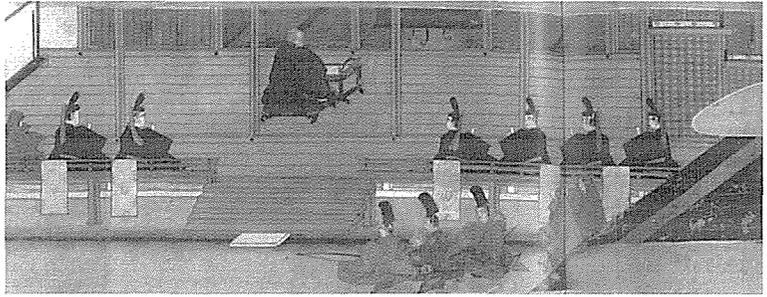
日本の住宅は木造軸組の構造を基本とし、屋根と高ユカ(地面から離れた高さに造られる板張りユカ)のふたつの平面に挟まれた空間として造られた。柱と柱の間には、やわらかい仕切りとしての塀屏具が用いられ(図一)、開放を旨とする障子や襖のような建具が発達した。主室の周囲には、広い縁のスペースが造られ、ソトとウチとを融合する独特な領域が形成された(図一)。

「ウチ」と「ソト」の空間が相互浸透するような住居では、高ユカに上がることが、ウチの空間へ入ることに通じており、高ユカの中の微妙な段差やその上に用いられる座具・敷物などによって、さまざま

図一 「後白河法皇、法然に帰依して、画像を宝蔵に納める」

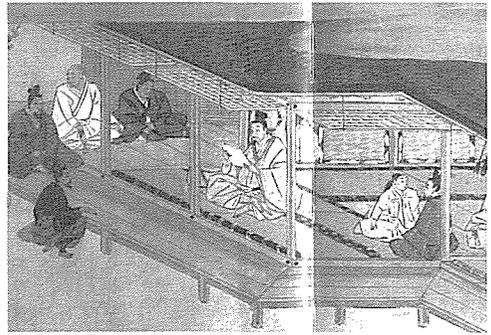
これは清涼殿庇の間、礼盤の上には法然が坐っている。奥の母屋の部分に帳台の壇と鶯脚の卓がみえるのは、高倉天皇の座所とうかがえる。公卿や殿上人はいずれも束帯姿、階の下には衛門府の武官が候している。寝殿造では、儀式の際には、南庇と簀の子縁および南庭がひとつの場として使われ、それぞれの座の高さで位階の序列が表現された。

図7～9 出典：中央公論社 続日本絵巻大成『法然上人絵伝』より



図一〇 「法然、流刑を嘆く門弟たちに、最後の教訓」

法然の流刑を聞く門弟たちは悲壮な面もちで法然の住房につめかけた。これは、流刑を嘆く門弟たちに、法然が最後の教訓をたれているところ。上座に法然が畳を敷いて坐っている。その法然に対座するように敷かれた畳には、門弟たちがあふれる。縁の上には尼御前や女房たちがにじり寄り、縁の端に中腰姿で腰掛けてぞおりの紐を解く女の姿もある。庭に立っている人の姿もある。縁の空間は、腰掛けてもあり、内部への上がり口でもあった。



図一〇 「大胡太郎実秀、法然に念仏安心を尋ねる」

実秀は部屋内に畳を敷いてあぐらをかいて坐り、法然からの返事の文を読んでいる。前庭には文使いの従者がひざまずいている。法然と文使いは、高ユカ上と庭という座の相違によって身分を分けているが、「縁ごし」に対面してやりとりしている。

まな場面や振る舞いが生起されるという「ユカ坐」の生活様式が発達することとなった。板張りの「高ユカ」は、欧米の家具に匹敵する意味と機能をもってきたのである。

日本の住宅には、この高床住居の流れをもつ貴族住宅と、堅穴住居からの流れをもつ庶民住宅との二系列があり、それが互いに影響を及ぼしあいながら今日に至るとされている。

そこで、日本の住宅における「段差」は、大きくみて、貴族住宅の高ユカ式における段差、および庶民住宅の土間部分と高ユカ部分との間の段差、といったふたつの側面をもっていると考えられる。

貴族住宅における「段差」の意味

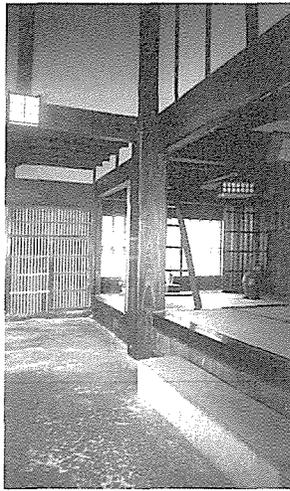
和風住宅の座敷に坐って周囲を見る時、人間の視線はほぼ水平にユカ面を這うように伸びていくことが了解されよう。「段差」の意味や効果は、こうした人間の立ち居振る舞いに応じた視点でとらえる必要がある。

平安時代の寝殿造ではユカは板張りで、人の坐る所にだけ畳を敷いた。板張りユカの上に部分的に敷いた畳の縁は側面まで回っており、その厚みや縁の文様がよく見える。そこで、当時は畳の上に坐る人の身分によって、畳の大きさと縁の文様を変えたのである(図一〇)。また、寝殿造の内部空間は、母屋と庇の部分から構成されていた。はじめは、庇の下の空間は吹き放ちであったと思われるが、後に庇の外側に建具が入り、内部は母屋と庇を通じた空間となった。しかし、母屋の部分は庇の部分より天井が高く、ユカも一段高かったらしい。母屋と庇は空間の重要度が異なっていて、母屋に坐る人と、庇の部分に坐る人とは身分が違ったのである。

寝殿造の南庭と南階は重要な儀式の場でもあった。そうした折には、高ユカの寝殿に上られる人と上がれない人といったかたちで、身分の

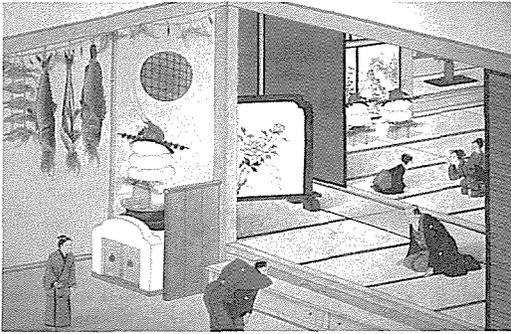
図一12 奈良県今井町の町屋、豊田家

今井町の町屋は土間の部分が大きく部屋が二列配置となり、農家の間取りにも近い点が特徴である。「みせのま」より「なかのま」のユカレベルが一段高く、「なかのま」の前には沓脱ぎ石がある。ここから昇降したことがわかる。



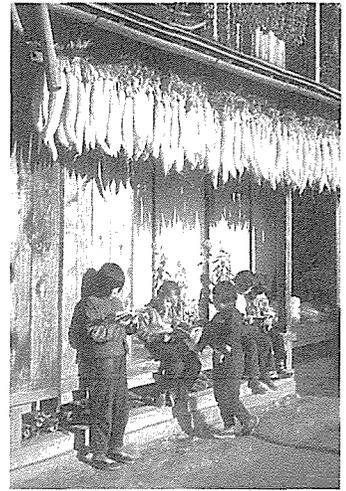
図一13 町屋における「正月のあいさつ」

町屋の大戸口を入った土間で、部屋にいる主人と来客が年賀のあいさつを交わす場面。主人は畳に手をついて、客人は土間に立って腰をかかめてあいさつを交わしている。大河直躬『住まいの人類学』より 川原慶賀画の風俗画



図一10 農家の縁側で遊ぶ子ども(昭和30年)
農家の縁側で、晩秋の日溜まりに子供たちが集まり遊んでいる。腰掛けている子どもも、立っている子どももいる。

写真・文/熊谷元一、解説/井出孫六『ふるさとの昭和史』より



図一11 世田谷の戸建て住宅の縁側

昔は農業を営んでいたが今はサラリーマン住宅である。築年は古く、木製のガラス戸が入り、沓脱ぎ石のある縁側。縁の高さは70センチとかなり高い。*



相違が象徴されたのである(図一7)。

ところが、書院造が成立する過程で畳が部屋に敷き詰めとなると、畳の縁(厚み)の部分が見えなくなり、その文様によって、身分を表すことも効果的ではなくなる。そこで、畳の部屋の一部を高くし「上段」を設け、身分にに応じて、「上段」「下段」に坐る人を分けたのである。このように、貴族住宅の流れをみると、人間の座の高低によって、高位の者の視線がより高く保たれるよう序列がつくられていたことがわかる。

座の相違によって人間関係を象徴するという場面は、日本の貴族住宅にだけ見られるわけではない。西欧の住まいでは、公的な人間関係の秩序の表現は、いすやベッド(今日私たちが考えるような私的な家具ではない)などの意匠の発達によって成されてきたのである。

「縁」におけるさまざまな場面

主室の周囲に設けられる「縁」のスペースは、寝殿造の「簀の子」縁、書院造の「広縁」や「落縁」などにその原型がみられる。

その使い方を、当時を語る絵巻物(法然上人絵伝)を手がかりに見てみると、例えば、大胡太郎実秀が文使いから手紙の返事を受け取る場所として「縁先」が使われている(図一8)。さらに、法然が門弟たちに教訓をたれる場面では、法然は部屋の奥にいて、門弟たちと対座しているが、門弟は部屋から縁へと溢れるように坐っている。また、縁は庭からの腰掛けとしても、部屋への上がり口としても利用されている(図一9)。

縁は部屋より一段低い場所であり、そこに坐る人の身分を象徴するばかりでなく、部屋空間の延長として、また庭からの腰掛けとして、あるいは部屋への上がり口として利用された。その用法は今日の「縁側」とも合い通じることがよくわかる(図一10・11)。

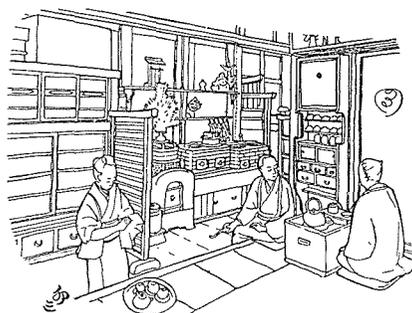


図一16 江戸時代の呉服商「越後屋」の店内風景
 畳の部屋に上がって反物をみながら品定めをする客、土間に置かれた縁台に片膝をのせた姿勢で品物を見せてもらう客、土間には客のつれてきた奉公人であろうか、しゃがんで控えている人がいる。土間と畳の部屋とは開放的につながり、その段差を利用し、さまざまな姿勢や場面が成立していることがわかる。

『日本永代蔵』所蔵

図一14 京都の町屋の「なかのま」での応対

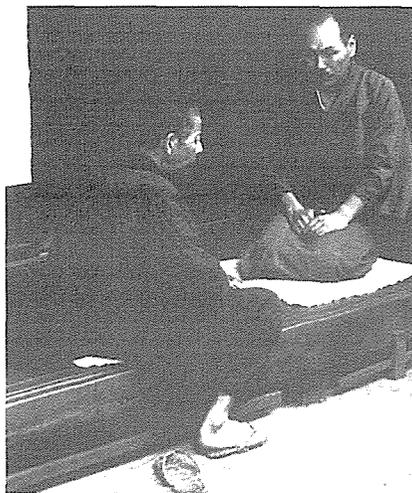
「なかのま」の上がりにはなには客用の座布団が敷かれ、客はその上に腰掛けている。一方、家の主人は畳の上に正座し応対をしている。
 西山卯三『日本のすまい』より



図一15 農家の「小縁」での応対 昭和12年

農家の土間と板張りユカの接する部分には板張りの小さな接客空間があって、ちょっとした客との応対に使われた。客は片足を小縁の上にあげ、片足を土間にさげ、「半腰掛け」のような姿勢をとっている。

出典：図一10に同じ



庶民住宅における、高ユカ部分と土間部分との「段差」の利用

町屋は古代から京都で発達した商家であり、その内部は、片側に表から裏に通じる土間の通り庭があって、この通り庭に沿って一列ないし二列に部屋が並ぶ。土間には、戸棚、かまど、流しなどがあり、家業・炊事・家事などの場所となる。

「広間型」あるいは「田の字型」と呼ばれるような農家の間取りも、ユカ上の部屋と大きな土間とによって構成される間取りが特徴である。農家の土間は冬期や夜なべの農作業場として、また炊事場、食糧置場、道具置場として重要な役割を果たした。

庶民住宅は、「町屋」「農家」とも、土間とユカとが比較的長い距離で接するかたちの住居である点共通する(図一12)。

このユカ上と土間との「段差」はいかに使われたであろうか。町屋のユカ上の部屋は、例えば、表側から「みせのま」「なかのま」「だいどころ」などとなる。「みせのま」に接する土間は「みせにわ」とも呼ばれ、その段差は店の客の応対やあいさつの場所となった(図一13)。「なかのま」の段差は親しい客を接待する場となり、客は履き物を脱がずに上がりはなに腰掛け、家人は部屋に坐って応対することができた(図一14)。また、流しやかまどなどに関わる調理作業は土間で立式で行ない、「だいどころ」のユカ上との段差は、まな板を置いたり摺り鉢を使うなどの調理台として利用した。

農家の場合も、表側の部屋と土間が接するところには小さな板敷部分があり「小縁」などと言われて、その段差はちょっとした接客空間となった(図一15)。

ユカ上と土間との段差は、高い場面でも多様に利用された(図一16・17)。段差の部分は腰掛けであり、ユカ上への上がり口でもあり、今日のテーブルや陳列台のような役割も果たした。また、旅館などでは、



図一八 江戸庶民の台所
ユカ上のかまど、土間部分に流しを置いて
いる。流して洗った茶碗は板張りユカの際に
置かれ、作業する姿勢はユカ上を立て膝である
ことがわかる。

出典：図一七に同じ



図一七 江戸時代の茶屋風景
ユカ上への上がりはなの所に茶の釜がかけられ、
賑場も造られている。ユカ上への段差は腰掛け
でありテーブルがわりであったことが良くわか
る。

三谷一馬『江戸庶民風俗絵典』より



図一九 三代歌川豊國の浮世絵「甲子春黄若餅」

江戸の年末のひきずり餅の行事を描
いている。土間ではかまどで餅米を
ふかす作業と餅つきの作業、板張り
ユカの上では出来上がった餅のかた
ちを整えて冷ます作業が行なわれ、
ユカ上への段差の部分はついた餅を
受け渡す中継点となっている。上が
りはなはユカ上からも土間からも巧
みに利用されている。

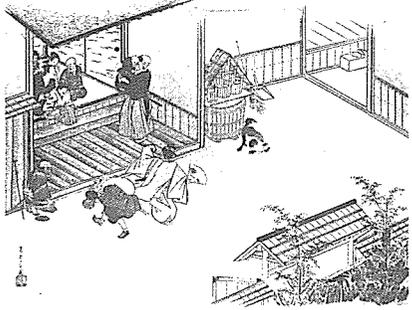
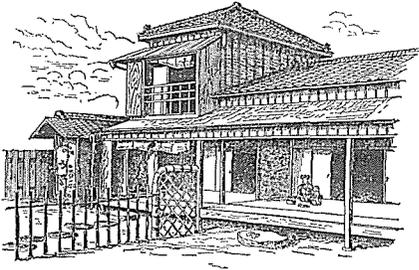
「玄関」における段差の衰退
話が戻るが、玄関の始まりは、寝殿造の中門廊が退化して中門とよばれる突出部となり、殿舎の主要な出入口として使われて、江戸時代には大名や武士の住宅の格式的な玄関となる。この玄関の特徴は籠を主な乗り物とする客の送迎を行なうための式台（階段の下の低い板の間部分）が設けられる点であった（図一20）。こうした玄関を利用するのは、一般に、その家の主人と同格かより高い身分・階層の人の来訪に限られた。また、その上下関係によって、出迎えや見送り、あいさつや応対などの場所と方法も異なった（図一21）。

一方、明治以降には庶民住宅に、小さく区画された空間の内部に土間部分があって、ここからユカ上に上がる「玄関」が見られるようになる（図一22）。大河直躬は、『住まいの人類学』の中で、この土間のある玄関は、「町屋や農家の土間から床上への上がり口に用いられる構造を受けつぐもの」と示唆している。

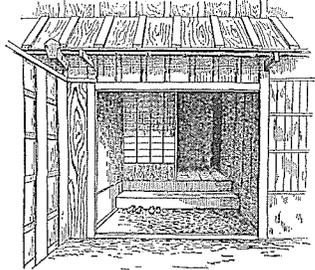
たしかに、一般住宅の玄関も以前は部屋への上がり口だけの場所ではなかった。古い住宅では土間とユカ上との段差が比較的高く、家人

段差は履き物（わらじ）を脱いであがる場合の足洗い場でもあった。一方、江戸庶民の台所を描いた風俗画をみると（図一18）、土間部分に流しを設け、これをユカ上からしゃがんで使う姿がある。かまどもユカ上に設けている。また、明治の台所として、かまどを段差に沿った土間部分にセットし、これをユカ上からつくばい式で利用する例も見られる。

大正時代には、ユカ上の同一レベルに、調理台・流し台・コンロ台などを並べ、立式で作業する台所が普及するが、それまでは、土間と板張りユカの接する部分の段差が、作業場として、ユカ上と土間との中継点として、巧みに利用されていた（図一19）。

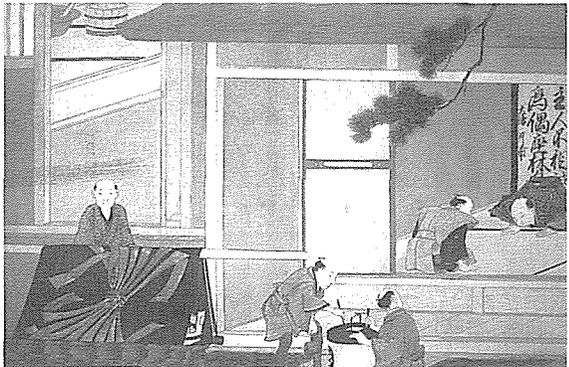


図一20 武家の玄関
江戸時代の中流武家住宅の玄関には「式台」が設けられた。式台は身分の高い客の御籠を横づけに
するために設けた低い板張りのユカの部分。これは、正月松の内の玄関先の光景で、式台にまで出
て、物珍しげに三河漫才を見ている一家の様子が
描かれている。右にはもうひとつ「内玄関」が
あり、土間の部分と沓脱ぎ石が見える。
国書刊行会 平福百穂編『風俗画大成7』より



図一22 エドワード・S・モースの描いた
明治時代の「中流の都市の住宅」の外観と
表玄関

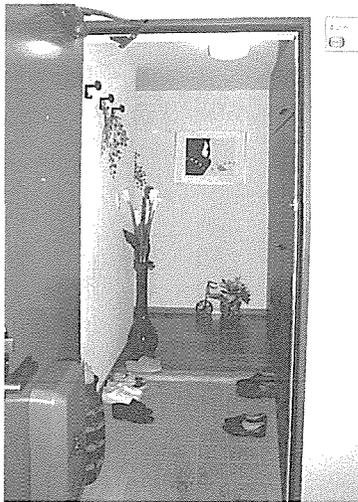
「そこは待合室と考えてもよからう。商用
の来客と会ったり、奉公人がひかえていて
来客に気をつけるところである」と書かれ
ている。小さく区切られた空間の内部に土
間のある「玄関」を描く。
エドワード・S・モース『日本のすまい・
内と外』より



図一21 町屋における式台つきの玄関
玄関は江戸後期の上層の農家や町屋にもかなり普
及した。この絵は、式台つきの玄関のある町屋で
の結納のあいさつ。玄関の畳敷きの部屋にあがっ
て、来客と家の主人があいさつを交わしている。
出典：図一13に同じ

化されている点を読み取れる。
一方、庶民住宅における土間部分とユカ上部分との間の段差は、実
にさまざまな場面で多様に使われていた。
段差のある場所に人が坐る向きと姿勢に注目してみると、段差が「土
間部分にいる人とユカ上部分にいる人」を結びつける作用をしている
ことがわかる。また、ユカへの上がりはながテーブルがわりに使われ
ることによって、「土間部分の行為とユカ上の行為」とが一体化される
ような場面もたくさん見られた。「段差」の部分は、さまざまな物事を
生起させるポテンシャルの高い領域を成していることが各種の場面か
ら読み取れる。高ユカの周囲にある段差の意味は、「縁」という言葉に
集約されるとも言えよう。
「縁」の意味を『広辞苑』で引いてみると、「①へり。ふち。②家の
外側に添えた細長い板敷き。縁側。③人と人、または人と物事を結び
つける、不思議な力。④ゆかり。つづきあい。えにし。関係」などの

はユカ上に坐り、客は土間に立ってあいさつをし、簡単な応接には腰
掛けの機能を果たした(図一23・24)。
ただ、近年の集合住宅の玄関では段差はごくわずかとなっている。
こうした玄関では、立ったままでのあいさつが普遍化し、段差は、履
き物を脱ぐための境界線を示唆する記号となりつつある(図一25)。
「段差」のある住まい、再考



図一25 現代の集合住宅の玄関
新しい集合住宅の玄関。開きのスチール戸がつき、土間部分はタイル敷き、右手に下足箱がある。この玄関の段差は数センチ。こうした玄関では客とのあいさつは立礼、応対も立式とならざるをえない。玄関先に腰掛けた軽い接待はもうできない。

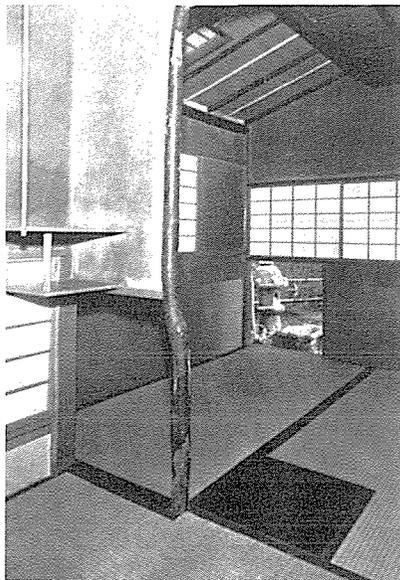


図一24 現代住宅の玄関
これは昭和55年に建てられた都内の戸建て住宅の玄関。玄関の扉はアルミ製の開き戸、土間部分はタイル貼り、玄関の段差は28センチで、腰掛けるのにはちょうど良い。写真は、隣家の主婦が回覧版をもってきて、ちょっとおしゃべりをしているところ、家の人は正座、客は腰掛け姿勢で対応している。*



図一23 現代住宅の玄関
現代住宅の玄関でも、ひと昔前までは沓脱ぎ石があり、また、玄関の土間からユカ上へ上がるところには立派な材を用いて上がり框が設けられた。この一線を越えて「玄関に上がる」ことが重要であった。玄関には家人が坐っており、客は上がりはなにも腰掛けて応対する場面も多かった。この玄関の段差は45センチ。*

*一図一11、23、24は、内田正穂「文化女子大学卒業論文「日本住宅における段差の意味と「腰掛ける場所」の考察」より



図一26 小間の茶室の内部
部屋は閉鎖的な壁で囲まれ、入り口は高さを押さえたにじり口、主人が点前をする場所（手前側）は袖壁で軽く仕切られている。右手には床の間があり、この前が客の座となる。

意味が書かれている。「縁」には、空間のみならず物事や人間関係を仕切りながらもつなぐような意味が示唆されているのである。

こうして、壁面的には開放を旨としながらも、ユカの高低や段差の存在によって、ある種の空間のしくみと行動の秩序が保たれてきたのが、日本の住宅の大きな特徴であった。もし、このユカがあくまで均質な物理的平面に置き換えられるとしたら、どうだろうか。

そうした意味で、「主客同座」を説いた利休の小間の茶室は有力な示唆を与えるように思われる(図一26)。すなわち、利休は極力閉鎖的な空間を考案し、にじり口、床の間、小さな明かり窓、中柱のある袖壁など、壁の意匠を凝らすことで、求道的な侘び茶の空間を創出した。小間の茶室では、ユカに代わって、壁の配置や凸凹が、さまざまな意味のあるコーナーを造りあげている。

人と人が集い交わりをもつための内部空間をいかに造るのか、そうした新しい作法を探る方向の中で、バリアフリーの問題も議論されてほしいものである。

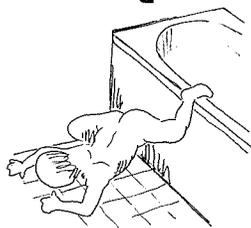
(さわだ・ともこ／文化女子大学生活造形学科住環境学研究室教授)

高齢者の望む家

地域社会との間の壁を取り去り、よき互助関係をもてること

はら・ひろし

文中の挿絵も著者による



東京で最も人口過密であるといわれている（戸越銀座）に長年住んできた私にとって、湘南は、いつか住みたいと思う憧れの土地であった。

母が一人であり出歩けなくなったのを期に、脱サラから八年自営してきたディスカウトショップを住まいと一緒に処分して、茅ヶ崎に引っ越し、母と二人で余生を送ることにした。海岸から三〇〇mのところに探しあてた4LDK新築二階建てである。平成二年一〇月、私の夢は実現したのである。

ところがその私が、今、夢の一戸建てを捨て、茨城県つくばのコーポラティブ方式という聞きなれないマンション計画の入居者として、間取りプランに取り組んでいるのである。安住の地と、安心して住める住まいを求めて。

「孤独」という名のバリア

母は長年の糖尿病による足首から先の痺れと膝

関節痛で、茅ヶ崎に来て二年が過ぎた頃には、杖をつけて五〇m歩くのがやっとであった。そんな或る日、それは突然起きたのである。母は浴槽から出るとき、後の足首が縁にひっかかってはずせなくなり、洗い場に頭から逆さになったまま二、三〇分ほど声も出せずにいた。私はリビングでかすかな声を聞き、失神寸前の母を発見したのである。

自宅の風呂で溺死した知人のお爺ちゃん、敷居につまずき骨折して入院したきりになった人など、急に人ごとではなくなってきたのである。私はできるだけ外出を止め、家の中に気を配るようになった。

母はすり足で歩くので、ちよっとしたものにもつまずき、玄関などの大きな段差には大変苦労していた。階段も難儀となってきた寝室を一階の和室に移してからは、私の目の届かないことも多くなり、ベッドから落ちたり敷居につまずいて、つかまれる場所まで這っているのを見かけたりした。

全自動のバス、給湯システム、ウォッシュレットのトイレにシステムキッチン。最新の設備は母にも私にも魅力的で喜んで入居したのだが、当然のことながらこの建て売り住宅も、高齢化への配慮はされていなかったのである。部屋を移動することに段差があり、廊下は狭く、階段は急である。風呂の事故があったので、私は母の目で住まいを見ることができ、在来工法による家屋がいかに高齢者などにとって危険がいっぱいであるかがわかってきたのである。

しかし私が、「ここには住めない」と意を決したのは、母が時どき口にするようになった「私は孤独だ」「私は一人ぼっちだ」という初めは何を言っているのかわからなかった言葉の意味が、次第に、母の立場でわかるようになってきたからである。母は社交家タイプである。今はその能力が失われたのか、あるいはここに疎外的地域性があるのか、ついに近所に友だちができなかった。通院、ショッピングは一人では行けないし、近くを歩いても声を掛けてくれる人はいない。私がたまの外出で遅くなったときなど、玄関で靴を履き「東京へ行こうと思って」と、私を慌てさせるようなことも時々あったのである。東京には昔からの知り合いも多いし、永年住んできた戸越銀座の移り変わりは母の歴史でもあったはずである。そのつながりを断つことは、年をとった母には苦痛であったにちがいない。

バリアフリーとは、どのような障害の対応のこ

とまでを言うのであろうか、私たち親子にとつてのバリアとは、段差はもちろんだが、動きにくい狭いところもそうだし、家族を隔てている壁であり、更に地域社会との間にある見えない壁である。このままだと母の心は孤独の壁に閉ざされることになる。早急に壁を取り除くか、壁のないところに脱出しなければならぬ。

都心マンションへの緊急避難

それは池袋西口から1kmのところにあつた。希望通りにリビングが広く日当たりも良いエレベーター付きの賃貸マンションで、通院・ショッピングも便利である。ただ月三三万五千円の賃料はきつかったが、緊急避難と考えて借りることにした。久しぶりの都会生活に、私も常に一緒に付いて行くことができたし、母もみるみる明るさを取り戻してきたのである。東京は地方より福祉が多少進んでいたのである。母は心身障害者の認定を受けていたので、福祉手当のほか自動車税の免除、ガソリン代の助成金や歩行器などの補助用具を、いろいろ支給して頂くことができた。手すりやリフォームの助成制度も受けられるのだが、賃貸マンションなので工事ができなかった。私も一年すれば高齢者の仲間入りである。次第に新しい環境への適応力も衰えてゆくだろうに、最後のビジョンは立てられるのか、「こんな家賃の高い所にいつまでも居られないしねー」と、そんな時に、読売新聞の「一緒に建ててみませんか」というタイ

トルが目飛び込んだのである。

コーポラティブでつくるバリアのない住まい

それは、つくばハウジング研究会が中心になって進めている「建物買取り型借地権」付きのコーポラティブ方式によるマンション計画である。大病院へ五〇〇m、集会場・コミュニティ広場も設けられる。私はそこに自分の希望の住まいをつくることができ、更に私たちの新しいコミュニティづくりに参加してゆけることを発見したのである。私は四年間試行錯誤して学んだものを、老後へのしつかりしたクオリティ・ライフを築いてゆくのに、この体験を活かそうと考えた。

まず私は、与えられた一〇〇㎡の住まいを次のように考える。

1 独立部屋を作らない

茅ヶ崎、池袋と住み替えてきて、かなりの数の一戸建てやマンションを見てきたが、すべて3LDK・4LDKの間取りであつた。老夫婦向きといったような部屋数の少ない、ゆつたりとしたものは無かつた。私は室内全体をワンルームに見たてて、トイレ・浴室に最も便の良いところに母のベッドを置き、そこから家の中のどこへでも、手すりや杖い歩きができ、将来、車いす使用になっても移動や転回が楽にできるように、充分余裕をとっておきたい。この家はワンルームだから仕切りが無く、家のどこにいても会話が通り、お互いの様子がわかる。これは大切なことだと思う。私

の知っている孤独の殻に閉じ籠ってしまつた人たちは、皆、個室でテレビばかり見ている。家族との交流が少なくなると、おのずと生活リズムも合わなくなつて孤立するようになる。私はこの生活リズムを失わないようにすることが、老化防止の特効薬だと思う。ともするとベッドの周りだけで生活できるよう便利さを考えてしまいがちだが、ここは母の残っている力を使って、料理・洗濯などの日常家事を続けられるようサポートすることの方が良いと思う。また、自から客を招いて接待でもできれば、さらに豊かで張り合いのある生活が引き出せるだろう。

2 浴室

母は温泉が大好きで、北は北海道から南は鹿児島屈指温泉まで、よく旅行したものである。ところが自宅の風呂はあまり入りたがらない。風呂での事故があつてからは、特に入浴回数が減つてきた。高齢者の運動不足を補うのに入浴が勧められていることから、安全で、温泉気分がゆったり入れる風呂を造りたい。

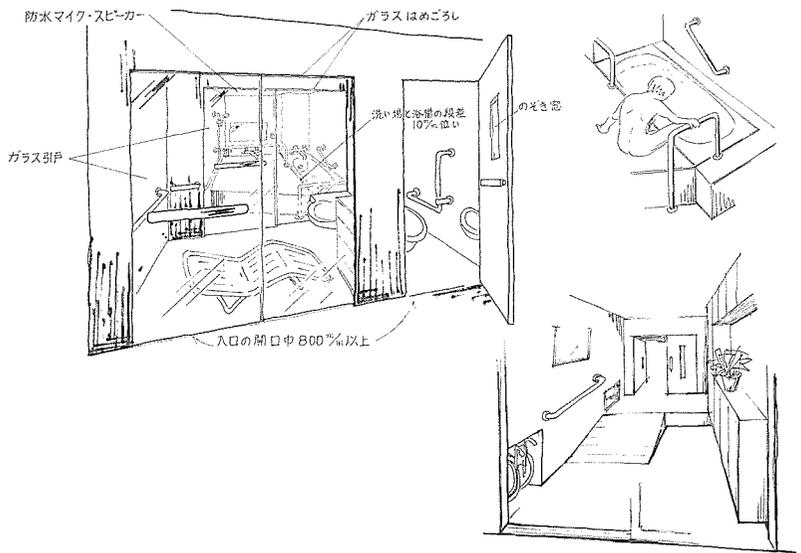
洗い場いっぱい防水マットを置いたとする。その表面はビニール状でツルツル滑る。母は立ち上りが困難だからマットの上を滑って移動する。そして浴槽の縁との間に段差がなければ、安全に入ったり出たりすることができると考えた。

脱衣室は広めにして休息もできるようにしたい。高齢者にとって入浴は意外なほど体力を消耗するそうである。寝椅子など置くようにしたい。

浴室・トイレは我が家の唯一の個室である。ここは特にプライバシーより安全を重視して、脱衣室の戸から浴室の戸まで透明にして見通せるようにし、浴室内の音や声でも居間にいる者と相互に安全を確認し合えるようにしたい。

3 リビング・ダイニング

LDKを家庭の中心に置いて、家族が出会ったり団らんのもととなる。かつての憧れの団地生活の象徴であるが、客にとっては出入りが多くて落ちつかない、いかにも「おじやました」と早々に退散する感じである。LDKを家の「要」にする考え方は今もあまり変わっていないように思えるが、あれは家族中心主義が生んだ日本の文化なのだろうか。ともあれ核家族化で残された親たちにとって、リビング・ダイニングは空しいものとなった。趣味や付き合いを増やそう、コミュニティ活動にも参加しなければ……とは、リタイアしたとき誰しも思うことだが、私はこの気持ちで招客を重視した部屋をつくりたいと思う。玄関を通して南に面したほぼ中央、そこを応接間にしよう。間仕切りはないからオープンスタイルの応接間である。ただし重厚な感じの応接セット等は止めよう。趣味の幾つかは飾る必要があるかも知れない。そこから見まわすと母のベッドからトイレ・浴室・キッチンなどが全部見えるわけである。これはわが家の自慢の作品なのだから進んで案内するようになる。そこで部屋全体がもてなしのスペースとなり、全体が調和したコーディネートが必要



となる。私は明朗・軽快な感じにしたい。キッチンも開放的で対面式だから会話はとぎれることなく、皆で(母がベッドに伏せているときも)歓談を楽しめる。

この開放的な明るさで、お客に気軽に寄って頂けるようになり、さらに私の望んでいる地域の方々がたとの交流に広がってゆくならば、わが家と地域社会との間にあった見ええない壁は、とり除かれたことになる。

地域社会の互助がだいじ

高齢化社会に向かって新ゴールドプランもスタートした。老人福祉、在宅ケアなどの公的支援体勢も次第にできてくると思うが、母にはあるいは間に合わないかもしれない。

阪神大震災で、高齢者の死亡率が大変高かった。せっかく救出されても避難生活の中で命を落とされた方が後をたたなかつたが、これもお年寄りであり、いたましい限りであり、考えさせられてしまった。弱っている人は救いを求める力も弱いのである。「困っている方は申し出て下さい」とはいくら声高に言っても、とどかない。弱者の発信するSOSは微弱であり、それに難解であることを私は母から学んだ。阪神大震災でも、近所の方に助けだされた方がかなりいたが、いざというときは身近の人がいちばんの頼りである。ふだんから高齢者や身障者の状態がつかめていれば、いざというとき素早く対応ができるし、公的支援まで支えることができる。これからは地域社会の互助機能がテーマになってくるだろう。

戦後長い間、競走原理だけで生きてきた私たちが、一八〇度主旨変えして、はたして良き互助精神を発揮するようになれるだろうか。特に私など、激しやすく協調性に欠けるところがあり問題であるが、これから目ざすより良い生活は、コミュニティづくりの善し悪しにつながってくるだろう。

私の高齢者住宅

小史

企業化住宅から個別対応への三つの相

森塾 一生

はじめに

私の高齢者住宅との関わりは、大まかに三期に分けることができる。

第一期は八〇年代前半、工業化住宅会社で通産省の新住宅開発プロジェクト委託研究に参加して、「高齢者・身体障害者ケアシステム技術の研究開発」に携わった時期である。「国連・障害者の一〇年」がこの間に始まり、また、「高齢化社会到来への対応」がマスメディアの話題になり始めていた。第二期は八〇年代後半、委託研究の成果を踏まえ、「生涯住宅の企業化」に取り組んだ時期であ

る。折からのバブル景気で住宅の大型化・高級化が進み、二世帯住宅への社会的関心が高まっていた。

第三期は九〇年代以降、会社を退職して老母・その老人仲間・障害者につき合う暮らしの中で、たまたま出会った高齢者住宅との関わり期である。特定化された設計条件の確かさと反応の直截さを面白がりながら、半ば住まい手の気分で設計したように思う。

これらの住宅のあり様は、設計条件によったものであるが、私自身の立場と高齢者住宅観の変化とも無縁ではないと思われる。

1 高齢者・身体障害者ケアシステム 技術の研究開発

①目標と概要

身体機能が衰えた高齢者、あるいは身体障害者が可能なかぎり自立し、また、介助が必要になってもできるだけ人的介助に頼らないで生活している住宅の開発を目標に、そのための部品化、システム化の基盤技術を確立する研究であった。

二団体・八企業が共同で、技術開発目標とする住宅の概念設計、デザインガイドラインとする性能仕様の設定、それに基づく部品及びシステムの開発を四年間にわたり行なった。

②ハンディキャップ者配慮住宅

誰もが加齢によって程度の差はあれ建築的ハンディキャップ者になり、また、病気や事故でハンディキャップ者になる可能性を持っているという視点で、全ての住宅を標準住宅としてシステム化したものである(図一)。

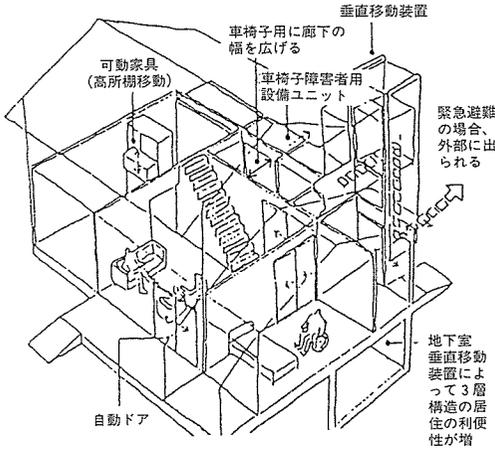
居住者の移動機能を軸に、四段階の性能レベルに展開して、適切な空間や部品の付加・取り替えによってフレキシブルなレベル移行を可能とするよう組織している。

③開発成果と今後の展開

フレキシブル住宅技術の開発は、パイロットプラントの設計・施工、プロトタイプ部品の製作・組み込みによってまとめられた。これらはその後、参加企業はもとより他企業にも刺激を与え、ハン

レベルⅢ住宅

住宅の玄関まわり、すべての内部空間、設備が車いす常用者にも使用可能な住宅である。当該者が更に重度になっても、次のレベルⅣの住宅への移行が容易であるように配慮されているのが望ましい。



1. 内部階段を除き、住居内外でのすべての部分において段差が解消されている住宅であること。
2. 140cmφの車いす回転有効スペースを住居内に適宜配置することにより、住居内の移動空間・居室・設備がすべて使用可能であるような住宅であること。
3. 住居内の生活機器・器具・操作部品および家具が車いすから使用可能であるような住宅であること。
4. 重度障害者に対しても（重度となっても）すみやかに“介助の容易性”に対応できるように配慮されている住宅であること。

自立車いす常用車
電動車いす利用者

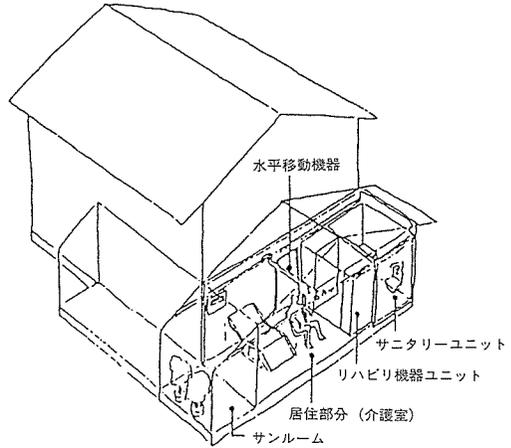
(歩行不能との重複障害者)

(歩行不能との重複障害者)

(Personal Space) +Personal Care Level
日常生活の身のまわり（排泄，入浴等）のケアサービス（ホームヘルパーなど）

レベルⅣ住宅

重度の障害者にもできるかぎりの自立した生活が可能であり、かつ家族等による介助が容易であるような住宅である。住宅の病院化の要求に対し供給されるもので、ねたきり老人に代表される障害者にとって日常の基本的活動がサポートされ、同時に介護者にとっても負担が軽減される介助機器が必要とされる。



1. 介護者のための、ナースセンター的性格をもつ日常生活空間が確保されている住宅であること。
2. 障害者の居住部分（特に寝室、サニタリールーム）において十分な介助スペースが確保されている住宅であること。
3. 電動ホイストおよび住宅用ストレッチャー等による移動・移乗介助の可能性を配慮した住宅であること。
4. 高度の介助機器、生活自立機器、環境・情報コントロール装置の導入が可能であるような住宅であること。

介助車いす常用者
自立電動車いす常用者
ベッド常用者

(歩行・体幹機能障害)
との重複障害者
痴呆高齢者

(歩行・体幹機能障害)
との重複障害者

(Nursing Space) +Nursing & Medical Care Level
日常生活の医療・看護も含むケアサービス（医者・看護者など）

図一 ハンディキャップ者配慮住宅の基本概念図

昭和57年通産省新住宅開発プロジェクト報告書より

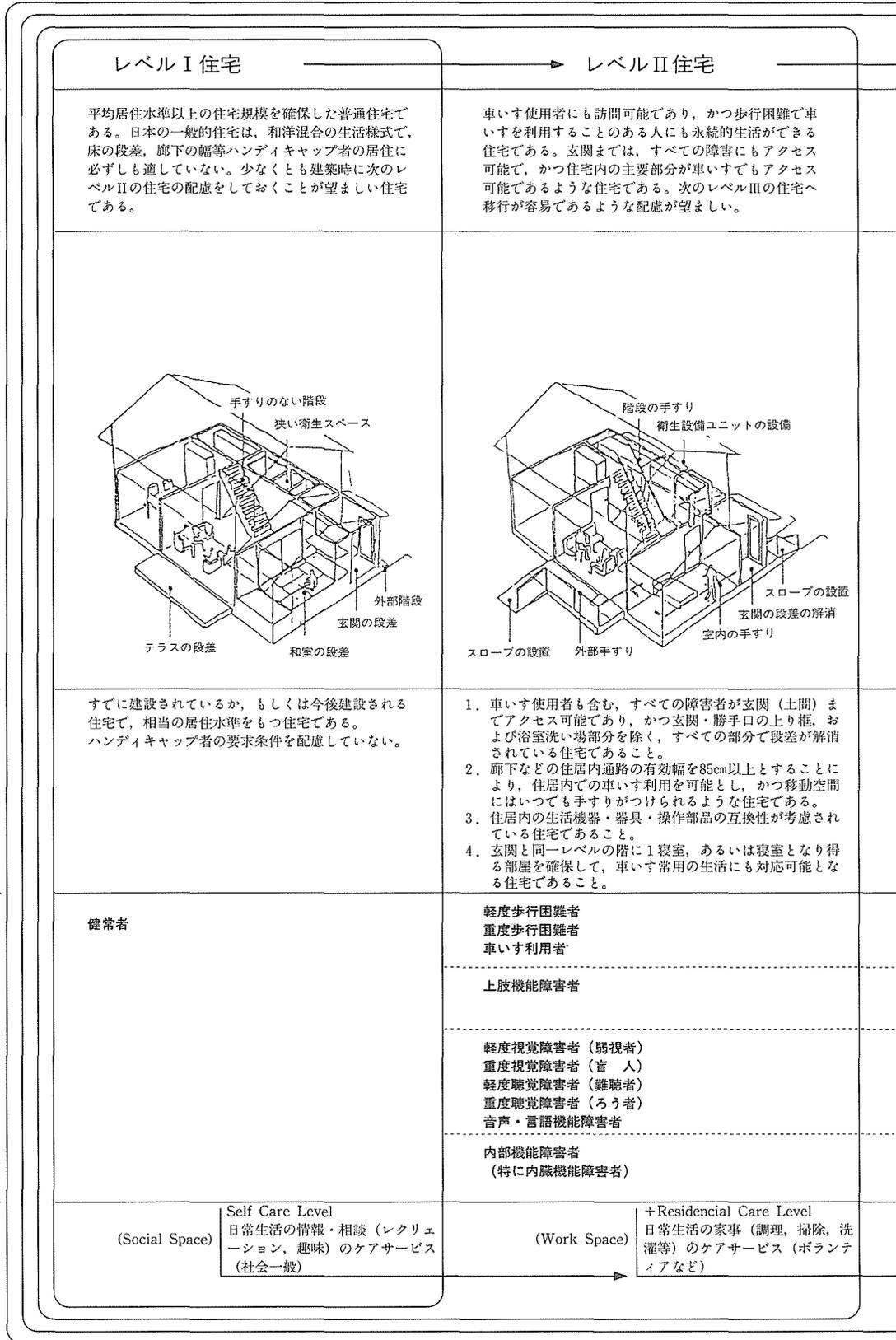
住宅のレベル
基本概念

概念図

基本条件

居住者レベル

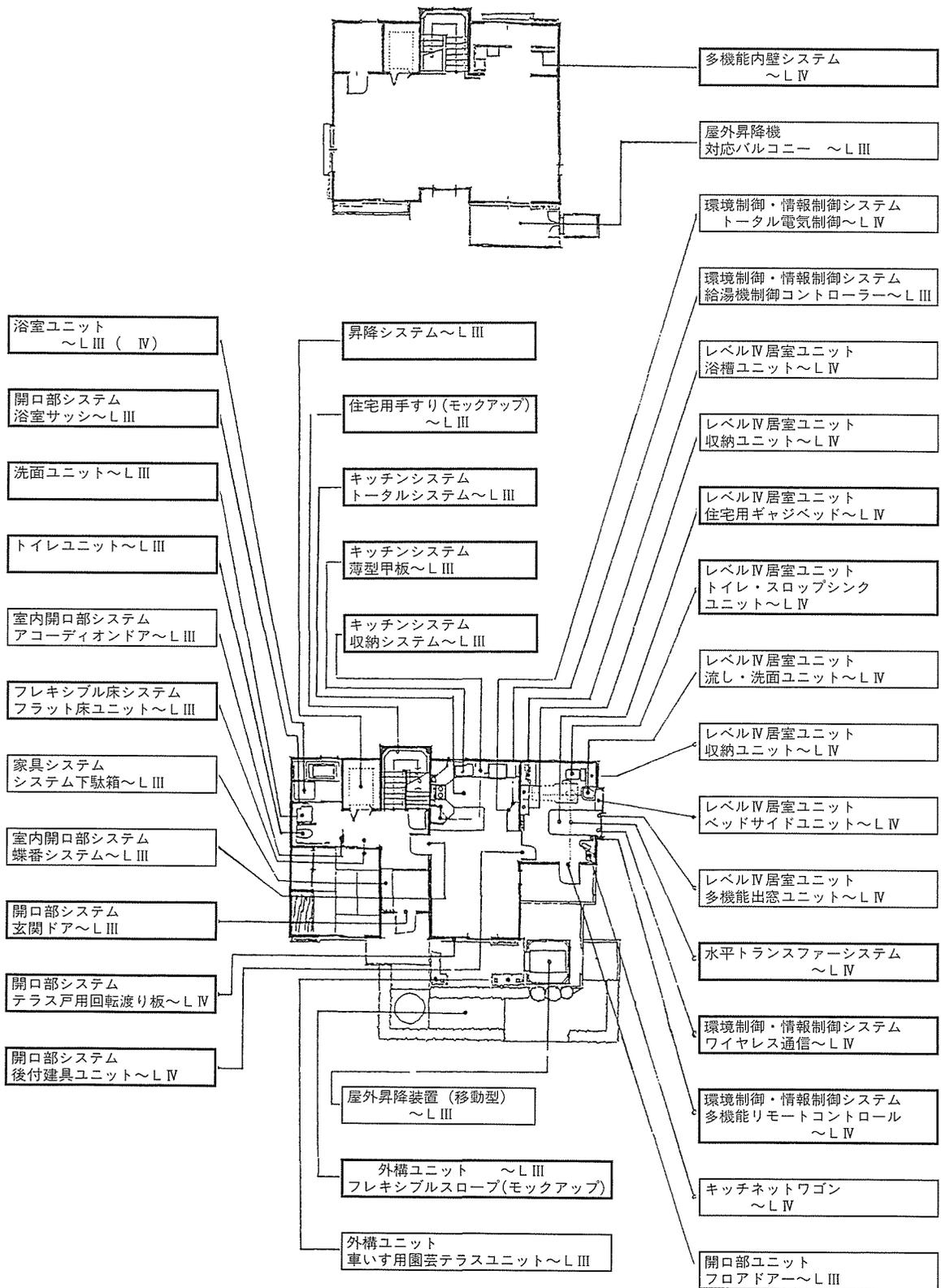
ケアサービスの
レベル



図一 高齢者・身体障害者ケアシステム技術パイロットプラント

太線で囲んだものは、現在実用化されているもの（市販品または特定企業の標準化部品）

昭和 59 年通産省新住宅開発プロジェクト報告書より



デイキャップ者配慮住宅・住宅部品の商品化を促すことになる(図-2)。

2 高齢者住宅の実用化

① 評価と普及啓蒙

前述プロジェクトの評価および普及啓蒙事業の一環として、老人ホームと身体障害者施設にミニマムタイプ(三五㎡〜四五㎡)のモデル住宅を建設し、居住実験その他評価を行なう(図-3)。高齢者にとっての家の象徴は量であること、身障者の動作姿勢が予想を越えて多様であることが印象的

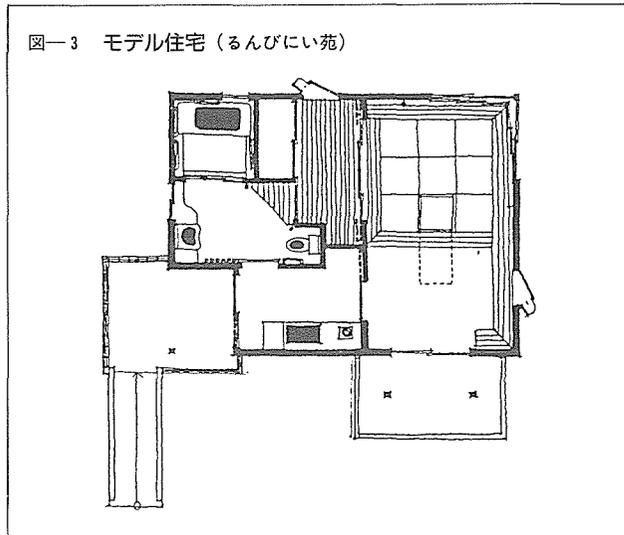


図-3 モデル住宅(るんびにい苑)

であった。

一方、企業独自でモノづくりのための数値目標を求めて(世の中にほとんどなかった)高齢者のデータを採るが、定量的にバリアを捉え、標準の基準を設定することは不可能なことであった。

しかし、研究の未整備と無関係に社会的関心は最高潮に達し、医療・福祉等公的機関その他の要請で、長・短期のモデルルームや展示の制作を行なわねばならなかった。また、その一環として、肢体不自由や視聴覚の加齢変化を誰もが体験できる補装具やビデオも制作した。

② 生涯住宅の設計思想化と展示場

戸建て住宅の二次取得・建て替え率増加に伴い、五〇歳以上の顧客が二〇%程度に増える。このタイミングに「健康で豊かな生活を共にする家・生涯住宅」を会社の設計思想に置いて住宅の見直しを行なう。

心身機能に加え、人生八〇年時代のライフサイクルと耐久性の三本柱である。その展示場は、差異が見え易いレベルIIIを中心に見せながら、快適・安全・自立・介護住宅という流れで位置づけようとした。

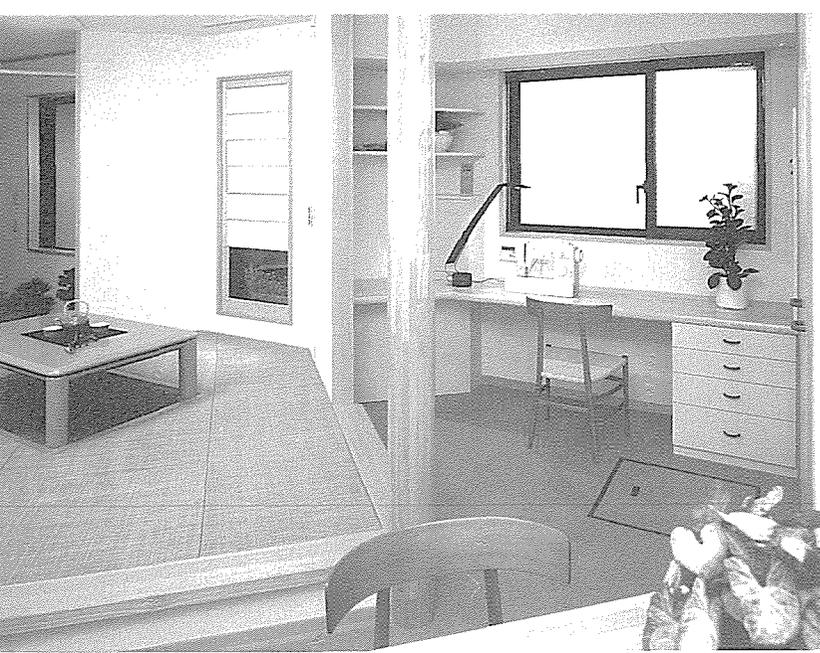
建築構造のバリアフリー化をベースに、当時登場しはじめた先進的設備や部品を積極的に採り入れ、過去のバリアフリー空間が持つある種の佻しさ感の払拭と豊かさの強調を図る。そのために必要な商品がない場合には、イチ・ビリと言われながら試作したものである。工業化住宅の量の力がそ

の背景にあるにしても、多くのメーカーの協力が得られたのは、バリアフリーとアメニティを結ぶ考え方が支持されたこともあったろう(図-4)。この頃の建設実績はレベルIIIが年間約五〇棟、以後公庫割増融資制度によってもレベルIIが増え、現在では建設戸数の約半数が段差のない住宅にな

図-4 生涯住宅を実現する部品・配慮設計

基本構成部品・部位	玄関スロープ	収納装置	昇降床下収納庫	水廻り設備	車椅子用洗面カウンター
	玄関自動ドア	電動装置	回転収納庫	電気設備	フレキシブルキッチンユニット
	ベンチ付玄関クローゼット	健康装置	昇降吊戸棚	電子カラン	脱臭トイレ
	段差無し床		スライド押入	洗面キチネット	浴室移乗台
	出隅面取壁		昇降テーブル	ワイドスイッチ	HA基本セット
	手すり		住宅用ギャジベッド	電動シャッター雨戸	各種センサー
	配慮階段		昇降タタミベッド	電動カーテン	非常ベル(屋内外)
	大型ハンドル付引戸		電動シャッター雨戸	フィットネス鏡	自動通報システム
	キックプレート		脱衣ベンチ	涼みテラス	避難路確保システム
	住宅用屋内自動ドア		2槽式浴槽	2槽式浴槽	来客応対システム
	個人住宅用エレベーター		ミストシャワー	足踏み砂利	テレコン・テレモニタシステム
	テーブルリフター				
	水平トランスファーステム				
	配慮サッシ				
	回転渡り板				
フラワーボックス					
配慮洗濯場					

セキスイハウス枚方展示場パンフレットより



写真一、2
茶の間を挟んだ二つの趣味コーナー。

3 高齢者住宅例

①アクティブシルバーの家

この住戸は都市型実験集合住宅「NEXT21」の一住戸である。

設計ポイントの1は「住み慣れた街と家」。六〇歳代前半の住まい手の住居歴・住宅観から、典型的な大阪市内の町家のころやすさを、路地住宅のイメージと暮らして求めようとした。立体街路（共用廊下）に面した盆栽置き場と植え込み、ベンチがその仕掛けである。

設計ポイントの2は「生活への対応」。高齢者にとって最大の生き甲斐である趣味とコミュニケーションは、同時に最後まで保持できる機能でもある。

住まい手の強い要求でもあった盆栽スペースと洋裁スペースを茶の間を挟んで確保し、隣人との交歓は、盆栽・手入れ風景とミシンの音を利用してきるよう設計している（入居後、洋裁コーナーの窓ぎわに子供が寄って来るそうである）（図15、写真一、2）。

設計ポイントの3は「心身機能への対応」。

レベルIIが適切と考えたが、実験住宅の性格上、フレキシブル性が高まって、結果的にはレベルIIIと言えるだろう（片マヒ・車いす者の使用テストで検証済）。

茶の間は掘りごたつ（住まい手の強い要求）の



写真一三 一部に腰掛け（両側とも）を組み込んだ大広間と段差0の広縁。

写真一四 スロープがあるアプローチ。



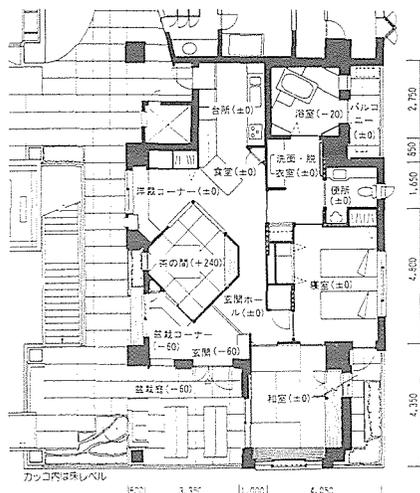
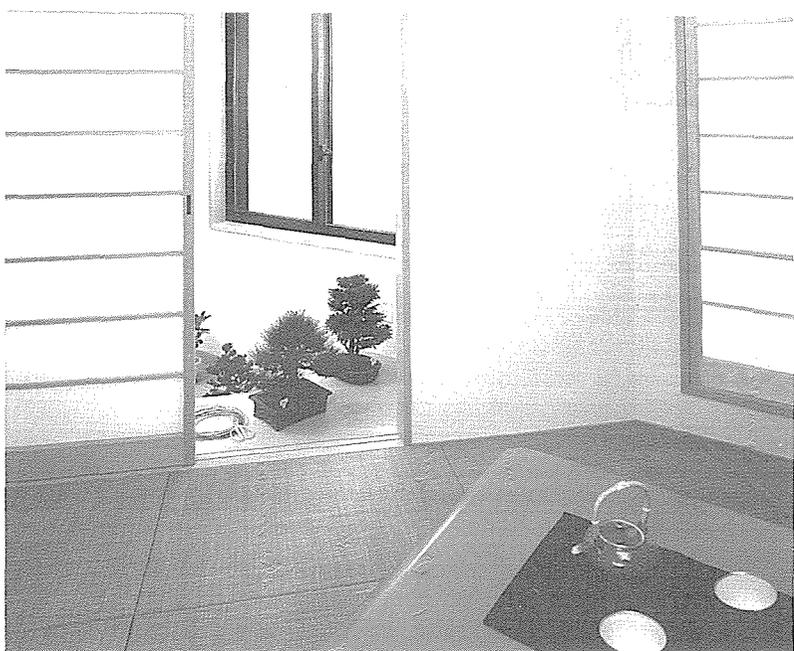


図-5 アクティブシルバの家



設置と家具（盆栽コーナーの作業いす、洋裁コーナーの背伸ばしカウチ）としても使用できる高さ
に床を上げ、置床方式で納めている。

② 称念寺庫裡

常々高齢者と縁が深い寺が、階段や敷石その他多くのバリアを持っているのは問題と考えていた。そこで信仰心が篤い北陸の寺の庫裡建て替えに際し、住職の友人として設計要求をしたものである。庫裡は住職家族の住まいであると同時に、門徒のK・D・Lでもあり、報恩講などには二〇〇人ほども集まって、お斎やおしゃべりをして一日を過ごす。

そこでコンセプトは「伝統空間の現代的見直し」。ひとつは、大広間への一部いす坐の導入と畳への床暖房で行なう（写真↑③）。高齢者の足腰への配慮であるばかりでなく、若年者の慣れた生活姿勢への対応でもある。

また、大勢で使う大広間、休憩室や門徒が宿泊する和室の床段差は0として、安全性と広縁との一体使用の可能性を持たせた。が、対面所、座敷は伝統的な太い柱と化粧梁との調和を考え、一三五mmの段差をつけている。

他のひとつは、象徴的意味を含めた車いす対応をスロープ、玄関式台の一部のテーブルリフター化、車いす用トイレで行なう（写真↑4、5）。

これらは門徒に予想外にスムーズに受け入れられ、春になったら、老親を連れて来ようという人も出ているそうである。

称念寺庫裡

写真-5 一部がテーブルリフター（下降状態）の玄関式台。正面奥は和室対面所。



③ 片マヒ対応のわが家

昨年、老母が脳梗塞による軽い片マヒ（リハビリにより杖歩行）になり、自分自身の問題として住宅整備に直面した。

結論を言えば、建築的にはトイレの手すり取り付けと浴室の一水栓除去のみで、浴室手すり、洗い台、すべり止め床は介助機器を利用している。

これはOTの「高齢者の場合は、身体機能よりもウツカリへの対応が重要で、人的ケアに限る。ならばそれでクリアできる部分の改造は強いてしなくてもよい」とのアドバイスを依った結果である。

当然のことながら、障害程度と本人の気持、介護者の条件によって異なるが、わが老母は自立よりも労わりが快適らしい。また、ケアを動作介助というよりもコミュニケーションととらえているようにみえ、高齢者住宅の複雑さを考えさせられている。

（もりの・かずき／建築士）

〈論文〉—— 2

わが国の民間非営利活動の展開と課題

——住宅分野を中心として

山岡 義典



はじめに

民間の非営利活動は、政府による行政行為と企業による営利活動に次ぐ第三の分野の活動として、世界的にも関心が高まっている。住まいづくりや居住環境づくりの分野でも、今後その役割はますます大きなものとなってくるだろう。すでにアメリカやイギリスでその目覚ましい発展が見られることは、今回の平山論文で詳しく報告されておりである。それらを参考に、日本でどのような動きが可能なのか、ここではそのことを考える一つの背景として、日本の民間非営利活動の展開過程とその特徴を考察してみたい。

行政のあり方や企業の経営方式も文化や社会の伝統

この論文は、シンポジウムへ向けての他の二編の論文と併せて、『研究年報』21号(一九九五年四月刊予定)に掲載いたします。

によってそれぞれの国や地域で異なっているが、それなりにこの百年余りの間に国際的な理解や認識を深めた。しかし個人個人の思いから出発する民間非営利活動は、その歴史性や文化性に依存する性格がよりいっそう強く、今後とも暫くはそれぞれの地域や国によって独自の強い活動を展開することになる。それゆえ、民間非営利活動は、一方において世界に通用する国際性を育てていくとともに、それぞれの固有の歴史や文化、その結果としての人びとの価値観に基づく固有性を発展させていくことが必要のように思われる。とりわけ、西洋文明以外の伝統をもつ社会における場合に、それが欠かせない。そのような観点から、こ

では住まいづくりと居住環境づくりを念頭に置きながらも、日本の民間非営利活動全体の大きな歴史的な流れを検討し、それらが現代にまでもたらした特徴を明らかにして、今後の課題を展望する。

日本社会の変遷を単純化して概観すると、江戸幕府による社会と生活の統制、明治維新政府による洋風化と近代化、第二次大戦後のアメリカによる民主主義の導入、という三つの大きな転換期があり、これらの転換期にもかかわらず連続した底流と、これらの転換期によって不連続に展開した流れが存在する。またこれらの転換期で区切られる四つの時代の内部で、いくつかの特徴が緩やかに内的な発展をとげていることも見逃せない。以下では、江戸時代とその前を含めて「明

治以前」とし(第1章)、続いて「明治から戦前まで」(第2章)と「戦後」(第3章)を区分して概観し、最後にそれらを踏まえた今後の「課題」(第4章)について整理したい。

1 明治以前の民間非営利活動とその組織

(1) 底流としての地縁型相互扶助の仕組み

身近な人たちが互いに協力し助け合うという慣行は、人が集まって暮らす所ではどこでも見られたことだろう。水路などの農業基盤を協同して維持しなければならぬ水田耕作社会では、特にその必要性は強い。日本ではすでに古代から律令制度によって地縁的な相互扶助の行為が規定され、同時に相互監視と連帯責任をかねた地縁の組織として「五保」が存在した。おそらくこのような組織は、古代の住まいづくりや村づくりの協同化にも大きく関係したと思うが、その具体像は明らかでない。このような地縁的な協同の仕組みは、古代から中世にかけて次第に密度の高いものになっていったと考えられる。中世の末期には、京都では地縁的・職能的に結ばれた町が成立し、その町々の自治的・自衛的結合体として町組が編成される。また港町や寺内町などの自治都市が生まれ、内発的・自治的な地縁組織も誕生するが、ここでは住まいづくりだけでなく、まちづくりも緊密な協同体制によって行なわれたことであろう。

江戸時代になると、これらの都市における自治的組織は崩壊し、代わって農村も都市も含めて全国的に五人組制度が施行される。村方は惣百姓を、町方は地主・

家主を単位として五軒一組を原則に強制的に隣保組織を結成したもので、古代の「五保」を範としたものと言われている。その主な目的は納税と統治にあつて、相互監視と連帯責任の仕組みと言われているが、結果的には緊密な相互扶助の機能を果たしていただろう。村や町の掟を守って生活する限りは、お互いの助け合いが保証されるのである。しかしその掟を犯すと「村八分」になり、弔事と火事の時以外の扶助は受けられない。結果的に村からの追放となり、扶助の対象から除外されるのである。

住まいづくりという観点からは、この仲間内の相互扶助は「結い」となって現れる。農作業あるいは屋根葺き材料の収集や屋根葺き作業などのために、村落で労働力を交換する社会慣行である。「結い」の言葉はすでに一一世紀末には見られ、一四世紀には慣行として存在したことが知られているが、近世にはそれぞれの地域で独自の発達をしたと思われる。地方によってはテマガエ、テマガリ、モヤイ、イイ、ユ、ヨイコなどとも呼ばれていた。提供された労働は金銭では相殺しないのが原則で、その参加者の能力とは関係なく、提供した日数に応じて長い年月のいずれかの日に労働として返すことになっていた。

このような住まいづくりに関する地縁の仕組みは、住宅地の一定の環境水準を維持していく上でも大きな役割を果たしていたであろう。明治の初期に民法編纂の基礎資料として「全国民事慣行例類集」が作成されるが、この中には、全国各地の住宅等に関するさまざまな自主管理の事例が収録されている。基本的な大枠の規制は奢侈の制限や防火の観点から幕府や藩によって為されるわけだが、細部の規制は共同体の維持や日常生活の観点から、むしろ自主的な慣行として成立し

ていたと考えるべきであろう。

仲間内だけの助け合いを重視するムラ型とも言うべきこのような相互扶助の慣習は、水田耕作を基本とする社会に特徴的なものと思われるが、日本では古代から近世に至る長い年月の中で培われてきたもので、現在の日本人の人間関係意識にも強く影響を及ぼしているように思われる。

(2) 宗教の役割と影響

通常の生活空間の建設や維持管理は、基本的には地縁的な相互扶助の仕組みの中で行なわれた。各地の地域的な特色や相違はあるにせよ、それは近世の末には全国的に定着した。こうして、いわば日本社会の底流を形づくってきた。しかし、それはあくまで一定の定住社会での定常時の仕組みである。一定の定住社会を越える課題への対応、あるいは飢饉や災害などの非常時の課題への対応のためには、別の非営利活動の仕組みが必要となる。その担い手が、宗教的な救済活動や富裕商人や豪農層を中心とした篤志活動であった。

古代から中世にかけては、仏教を基盤とした篤志活動が盛んに行なわれた。四天王寺や法隆寺を建設して慈善や学問のための基地とした聖徳太子は、民間人とはいえないかもしれないが、その最初の担い手であった。奈良時代になると、行基のように民衆への布教と慈善を一体のものとして行なう仏僧も現れた。行基は架橋や灌漑施設の建設などの地域開発事業を積極的に行ない、救貧や慈善活動も熱心に行なったが、その主な対象地は、当時の農耕定住社会の周縁地域であったようである。平安時代の初期には、空海が現代の民間非営利セクターに通ずる組織的な活動を展開した。慈善活動や庶民教育に力を注ぐとともに、讃岐の満濃池

の開発のような大規模な灌漑事業を行ない、また、四国や畿内の各地で井戸掘りや溜め池づくりなどの水利開発を行なうなど、定住社会づくりに努めた。中世になると、西大寺の叡尊が非人や乞食、癩病患者や囚人を救済し、その弟子の忍性も大規模な慈善事業を行なったが、地域開発や住環境の整備といった面からの活動は、知られていない。

中世の末には、キリシタンの宣教師によって堺などの港町や京都を舞台に熱心な布教活動が行なわれ、従来の仏教によるものとは異なる性質の慈善活動・文化活動が登場する。農民や貧者を重点的に救済し、信徒を獲得し、信者もまた孤児の救済などに尽くしたが、特に都市における公共的施設の整備という点で、大きな特徴がある。長崎など多くの港町にミセリコルデア（慈悲の組）と呼ばれる共済組織が設立され、養老、難民救済、葬祭援助等を行なった。医療の面でも、育児院や救療を含む総合病院を設立し、また、セミナリオなどの教育研究施設も作られた。

江戸時代になるとキリシタンは禁教となり、その信教も救済事業も壊滅し、その精神はほとんどその後の日本人の心の中に定着していない。仏教も同時に檀家制度によってその自主・自立の性格を失い、その慈善力や公益事業能力を喪失する。

しかし仏教は地域社会、あるいは日常的な生活と無縁だったわけではない。都市や農村の新しい開発が行なわれる場合には、幕府や藩の指導のもとに戦略的に寺院が新設または再配置され、また既存の都市や農村においても日常生活と結び付いたさまざまな役割を担っていた。最も重要な役割は精神的な拠り所ということであろうが、寺子屋などの庶民教育の場としても重要な役割を担った。一方「かけこみ寺」という言葉も

あるように、相互扶助の仲間内からの逃げ場としての機能をもつこともあり、積極的な慈善活動とは異なるものの、別の意味の民間非営利活動として重要な役割を果たしていたと言える。

このような日常生活の場における公益的な活動の間としては、神社もまた重要であった。氏子制度によって地縁と結び付いた神社の役割は、檀家制度によって血縁と結び付いた仏教寺院と比べると、むしろより大きなものであったかもしれない。江戸時代には神仏の混交が進むから簡単には言い切れないが、その性格も寺院とはいくらか異なるものであったろう。季節的な祝祭を通じての、芸能などの文化活動の場としての役割も大きかったと思われる。寺院や神社は社奉行の支配地として、管理面でも一般の住宅地とは異なる空間を日常生活の中に出現させた。その後の日本の住環境に対する考え方にも、それは計り知れない影響を与えているように思う。

なお、近世の民間非営利活動に対する仏教の役割としては、社会的行為に対する実践倫理への影響という点も重要だろう。次に述べる富者の篤志活動も、そのような思想に支えられていた。しかしこの場合も、仏教としての独自性をどれだけでもっていたかは分からない。慈善、仁愛、報恩、報徳、積善、篤志など、日本人が好んで用いた言葉の中には、仏教由来のものも儒教由来のものが渾然として混ざっている。儒教を宗教の範疇に加えるなら、近代以前の非営利活動の思想的背景としては、むしろ仏教よりも儒教をあげるのが適切かもしれない。

(3) 地域社会と富者の役割

江戸時代の後半になると、宗教的な活動以外にも、

定住社会の定期的な相互扶助を越える非営利活動が開する。住まいづくりや住環境づくりに直接関係するものはあまり見当たらないが、地域社会の生活保証という点で重要な役割を果たしている。

江戸時代の救済政策として特に重視されたのは、天災や飢饉などの非常時における困窮者の救済である。江戸時代の後半には、幕府も諸藩も儒教的精神に基づく備荒対策をとり、各地に救済組織が生まれた。その代表的なものとして、一八世紀末に設立された江戸町会所がある。地主・家主層が支払う町会費を節約して積立てた七分積金に幕府の公金を加えて基金とし、穀の備蓄、融資、窮民救済を行なうものである。運営は幕府の監督指導のもとに地主や家主から選ばれた年番年寄数名が行なっていた。官主導による半官半民の組織の源流とも言えるものであるが、これによって、江戸の庶民生活に一定の安定感を与えることができたという。

城下町や村のレベルでも、各地で社倉や無尽講のような自衛救済組織がつくられたが、民間の発意とされる救済組織の本格的なものとしては、一九世紀の初めに設立された秋田感恩講がある。秋田藩の御用商人が農民の窮乏を憂えて育児と救貧のために藩主に献金を申し出ると、これに多くの仲間が共鳴して寄付を寄せ、藩主もこれを公金としてではなく、民間の非営利の基金とすることを命じて設立されたものである。その後の飢饉の時なども、この感恩講の給米などの救済によって、秋田城下ではほとんど餓死者が出なかったという。同じような感恩講は、幕末から明治にかけて秋田県の各地に誕生する。

二宮尊徳が疲弊した武士の生活や農村の立て直しに活躍したのも、ほぼ同じ頃である。自ら出した種金や

豪農などの支援によって基金をつくり、生活再建や農耕地開発の資金を困窮者に無利子で融資するのが、その基本的な仕組みであった。その典型例は下級武士を対象とした小田原仕法組合や農民を対象とした相模の克讓社に見られるが、このような基金は明治以降に報徳社と総称されるようになる。尊徳の考え方の特徴は、単なる生活救済よりも勤儉節約とともに自助努力による生産基盤の整備を重視した点にある。荒廃地の農地化や用水路の開削、河川の改修、それらへの架橋などである。

町人の富と力が支配した大坂では、商人たちの建設的・文化的な公益活動も盛んであった。「一建立」と呼ばれる公共施設のために私財を投じる気風もその一つである。道頓堀の掘削や淀屋橋の架橋など、大坂を巡る運河網の掘削やそれらへの架橋の多くが、商人たちによって行なわれた。また、町人の学問のための懐徳堂も、商人たちの意志と資金で作られ、維持された。五人の商人が出した拠出金を基本財産として独自の運営をしたその仕組みは、現在の財団法人の仕組みそのものである。

(4) 近代以前の非営利組織の名称

近代以前の非営利組織の名称に用いる言葉としては、秋田感恩講などの「講」が最もよく用いられた。この言葉はもともとは中世寺院で仏教の経典を講義する講經に由来する。その後、特定の経典や本尊を中心とする信仰集団の集会や儀礼を指すようになり、やがて集団そのものを指すようになった。さらにそれが参詣費用の積立てなどを行なうようになって経済的な性格を帯び、次第に宗教や信仰との関係の有無にかかわらず、平等な構成員によって成り立つ相互扶助組織一般を意

味するようになる。頼母子講などはその例である。「講」は、現在の言葉では組合が最も近いように思う。

このほか、近世の非営利組織名を示す言葉としては、相互扶助的な近隣集団や機能集団を指す「組」や生産協同組織としての「座」、緊密な関係で結ばれた「団」、小規模で緩やかな組織を示す「連」などがあるが、講ほどには一般的に用いられていない。明治以降、「組」、「座」、「団」は営利・非営利を問わず、特別の業界に限って用いられるようになる。「組」は建設関係の企業名に、「座」は芝居の劇団名にといった具合である。「連」は極めて特殊な場合にしか用いられていなかったが、最近ではその都市的・任意的な組織概念が再評価されつつある。なお「結い」は近世の重要な非営利組織概念ではあるが、「○○結」などのように組織名称として用いられることはなかった。

2 明治から戦前までの制度的展開(表1参照)

(1) 明治初期の民間非営利活動

江戸から明治へと政治の仕組みは大きく変わっても、江戸時代の地域的な救済活動の多くはそのまま継承され、むしろ発展・普及した。秋田感恩講に続いて秋田県内に多数の感恩講が設立されるのも、また、二宮尊徳の仕法が報徳社という組織を通じて関東・東海地方に普及するのも、明治になってからのことである。しかし新しい時代を迎えての、新しい動きもある。困窮者の救済活動には、キリスト教、特にプロテスタント関係者の役割が大きい。明治初期には多くの社会福祉施設がキリスト教関係者によって作られた。

民間非営利活動の新しい動きとしては、地方都市に

おける育英基金や初等・中等教育機関の設立、大都市における高等教育機関の設立も重要である。前者では、かつての藩主やその一族・家臣の出捐による基金の設立や藩校の継承発展が目立つ。初等・中等教育を終えた多くの士族の子弟が、奨学金を得て学びに行くのが大都市の高等教育機関である。大都市には国立の教育機関以外に多数の私立の機関があつて、彼らの選択肢を豊かにした。その中には慶応義塾のように江戸時代の私塾を引き継いだものもあつたが、キリスト教の影響下に設立されたものも多い。ミッションによるものに限らず、個人が設立したものでも、キリスト教の信仰による使命感を背景としたものも少なくない。

(2) 公益法人制度と公益法人非課税制度の確立

社会的な活動を実践していくには、組織が必要であり、それを法的に認める仕組みが必要である。そのような組織に法人格を与える制度（公益法人制度）は、一八九八（明治三一）年の民法施行によって確立した。その第34条は、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団マタハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と定めており、これは百年近くたった現在もそのまま変わらず引き継いでいる。公益法人としては、人の集まりに法人格を与えた社団法人と財産の集まりに法人格を与えた財団法人の二種類を認めているわけだが、その設立が主務官庁の許可によるところに特徴がある。活動内容に応じて、それぞれに関係した省庁、あるいは部局が内容を審査し、設立許可を与え、そしてその後も監督するのである。

それまでに存在した民間の救済組織や高等教育機関の多くは、この民法のもとに財団法人や社団法人にな

表-1 明治～戦前の非営利法人制度と住宅・住宅地関連年表

西暦(元号) 年	法人制度	住宅・住宅地関係	公益税制等
1868(明治元)年 1890(明治23)年 1898(明治31)年	・明治維新 ・旧民法公布(施行せず) ・民法施行[社團法人・財団法人]		
1899(明治32)年	・商法施行[株式会社等]		・所得税法改正[非営利法人非課税制度]
1900(明治33)年	・産業組合法[信用組合/販売組合/購買組合/利用組合]		
1919(大正8)年 1921(大正10)年		・内務省住宅改良助成通課要項(公益住宅融資制度) ・借地法、借家法/・住宅組合法(同時に住宅会社法案答申されるが議会で提出されず)/・内務次官住宅資金貸付に関する件依命通課(公益住宅の建設勸奨)/ ・東京府住宅協会設立(府下に集団住宅を経営)/ ・都市計画法、市街地建築物法施行(前年公布)	
1922(大正11)年	・信託法[公益信託制度]	・(財)文化普及会設立(森本厚吉、文化アパートの建設)	
1923(大正12)年 1924(大正13)年 1927(昭和2)年		・特別都市計画法 ・(財)同潤会設立 ・不良住宅地区改良法	
1938(昭和13)年 1939(昭和14)年 1940(昭和15)年	・有限会社法[有限会社] ・宗教団体会法[宗教団体] ・部落会町内会等整備要領(内務省訓令17号)[町内会制度]		・法人税法施行[神社・民法法人非課税制度]
1941(昭和16)年 1942(昭和17)年 1943(昭和18)年	・許可認可等臨時措置法制定[民法法人設立許可権限を地方官庁に委譲]/・市町村村制改正(町内会が地方行政制度の一環に組み込まれる)	・住宅営団法(同潤会吸収)	・臨時租税措置法改正[法人税の損金算入限度額の制度]

った。秋田県下の感恩講のいくつかは財団法人になり、報徳社の主なものは社團法人になった。大正の初めにはいくつかの系統に分かれていた報徳社が大統合して全国組織としての大日本報徳社を設立するが、当時全国に約一〇〇〇存在した報徳社のうち、約七〇〇が社

団法人であった。なおこのような公益法人の名としては、報徳社や赤十字社などのように明治の中期くらいまでは「社」が多い。「社」は克讓社のようにすでに幕末から使用されていたが、一般的に普及するのは明治以降である。ただし、明治の後半からは企業などの

営利組織を示す名称概念になり、これに代わって非営利組織を示す言葉としては「会」がよく用いられるようになる。現在、非営利組織の名称として最もよく用いられているのはこの「会」であろう。「会」は近世までは「え」として法会とか大嘗会(だいじょう)などのように一時的な祭事の名称として用いられていた言葉である。

この民法によって設立許可された公益法人には、原則として法人税はからない。このような公益法人非課税制度は、宗教用地の地租を非課税とした慣習に由来するもので、一八九九(明治三二)年の所得税法改正で正式に法制化され、一九三九(昭和一四)年に施行された法人税法に引き継がれた。

公益法人制度の確立とともに、相互扶助組織としての組合制度も整備された。一九〇〇(明治三三)年の産業組合法の制定がそれで、信用組合・販売組合・購買組合・利用組合の四種の組合が、地方長官(知事)の許可によって設立できることになった。その後、住宅組合など各種の組合制度ができるが、産業組合法はその基本的な役割を果たした。なお「組合」の語が一般に用いられるようになるのは明治以降だが、二宮尊徳の小田原仕法組合や大原幽学の先祖株組合(いずれも天保一三年設立)のように、江戸時代の後期にはすでに用いられていた。「組合」は組合員相互の利益を目的とする組織で、他者に対する公益的な活動を行なうものではないが、「講」の伝統をもつ日本人には、馴染みやすい非営利の仕組みだったように思われる。報徳社などもその金融機能に着目するとむしろ信用組合に近く、当時、産業組合の普及に熱心だった柳田国男は、その社團法人化よりも信用組合化を説いている。しかし実際には、先にも見たように、ほとんどの報徳社は社團法人としての途(みち)をすでに選んでいた。

(3) 地縁組織の変容

江戸時代に成立した地縁的な相互扶助の仕組みは、新しい社会の動きに応じて次第に変化しつつあったが、日露戦争後、明治の末から大正時代初期にかけて展開された地方改良運動は、在郷軍人会や青年団などの地縁集団を組織化することで近代的な変質を促し、その後の都市や農村の地域社会に大きな変化を及ぼした。

一九〇六（明治三九）年に政府の主導によって設立された報徳会（後に中央報徳会と改称）がその中心的な啓蒙・推進機関となったが、この会は尊徳の報徳精神を国家的立場で利用したもので、各地に普及していた報徳社とは別の性格の組織である。

同じ頃、東京や大阪などの大都市の郊外では農村地帯の区画整理によって広大な住宅地が供給されたが、これは耕地整理法（旧法一八九九年、新法一九〇九年制定）を背景に、かつての村単位の耕地整理組合によって行なわれるものが多く、地縁型の宅地開発事業ということもできよう。ここでも「組合」の役割が大きい。なお、この区画整理事業は、一九一九年の都市計画法制定によって、制度としての確立を見ることになる。

なお貨幣経済の普及も、従来の地縁的な相互扶助の仕組みを、大きく変えていったであろう。例えば「結い」による労働提供の慣行は、都市化した地域から次第に金銭の授受による日雇いに代わり、やがてほとんどその姿を消すことになる。

一方、都市部では新たな地縁組織として町内会が成立する。それらはそれぞれの地域で独自の形成過程と内容的な特徴をもっていたが、東京などの大都市では、一定の共有財産をもって社団法人となるものもあった。

その活動は、広い意味での自治行政事務に関する事項や町内の公共的行事、防災・防犯、文化行事、あるいは地域の施設管理に関する事柄などであるが、行政の末端組織としての役割が大きかった。また、新しく計画的に開発された住宅地では、田園調布会のような社団法人を組織して地域社会の自主的な管理や運営を図るところもあった。

(4) 社会政策としての非営利住宅供給の模索

明治中期になるとさまざまな都市問題が発生するが、さらに第一次大戦中の工業化の進展やその後の景気の低迷は、都市労働者や都市住民の生活を圧迫し、多くの困窮者が路頭に迷うことになる。内務省は本格的な社会政策に取り組むが、その中で最も重点を置いたのが低所得階層に対する貸家供給であり、その一つが公営団体や公益団体に低利融資をして公益住宅を直接供給させることであった。東京では、東京市や東京府の地方公共団体のほか、東京府住宅協会や東京府社会事業協会が、この公益住宅を供給した。

それとともに、内務省は住宅組合による持ち家の建設と住宅会社による借家の経営という方法で民間の住宅供給の促進に取り組みうとした。

住宅組合は、一九二一（大正一〇）年の住宅組合法公布によって実現する。都市中間層が、地方長官（知事）の許可を得て自ら組合をつくり、府県を通じての低利融資を受けることによって互助的に住宅を建設することを狙ったものである。しかし一定の自己資金をもたないと組合にも出資できず持ち家建設もできないので、その利用は一部の富裕階層に限られ、社会政策としての性格は強いものではなかった。一九二一年から一九三八年の一八年間に、全国で七四〇〇万円の融

資によって約三万五〇〇〇戸が住宅組合によって建設された。

内務省が住宅政策の本命と考えていたのは、住宅組合よりも住宅会社の設立であつたらしい。住宅会社は低所得者のための賃貸住宅の建設と経営を主な目的とした株式会社で、住宅債券の発行や土地収用、免税、融資などの点で特権を与えられると同時に、株式配当を一定の割合に制限することによって非営利組織に近い性格をもたすものであった。原則として各道府県に一つを、内務大臣の認可によって設立することになっていた。しかし、この住宅会社法案は一九二一（大正一〇）年に社会事業調査会から答申されたものの、大蔵省との交渉が難航し、結局議会にはあげられないで流産に終わった。実現していれば、非営利会社の事例として、他にも波及の可能性もあったかもしれない。ともあれ、貸家事業は基本的には民間の地主による営利目的の事業として展開することになる。しかし単なる貸家経営だけではなく、地主によっては〇〇文化村のような独自性のある一住宅地区を形成するものもあった。

そのような中で社会政策的な住宅供給の実績をあげたのは、一九二四（大正一三）年に関東大震災後の復興を目的に設立された同潤会である。内外から集まった救恤金と交付金一〇〇〇万円によって財団法人を設立したもので、民間団体の組織形態をとるが実質的には内務省の外郭団体である。初年度には罹災者用の仮住宅二一六〇戸と普通住宅三四二〇戸を建設し、その後は震災復興住宅にとどまらず広く労働者住宅の建設や管理事業、地区改良事業を行なった。一九四一（昭和一六）年の住宅営団充足により解散するまで、計一万二〇〇〇戸の住宅を建設した。同潤会の事業につい

ては、その数よりも事業内容の近代性が重要な意味をもっていたと言えるだろう。

なお大正時代から、社会問題に対してはその事後対策よりも発生防止が重視されるようになり、その原因究明の機関も民間の力で生まれてくる。大原孫三郎が一九一九（大正八）年に設立した大原社会問題研究所や、安田善次郎が後藤新平の提唱を受けて一九二二大正一一）年に設立した東京市政調査会などがその例である。

(5) 文化活動としての住宅供給

民間非営利の立場から住宅供給を行なった民間の組織として、文化普及会がある。東京市政調査会と同じ一九二二年に森本厚吉が私財を投じて設立した財団法人で、中流階級の科学的・合理的な文化生活の普及を目標としていた。その具体的な事業目的は、実験的な入居物としての文化アパートメントを建設することであった。内務省の低利融資（当初計画五〇万円が震災により三〇万円に減少）を得て、一九二五（大正一四）年、東京・御茶の水に耐震・耐火構造の鉄筋コンクリート四階建、四七戸の共同住宅を完成する。同潤会が最初に建てた青山アパートの竣工の前の年である。住戸はアメリカ型の直輸入とし、食堂、応接室、洗濯室、給水・給湯施設を居住者の共同利用施設として設置するなど、森本の合理的文化生活を徹底した形で実現したものであった。それは震災後の大都市で住民のほとんどがぎりぎりの生活を余儀なくされていた中に、突如として実現した日本離れた異質の理想空間であった。それをどう評価するかはともかく、このような実験的な試みが一民間人の非営利活動として実際に行なわれたということは、記憶にとどめておいていいよう

に思う。

(6) 企業家たちの地域社会への貢献

地方都市の企業家たちの地域社会への貢献も、各地に見られたことであろう。

倉敷における大原孫三郎はその典型的な例と言える。孫三郎は父の創業した倉敷紡績を中心に、銀行業、電灯・電気業、新聞事業、住宅地開発事業などの地域産業に進出し、中国でも屈指の財閥となるが、それらから得た利益を惜しみ無く社会文化事業に注いだ。岡山孤児院への資金援助をはじめ、地域農業の振興のために大原奨農会（現在、岡山大学農業生物研究所）を、工場労働者の労働条件の改善のために倉敷労働科学研究所（現在、労働科学研究所）を設立するほか、定期的に日曜講演会を開催したり、倉敷総合病院を開設したり、大原美術館を創設した。先に見たように大原社会問題研究所も設立するが、これは倉敷ではなく、大阪に置いた（後に東京に移転）。営利事業と非営利事業を両輪のように使い分けつつ、近代的な地域社会づくりを目指したのである。

函館では、米穀商から金融業まで営む相馬哲平が、「郷土報恩」を家訓に函館公会堂や函館図書館書庫などの公共施設を寄付したり、火災時の救済資金を寄付した。三代目哲平は、一九四四（昭和一九）年に相馬報恩会を設立、恒常的な資金支援の仕組みを確立した。このような地方財閥企業家による地域社会の発展への貢献は、その程度の差はあるものの多くの都市で見られ、豊かな居住環境づくりに寄与したことと思われる。

(7) 第二次大戦中の民間団体の報国的再編と公益法人制度の変容

日本の民間非営利活動は、一九四〇年代の戦時体制下に入る頃から大きく変容する。あらゆる組織や団体が、国家統制のもとに組み込まれ、報国的なものに統合・再編される。そして制度面でも多くの臨時措置がとられ、その多くは現在の制度へと繋がっていく。

地縁組織で言えば、町内会はその中にさらに一〇戸程度の隣組（隣保班）を組織することにより、国家動員組織に編成され、一九四三（昭和一八）年の市制町村制改正では町内会が法的に地方行政制度の一環に組み込まれた。

住宅供給組織としては、一九四一（昭和一六）年の住宅営団法公布によって、特殊法人として住宅営団が設立され、財団法人の同潤会は吸収されて解散することになる。

一九四三（昭和一八）年の許可認可等臨時措置法は、一つの道府県内で事業を行なう公益法人の設立許可権限を、中央省庁から地方長官（知事）に委譲した。この臨時措置は戦後もそのまま残り、地方公益法人制度は暫定的な法的根拠のもとで実質的に定着してきたが、一九九一（平成三）年に漸く民法改正によって臨時の措置は廃され、正式の法的根拠をもつことになった。

企業が公益法人などに寄付する場合の、法人税に対する損金算入限度額の制度ができたのも戦時体制下のことである。それまでは寄付は全額が損金として認められていたが、臨時租税措置法の改正によって、国防献金と恤兵金以外の寄付金については、資本金割りと所得割りで定められた一定額までしか損金に認められなくなった。この制度は戦後の税制改革によって、正式に法人税法に定められることになる。

③ 戦後の民間非営利活動とその制度的展開 (表1-2参照)

(1) 新憲法と戦後公益法人制度の展開

第二次世界大戦は日本の無条件降伏で終了し、連合軍の占領下にあつて大日本帝国憲法は新憲法に代わる。公布は一九四六(昭和二一)年一月、施行は翌年の五月。国民主権と戦争放棄がその特徴とされるが、民間非営利活動にとつては「結社の自由」(第21条)と「公私分離の原則」(第89条)が重要な意味をもつ。「結社の自由を保証するためにも「公の支配に属しない」団体に「公の財産」を供することを禁じたものだ。戦前・戦中のような民間団体に対する強い国家統制を防ぐためのものである。

この原則は特に宗教団体について徹底し、宗教法人法(一九四六年)によつて宗教法人制度が確立された。しかし社会福祉団体については、民間の資金でそれを支える社会的基盤の育っていない日本では、実際に政府の補助を必要とした。共同募金(一九四七年開始)で民間資金の導入を図るが、なお十分でない。そこで「公の支配に属す」法人として新たに生まれたのが社会福祉事業法(一九五〇年)による社会福祉法人であった。そして措置費という名のもとに、その必要事業費を政府(厚生省)が負担することになる。憲法に抵触しない形で民間団体に対して公的資金が支出できる仕組みをつくつたのである。同じことは私立学校法(一九四九年)による学校法人にも言える。「公の支配に属す」ことによつて私学は政府(文部省)の私学助成を得ることになるのである。また、民間の医療機関については、医療法(一九五〇年)によつて医療法人とな

ることができるようになったが、これは営利法人に近い性格のものとなつてゐる。

こうして宗教と福祉と教育と医療に関する民間団体の多くが、従来の民法による公益法人の対象から、それぞれの特別法による法人の対象になり、それ以外の分野の民間公益団体だけが民法法人の対象として残ることになった。その民法の規定自体は、憲法が代わつても変わることがなかった。戦前の民法と同じ内容の公益法人(社団法人と財団法人)制度、すなわち主務官庁の許可制による制度が、依然として現在まで続いているのである。

協同組合については、戦中に再編されつつあつた各種の組合の体系が、戦後の数年の間にほぼ現在の姿で確立する。その中でも民間組織として重要なものは、消費生活協同組合法(一九四八年)による生活協同組合であろう。この成立とともに戦前の産業組合法は廃止される。生活協同組合は「組合員の生活および文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする」(生協法第2条1項の2)組織で、知事または厚生大臣の認可によつて設立される。原則として組合員のみしか利用できず、組合としての利益が出て出資者への還元は一定に制限される。その意味で非公益・非営利の組織とすることができると言える。

公益法人等の税制についても、戦後は新しい変化が起こる。財団・社団をはじめ、宗教法人や学校法人などは原則非課税であつたが、収益事業に対しては課税することになった点である。シャープ勧告では、収益事業課税とともに公益法人の非課税制を免税制に改めることを提言したが、これを受けた法人税法の改正では、非課税制はそのままにして、宿泊事業や出版事業などの限定列举した収益事業による所得に対してのみ、法

人税を課することとした(一九五〇年)。これがいわゆる現在の収益事業課税制度であるが、その税率は企業等の普通法人に比べると、常に低くおさえられてきた。なお、協同組合の事業に対しては原則として課税されるが、その税率は公益法人と同じ軽減税率が適用されている。

(2) 地縁組織の変容と展開

戦時中に国家統制の役割を与えられた町内会や部落会は、GHQによつて一旦は廃止されるが、実際には根強く日常生活に結び付いており、講和条約発効(一九五二年)の後ほとんどの地域で復活した。その内容は、地域によつても、都市と農村あるいは旧市街地と新市街地などによつても特性を異にするが、共通の特徴は、個人ではなく世帯単位の強制加入であるという点にある。そして子供会や青年団、老人会などの各種の地域団体が、町内会を基礎にして成り立っている。

戦後の経済復興、経済成長とともに大都市への人口集中が続く、膨脹する都市も過疎化する農村も大きく変貌したが、町内会や部落会などの地縁組織は、幅広く現在の日本人の日常生活を緩やかに包み込み、さまざまな局面で大きな力をもっている。市区町村などの自治体が住民と接触する場合には、ほとんどが町内会を通じて行なわれている。一九八〇年代になると、まちづくりへの住民参加を促すために「まちづくり協議会」を組織する自治体も出てくるが、この場合も町内会が基盤になつてゐることが多い。アメリカ型の助け合い運動としてスタートした共同募金が、現実には今でも町内会を通じた戸別募金にその七割以上を依存していることは、日本での民間非営利活動と地縁組織の関係を象徴的に語っている。

表-2 戦後～現在の非営利法人制度と住宅・住宅地関連年表

西暦(元号) 年	法人制度	住宅・住宅地関係	公益税制等
1946(昭和21)年	・新憲法公布、翌年施行[公私分離の原則]／・宗教法人法[宗教法人]		
1947(昭和22)年			・法人税法改正[損金算入限度額制度]
1948(昭和23)年	・消費生活協同組合法[消費生活協同組合]	(この頃、東京、兵庫、福岡等に住宅協会設立)	
1949(昭和24)年	・私立学校法[学校法人]		・シャウプ勧告[公益法人の免税制導入提言] ・法人税法改正[公益法人の収益事業課税]
1950(昭和25)年	・医療法[医療法人]	・住宅金融公庫法	
1951(昭和26)年	・社会福祉事業法[社会福祉法人]	・公営住宅法	
1953(昭和28)年		・産業労働者住宅金融通法	
1955(昭和30)年		・日本住宅公団発足	
1957(昭和32)年		・(財)日本労働者住宅協会設立	
1961(昭和36)年			・法人税に試験研究法人等の制度制定 ・所得税に試験研究法人等の制度適用
1962(昭和37)年		・地方住宅供給公社法	
1965(昭和40)年		・日本勤労者住宅協会設立	
1966(昭和41)年			
1967(昭和42)年	・公益法人に対する監督の強化について(閣審75号)	・国民生活審議会調査部会、「コミュニティ生活の場における人間性の回復」発表	
1969(昭和44)年		・宅地開発公団法	
1971(昭和46)年	・公益法人設立許可審査基準等に関する申合せ		・行政管理庁、公益法人の指導監督の行政監察を実施、監督強化勧告
1972(昭和47)年			
1975(昭和50)年		・住宅・都市整備公団発足	
1977(昭和52)年	・公益法人会計基準設定／・最初の公益信託実現		
1981(昭和56)年			
1984(昭和59)年	・建物区分所有法改正[管理組合法人制度]		
1985(昭和60)年			・行政監察局、行政監察で中間法人制度創設を勧告
1986(昭和61)年	・公益法人の運営に関する指導監督基準		・特定公益信託／認定特定公益信託の制度制定 ・試験研究法人等を特定公益増進法人に改称
1987(昭和62)年			
1988(昭和63)年			
1991(平成3)年	・地方自治法改正[認可地縁団体]		・行政監察局、行政監察で中間法人制度創設を再勧告
1992(平成4)年			

なお、これまでの町内会や部落会とはほとんどが法人格のない任意団体であったが、町内会等の中には会館や土地などの不動産をもつところもあり、そのような不動産を任意団体のままで保有し登記するには、多くの問題がある。そこで町内会等に法人格を与える仕組みが必要になり、一九九一年には地方自治法の改正によって、認可地縁団体という非営利法人制度が誕生した。市区町村長への届け出によって法人格が得られる仕組みである。

一九六〇年代に大都市に出現した新しい住居形態と

して、民間共同分譲住宅いわゆるマンションがある。この管理組合も、町内会とは性格を異にするものの新しい都市型の地縁組織と言えるだろう。特にコーポラティブ・ハウスのように入居者が建設前からそれぞれの希望を議論しつつ実現した共同住宅のような場合には、その地縁組織としての性格はいっそう強いものになる。マンション管理組合は従来は任意団体であったが、管理費や修繕積立金として多額の金銭を保有するものも多く、法人化が必要になってきた。そこで一九八四年には建物区分所有法が改正され、管理組合法人と団地管理組合法人の制度が確立した。法務局への登記のみで設立可能な非営利法人組織である。

(3) 住宅供給と民間非営利活動

日本は終戦によって未曾有の住宅問題に遭遇してきたが、一九五〇年代には各地の財団法人組織が、それに対応した。それは民間団体というよりも行政の外郭団体という性格が強いが、ここではその設立経緯と概要について触れておきたい。

民間の住宅供給を促進するために一九五〇年には住宅金融公庫が設立されるが、これと関連して多くの都道府県で財団法人の住宅公社や住宅協会が設立された。住宅金融公庫の持ち家貸し付けは好評だったのに対し貸家貸し付けは不評であり活用されず、そのため都道府県に貸し付けて賃貸住宅の建設を進めようとしたが、GHQの反対で実現できず、公庫と建設省が各都道府県に対して公社・協会の設立を要請したためである。また、一九五七年には全国四六の労働金庫の寄付行為によって財団法人として日本労働者住宅協会が設立された。労働者の持ち家取得を促進するため、その実現のために住宅金融公庫の融資金と労働金庫の資

金を併せ利用して、全国的に分譲住宅の建設事業を行なうことになった。事業は主に各地の労働金庫が行なったが、事業の実際面を担当する組織として消費生活協同組合法による住宅生協を設立することが多かった。戦後の住宅生協は、このような仕組みのもとに普及する。

これらの財団法人は、その後一九六〇年代の後半に、いずれも特定の法律に基づく特殊法人に改組される。一九六五年には地方住宅供給公社が成立し、勤労者の持ち家取得を計画的で容易にするための積立分譲住宅制度が創設されるとともに、住宅金融公庫の融資を明文化することになった。これによって各地の住宅公社や住宅協会は住宅供給公社に改組したが、この住宅供給公社は営利を目的としない特別の法人として、出資が地方公共団体（都道府県と人口五〇万人以上の政令指定都市）に限られた。民間企業からの出資を禁じたのである。なお、これらの各地の地方住宅供給公社は、財団法人時代の一九五〇年度から一九九二年度までに、分譲で約五〇万戸、賃貸で約一五万戸の住宅を建設した。

また一九六六年には日本勤労者住宅協会法が制定され、財団法人の日本労働者住宅協会が特殊法人の日本労働者住宅協会に改組された。住宅生協による住宅供給を円滑に促進するためである。消費生活協同組合法による住宅生協では、その組合員にしか住宅を供給できない。そのため、一般公募による供給が条件の「公庫融資付き」の資格を得ることが困難で、事業展開に無理があった。特殊法人への改組後は、協会から各住宅生協等への委託として住宅建設事業が行なわれるようになり、組合員以外への販売も可能になった。一九九二年度現在の委託先は四七生協等となっている。な

お、住宅生協のすべてが日本勤労者住宅協会の委託事業の受け皿として設立されたものとは限らない。最近では民間独自の非営利の住宅事業を展開する目的で設立されるものも、生まれつつある。

このほか、住宅や宅地の供給に関する特殊法人としては、一九五五年には住宅公団が、一九七五年には宅地開発公団が設立され、これらは一九八一年に合併して住宅・都市整備公団として現在に至っている。

(4) 企業の社会貢献活動の展開

企業の社会貢献、いわゆるコーポレート・フィランソピーの考えが日本に導入されてまだ間も無いが、法人としての企業が社会的な貢献をする例はすでに戦前からあり、戦後は経済成長とともに一九六〇年代から企業財団の設立という形で盛んになってきた。その財団の主なものも科学技術振興のために研究助成を行なうもので、助成先は専門の研究者が主であったが、次第に大規模な、しかも目的も多様化した財団も登場する。そして最近では、環境や福祉や文化活動、国際交流などの分野で、市民団体への助成を行なう財団も誕生し、増えつつある。

最近では、このような企業財団を通じての社会貢献以外にも、企業自体による寄付行為や従業員のボランティア活動の重要性が着目されるようになった。企業の言葉が好んでよく用いられるようになった。企業市民の言葉が好んでよく用いられるように、企業の立地する地域への貢献も大きな関心事となりつつある。企業の芸術・文化活動への支援も大きな流れになりつつある。このような企業の社会貢献活動が市民の活動と直接とりむすぶ機会はまだそれほど多くはないが、今後はさまざまな市民と企業との協力関係が生まれてくるものと思われる。まちづくりや住まいづくりの活

動に対しても、企業の社会貢献にさまざまな役割が想定される。

(5) 市民公益活動としてのまちづくり活動

戦後の占領政策によって市民・住民の活動を中心とした数々の新しい民間非営利団体が誕生した。公民館活動や子供会活動などの住民活動やPTAのような教育関連活動も活発化する。しかしそれらの活動は、必ずしも民間の自発的な活動として順調に育ったわけではない。結局は市民のな基盤を確立することができないままに行政的な枠組みの中で形式化した趣がある。

一九六〇年代になると、町内会を越える地域共同体としてコミュニティの必要性が行政的にもとりあげられ、モデル・コミュニティの設定やコミュニティ・センターの建設が進められたが、一方、激しい環境変化に対して、環境保護や公害防止、開発反対などの住民運動も活発になる。そのような反対運動から提案・実践活動へと人びとの関心が移っていったのは、一九六〇年代も後半になってからであろう。その頃に設立された先駆的な団体で、今でも活躍しているものが多い。一九七〇年代になるとさらに多くの自主的な活動が、さまざまな分野で生まれてくる。町並み保存やまちづくり活動もその主要な分野である。福祉の面からも地域社会は新しい動きを呈してくる。ノーマライゼーションの考えとともに地域社会の中でのケアが重視されるようになり、草の根での試行的な活動が始まる。その他、国際交流や海外援助などの市民の活動も始まっていく。

以上のような持続的で創造的な草の根の活動は市民活動と総称することができるが、その中でも公益的な性格の強いものは市民公益活動と呼ぶことができよう。

一九八〇年代になるとそれに相応しい活動がいつそう盛んになる。特に八〇年代後半になると、さらに多くの団体が分野を越えて生まれてくる。それまでの正義感と使命感に支えられた「真面目」な活動よりも、仲間づくりやイベントを重視した「楽しい」活動に重点を置くものも増えてくる。また、分野や地域を越えて共通の問題意識をもって交流を図るようなネットワーク型やキング型の活動も盛んになる。このような流れの中で、九〇年代に入ると各種の団体リストや団体要覧が出版されるようになるが、そのことはそれまでに設立された団体の数が、社会現象としても顕著に見えはじめる一定の量を超えてきたことを意味しているのかもしれない。

コミュニティ活動、住民活動、まちづくり活動、社会教育活動、ボランティア活動、NGO活動、フィランソロピー活動、生協活動、市民事業やワークスコレクティブといったそれぞれの流れをもつ分野が、それぞれの領域を拡大するとともにその内部で変容し、同時に他の分野と相互に交流・融合しあいながら、あるいはそれらの分野の空き間に新たな分野を飛び火させながら、市民公益活動は大きなうねりのように日本の社会の中で成長しつつあるかに見える。

(6) 公益法人制度の新展開

戦後のいくつかの改革で確立された日本の民間公益活動の仕組みであるが、一九七〇年代から、その変化の動きが少しずつ現れている。

その一つが、民法法人の設立許可基準に関するものである。一九七二年には、各省庁の事務レベルの担当者協議して「公益法人設立許可審査基準等に関する申合せ」を作成した。その内容自体は抽象的なものに

過ぎないが、目的や事業の公益性が明確であつて、かつ事業運営に支障をきたさないだけの収入が確保できることを条件としており、従来は公益法人が非営利法人かあいまいであつた民法法人(社団法人と財団法人)は、明確に公益法人として位置づけられることになつた。同時に、公益性の認めにくい非営利団体は法人化の途が閉ざされたことになる。この点に関し、一九八五年の公益法人に関する行政監察では「中間法人」制度の創設が指摘され、その後法務省で若干の検討を行なってきたが、具体的な展開は見えていない。同じ指摘は、一九九二年の行政監察でも行なわれているが、その意図は民法法人の公益法人としての純化を図ることにあり、必ずしも新しい市民公益活動の受け皿を用意するという発想は見られない。

もう一つの動きは、公益信託が実現したことである。公益信託は一定の基金を信託銀行等に信託して助成活動を行なう仕組みで、財団を設立するほどの多額の資産がなくても実現可能なため、市民的な公益活動の推進には向いている。一九二二(大正一一)年制定の信託法に定められていたものの、戦前・戦後を通じて適用されないままであつたが、一九七七年に実現に踏み切つたものである。その後、その数は急速に増えている。

第三の動きとして、わずかではあるが公益法人や公益信託に関する税制の展開がある。民間公益活動の資金源としては、企業や個人の寄付が重要な役割をもち、そのような寄付を促すためには、その寄付金に対する免税制度が必要である。一九六一年には、法人税に係る寄付金の免税措置として「試験研究法人等」の制度が整備され、これに認定された法人に企業などが寄付する場合には、通常の損金算入限度額の倍までが損

金扱いできるようになり、また翌年度からは個人の寄付金の課税所得からの控除にも、適用されるようになった。この試験研究法人等の適用類型はその後次第に追加され、一九八〇年代の後半になるといつそう増えるとともに、制度の内容も順次改善された。一九八八年の税制改正では、その基本趣旨が「公益の増進に著しく寄与する法人」として明確化され、「試験研究法人等」の名称が「特定公益増進法人」に改められた。公益信託についても、いくつかの改善があつた。一九八七年には特定公益信託の概念が規定され、そのうち一定の信託目的をもつものは認定特定公益信託として、特定公益増進法人に進ずる免税特典が得られるようになった。

④ 市民公益活動としてのまちづくり・住まいづくり活動の課題

以上の民間非営利活動の歴史的な特徴の考察に基づき、次に市民公益活動としてのまちづくりや住まいづくり活動を促進するために、どのようなことが重要かをまとめておきたい。以下の項目のうち、①、②は市民公益活動全般の発展にとって重要な課題、③、④は特にまちづくりや住まいづくり活動の発展にとって重要と思われる課題を示している。

① 市民公益活動に相応しい非営利法人制度の確立

民法による公益法人は個別の主務官庁によって設立が許可され、その後の運営も監督される。その法人は行政の縦割りに沿つた形でしか存在できない。しかし市民公益活動にとつては、行政の枠を越えて活動するような柔軟性が欠かせない。また多くの市民公益活動の母体は小規模な団体であり、資金面や人材面で現

在の公益法人の設立許可基準を満たさないことも多い。以上のような点から、現在の公益法人制度は市民公益活動には馴染みにくい。そのため、まちづくり活動などの市民公益活動の担い手は、多くが任意団体である。活動の規模も小さく、取り扱う金額や専従のスタッフが少ない時はそれでも問題はないが、次第に大きくなると、法人化することが必要になる。しかし先のような理由から、現在の公益法人制度のもとでは、市民の活動団体が法人化するのは非常に困難である。あるいは可能としても、問題がある。そのため、やむをえず株式会社や有限会社のような営利組織として法人化する団体も増えている。したがって何らかの、これらの課題を克服できるような新しい、主務官庁制によらない非営利法人制度を確立する必要がある。また、市民の活動母体としては消費生活協同組合の制度があるが、この制度が市民公益活動の器としてもっと活用できるような工夫や制度的な改革も必要であろう。あるいは株式会社や有限会社であっても、非営利認定制度によって一定の公益的活動を行なうような仕組みも検討に値しよう。

②個人の寄付を促す税制の重要性

自立的な市民公益活動団体を育て、その活動を推進するためには、その資金源の多様化が必要だが、その基本としては、民間からの自発的な寄付が重要である。現状では、その多くは個人会員や団体会員からの会費や企業からの寄付、あるいは助成財団の助成金によっているが、市民公益活動の費用としては個人の寄付の比重を高めることが重要である。しかし日本人の日常生活の中には、必ずしも現在のところ、そのような習慣や意識が根付いていないし、しかも個人の寄付に対する免税制度は極めて限られた場合にしか認められて

いない。広く個人の寄付を促す制度がない。意識が先か制度が先かの問題はあがるが、このような状況を改善する第一歩として、個人寄付控除制度を実現することが望まれる。個人の寄付が所得税や地方税の課税所得から控除される制度である。また各種の基金など、市民の力による市民的な資金源を工夫することも望まれる。このようなことを通じて、公益的な活動に対する個人の意識を高めていくことが、大きな課題である。

③まちづくり活動の事業的展開

日本のまちづくり活動は、まだ歴史も浅く、調査や計画提案や意見表明に関するものが主で、事業自体に取り進む段階にはきていない。これからは実際のまちづくり事業や住まいづくり事業を自ら手がける段階へと展開することが予想される。その場合の専従スタッフやボランティアの能力、営利企業や公共団体による事業との差別化、事業に伴う経営上の危険性、事業推進に関わる制度的課題などについて、試行錯誤を重ねつつ検討を深めていくことが重要であろう。

④行政型組織の市民公益活動化

一方、日本では地方公共団体の設立した公社等が一定の事業能力を備えている。例えば住宅供給については地方住宅供給公社があるが、まちづくり全般を含めるとさらにさまざまな団体がある。これらの公的または半公的の団体を、民間非営利団体に近い形で再編成し、より幅広くまちづくり活動などの市民公益活動を支援できる組織にしていくことが望ましい。また③で示したような市民団体による事業に協力する仕組みなども考えることができよう。③を市民公益活動の事業化とすれば、④は半公共的事業体の市民活動化ということができよう。この両者が交差する所に、新しいまちづくり活動や住まいづくり活動の源泉が見いだせる

ような気がする。そしてそれにリアリティを与えるのが、①や②の課題であろう。

補論

この原稿の初稿を返送してしばらくの後、一九九五年一月一七日の未明、阪神を中心に大地震が発生、大都市における未曾有の直下型地震として、従来の予想をはるかに上回る被害が発生した。建物の倒壊等による死者は五千人を越え、二〇万人が安全の住まいを失って学校や公園での避難生活を余儀なくされている。

その緊急の対応で注目を集めたのが、民間のボランティア活動であった。それも市役所等の公的機関に登録された「指示待ち」のボランティアではなく、俄に組織されたり集まってきた「押し掛け」のボランティアであった。またこれらに対する企業の物品寄付や企業ボランティアの応援も迅速に行なわれた。ボランティア活動は緊急の救援だけでなく、被災の実態調査などにもさまざまな民間の専門家グループが活躍した。この数年の間における市民活動や企業の社会貢献活動に対する関心の高まり、その活動のさまざまな体験が、これらの迅速な対応を可能にしたように思う。

このようなボランティア活動の意義を認めて、政府も本格的にその支援の仕組みを検討し始めた。二月三日には一八省庁の関係課長・室長が集まって「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」が設置され、次の四項目の検討に着手した。すなわち、(1)市民公益団体の法人格取得について、(2)ボランティアや市民公益団体の公益性を担保する法的枠組みについて、(3)ボランティアや市民団体に対する支援方策について、(4)その他各分野で活動するボランティアや市民公益団体

に共通する課題について、である。

これまでも個別省庁ごとのボランティア支援策などが提案されたり実施されたりしているものの、法人格の問題にまで踏み込んで関係省庁が一体的に取り組むことは、全く無かったことである。その結果が民間非営利活動の伸びやかな発展の基盤整備に繋がるか、かえってその足枷になる制度を作ってしまうかは、予断を許さないが、少なくとも私が本論の4章で提起した課題の①については、本格的な取り組みがスタートしたことになる。そしておそらく②についても何がしかの具体的論議がなされることだろう。そして連絡会議の場面とは別に、実際の復興計画や復興事業の場面で、多くの民間団体が積極的に関与することによって、③や④の課題に大きな進展が見られることと思う。

震災後一か月を経過した今、救援活動も調査活動も緊急対応から長期的な対応へと移行しつつある。今後は復興に向けての、さまざまな市民団体や民間組織が登場することになるが、それは住宅分野を中心とした日本の民間非営利活動の歴史に、大きな、そして決定的な一ページを開くものとなるに違いない。補論と云うには単純な見通しにすぎないが、敢えて再校の機会に言及させていただいた。

(やまおか・よしのり/
プランニング・コンサルタント、長谷工総合研究所顧問)

〈主な参考文献〉

- 1 テッサ・モリス・鈴木著、藤井隆至訳『日本の経済思想』岩波書店、一九九一年
- 2 石田雄『日本の政治と言葉(上)』「自由」と「福祉」東京大学出版会、一九八九年
- 3 千田稔『天平の僧行基―異能僧をめぐる土地と人々』中央公論社(中公新書)、一九九四年
- 4 吉田久一『改訂 日本社会事業の歴史』勁草書房、一九六六年
- 5 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、一九八六年
- 6 右田紀久恵編著『自治型地域福祉の展開』法律文化社、一九九三年
- 7 太田實『公益法人と公益信託』勁草書房、一九八〇年
- 8 林雄二郎・山岡義典『日本の財団―その系譜と展望』中央公論社(中公新書)、一九八四年
- 9 川添登・山岡義典編著『日本の企業家と社会文化事業』東洋経済新報社、一九八六年
- 10 林雄二郎・山岡義典編著『フィランソロピーと社会』グイヤモンド社、一九九三年
- 11 山岡義典編著『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』(NIRA研究報告書)総合研究開発機構、一九九四年
- 12 住民図書館編『ミニコミ総目録』平凡社、一九九二年
- 13 奥田道大『都市コミュニティの論理』東京大学出版会(現代社会学叢書)、一九八三年
- 14 倉沢進・秋元法郎編著『町内会と地域集団』ミネルバ書房、一九九〇年
- 15 東京都公文書館編『江戸住宅事情(都史紀要34)』
- 16 本間義人『住宅』(産業の昭和社会史⑤)日本経済評論社、一九八七年
- 17 本間義人『内務省住宅政策の教訓―公共住宅論序説』御茶の水書房、一九八八年
- 18 石田頼房『日本近代都市計画史研究』柏書房、一九八七年
- 19 山口廣編『郊外住宅地の系譜―東京の田園ユートピア』鹿島出版会、一九八七年
- 20 長谷川徳之輔『東京の宅地形成史―「山の手」の西進』住まいの図書館出版局(住まい学体系)、一九八八年
- 21 福岡峻治『東京の復興計画』日本評論社、一九九一年
- 22 渡辺俊一『都市計画』の誕生―国際比較から見た日本近代都市計画』柏書房、一九九三年
- 23 大日本史辞典編纂会編『新編日本史辞典』東京創元社、一九九〇年
- 24 岩波書店編集部編『近代日本総合年表 増補版』岩波書店、一九八八年
- 25 彰国社編『建築大辞典 第二版』彰国社、一九九三年

'93年度 助成研究の要旨

'93年度の当財団の助成研究・全26編の要旨を掲載しています。詳しい内容をお読みになりたい方は、研究年報21号に全編の梗概を掲載いたします。また、論文のフルレポートについては当財団へお問い合わせ下さい。

研究No.9301

ロンボク島の都市・集落・住居とコスモロジー(2)

イスラーム世界の都市・集落・住居の形態とその構成原理に関する比較研究

主査 布野 修司

本研究は、空間の形態とそれを規定するコスモロジーとの関係を視点に、都市・住居・集落の構成原理を考察することを目的とする。具体的には、インドネシアのロンボク(Lombok)島を対象とし、都市や住居集落の構成原理にかかわる宇宙観、思想、理念を問題とする。

ロンボク島はさまざまな意味で興味深い島である。知られるように、ロンボク島と西に隣接するバリ島との間にはウォーレス線が通る。動植物の生態は東西でがらりとかわるのである。また、宗教の面でも特異である。イスラームが支配的なインドネシアで、バリ島だけはヒンドゥー教が信仰されている。ロンボク島はイスラーム化されているのであるが、バリ島に近接するその西部にはヒンドゥー教の強い影響が残されている。同じ小さな島なのにイスラームの影響とヒンドゥーの影響の両方をみる事ができるのである。

住居のあり方でもロンボク島は興味深い。高床式住居が支配的な東南アジアの島嶼部で、ジャワ、バリ、ロンボクは地床式である。一方、

ロンボク島には、スンバワ人、ブギス人の高床式住居も見られ、二つの文化の境界域でもある。本研究は、ロンボク島の住居集落の地域的パターンを明らかにするとともに、デサ・バヤンについて詳細な考察を展開した。

本研究が初めて本格的に焦点を当てたのがチャクラナガラである。一八世紀にバリのカラングセム王国の植民都市として建設されたチャクラナガラは、インド文明の東端にあって、すなわち、ヒンドゥー文化の最周縁にあって、その理念を最も忠実に実現しようとした都市である。本研究は、街路パターンと宅地割、住区構成、祭祀施設等施設分布、住区組織、住み分けの構成、居住空間の構成等さまざまな視点から、チャクラナガラの空間構造とコスモロジーとの関係を立体的に明らかにした。

研究No.9302

中国北京における都市空間の構成原理と近代の変容過程に関する研究(1)

主査 陣内 秀信

本研究は、中国の数多くの歴史的都市の中でも、最も典型的な構造を持つ北京を対象に、都市空間の構成原理と、その形成過程を読み解くことを目的としている。そして、歴史的都市における近代化のプロセスとメカニズムを分析するものである。こうした目的を達成するために、

研究のベースとなり、大きな力を発揮する一七五〇年の『乾隆京城全図』を読み込み、同時に近代の都市図、文献史料を使って現地調査を行なった。住宅や店舗、居住地と商業地、市や宗教施設などの都市施設、盛り場、行楽地などを取り上げ、歴史的、社会的視野を含めながら都市全体の有機的な構造を明らかにした。

まず最初に、北京全体の特徴を大きくとらえるため、一三世紀から現在まで首都であり続けた北京の都市構造とその変遷について、歴史的な考察を行なった。

次に、都市の構成要素として最も重要な四合院住宅について、その空間構成のタイプを類型的に考察し、入口の位置に見る風水思想との結び付きに着目しながら、構成原理と居住地の構成を明らかにした。

また、北京に特徴的な空間構成を持つ店舗併用住宅については、店舗、サービス、居室の機能的な相互の結び付きに着目し、また、ファアサードの変容過程、高密度に集合する商業地の構成を明らかにした。

さらに、北京を行政中心の内城と、経済・文化の中心となる外城に分け、それぞれの都市施設(立地)の成立、その変容を明らかにした。内城では、王府や倉庫などの大規模施設の配置と空間構成、跡地利用とその変容の状況に着目し、外城では、社会的視野を含めながら、会館や妓館、寺廟などの立地と機能の結び付きを考察した。

こうして、本研究によって個々の住宅から都市全体に至るまで、北京の空間構造の特徴が明らかになった。今後は、近代の形成過程について解明できると確信している。

研究No.9303

伝統建築の構造と理念

インドネシア、韓国、北アメリカ

主査 高橋 貴

本研究は、異なる三つの社会——インドネシアのトバ・バタック、韓国の慶尚北道、北アメリカのナバホ——の伝統建築を対象に、構造・理念・変化を探る目的で行なわれた。これらの家屋はいずれも、野外民族博物館リトルワールドに復元されており、復元調査や実測調査なども実施している。しかし、復元の時点から長い年数が経過して、家屋のタイプや住まい方などが大きく変化していることから、今回家屋調査を実施することになった。

高橋が調査したトバ・バタックの村は、フタ(集落)で構成され、同一氏族の人びとがくらし、生命の木や先祖の墓もある、小宇宙・運命共同体であった。ところが人びとは、道路沿いの便利な集落ドゥスンに住むようになった。家屋も、彫刻や絵のついた伝統的なものではなく、周辺諸地域に普及している低床式住居である。フタのいくつかが廃村になっている。戸数一

一七戸の村を対象に、集落の立地、家屋の種類、空家の状況などを調査した。

福本は儒教精神の強い韓国慶尚北道で調査を行なった。両班(ヤンバン)とよばれた人びとはその精神を家屋の間取りにまで反映させた。本稿では、建築構造、建築過程について詳述したが、この中で女性の空間の重要性を指摘した。先祖まつりは公的には男性が中心になって祠堂で行なう。しかし主婦の棟は主人の棟より基礎が高い。礎石と柱は主婦の部屋から据え始める。これらは、生命を誕生させる空間の重要性を表しているといえる。

渡辺は、アメリカ合衆国南西部に住むナバホを対象に調査を行なった。伝統家屋ホーガンは、柱を円錐形に組むタイプ、方形に組むタイプ、木材を横に組むログ・ハウスの三つに分かれる。いずれも上に土を載せ、暖房・防風・防水の点ですぐれた特徴をもつ。しかしホーガンは今や住居としてではなく、もっぱら儀礼の場として使われるようになった。同化政策と民族自決のあいだで揺れ動くナバホ社会を住宅事情の面から検討した。

三つの調査を通して、私たちは都市化や近代化が急速に進んでいることを痛感した。伝統的な価値観が住居空間の中でどのように引き継がれていくのか、今後の課題としたい。

研究No.9304

中国陝西省韓城地区の集落及び住宅に関する研究(1)

主査 青木 正夫

韓城地区の農村集落には、外敵の来襲から逃げるために要塞堅固な築が造られていた。この地区が、古来、関中と北方を結ぶ重要な通過路

で、戦略上の争奪の地として度々戦場となった。また、土匪が横行し、各集落の数多くの富裕層が財産を自衛する必要があるからである。一方、黄土が浸蝕された複雑で険しい地形によって適地に思われていた。寨は、村より小規模で守りやすく、安価な版築工法で造ることができ経済的であるなどの条件が揃っていた。宋や元の時代以前からあったが、明時代以降では、明末の李自成が率いる農民の蜂起、清時代の太平天国の乱、回族の蜂起などに対して、政府の奨励もあり続々と造られた。築造期間は概ね二年間、専門家の指揮のもと相当の労力を要して造られた。寨は、逃げる、守る、戦う、生きるといった機能に従って計画的に築造された構築物である。単一寨のほか複数寨あるいは共同寨もあった。位置は村からの距離と守りやすい地形とのバランスで決定され、概ね五〇〇m以内、三方が谷になった半島状の場所が選ばれた。面積は概ね一五、〇〇〇㎡〜二〇、〇〇〇㎡。外敵の攻め口となる台地側に城壁を高く、後方に向かって低く築いてチリトリ形をなすものが多い。出入りは、台地側に本村がある場合は門、崖下に本村がある場合は斜坑による。寨内の街路は守備隊の移動性から単純。城壁上には戦闘手段が講じられ防備が固く、攻め込まれた場合は三例に過ぎない。精神的守りとして関帝廟が設けられた。住宅は一過性のものであるので本村のものより一回り小さい。竈洞で済ますものもあった。そのほか、井戸、ため池、粉挽き臼など生活手段が整備されていたが、娯楽的要素は皆無であった。また、この地方の四合院住宅は、「一明兩暗」ではなく、大庁は二室構成で、廂房は柱間二間の一室構成を基本単位として、それを二単位あるいは三単位連続させたものが一般的である。これは、この地域の地方性ととらえられる。「一明兩暗」が成立する前の原型とも解釈される。

研究No.9305

東アジア諸国における都市集合住宅の近代化過程(1)

中国都市住宅の住まい方の研究

主査 藤田 忍

西欧諸国の影響を受けながら近代化を進めてきた、我が国をはじめ中国や台湾等の東アジアあるいは東南アジア諸国等の研究の一環として、本年度はまず中国を取り上げ、都市集合住宅を対象に近代化過程の特徴を整理することを目的とする。

主たる柱は、A都市居住における集合住宅の位置、役割、B社会体制と集合住宅供給(集合住宅の普及過程)の関係、C伝統的住文化と近代化の関係(平面構成・生活行為・起居様式・履床様式・地方性)、D住宅近代化に果たした西欧諸国の役割、の四つである。

1章では①中国の都市部では集合住宅が圧倒的に普及していること、②居住水準も未だ低く課題も多いが、着実に上昇しつつあること、③都市集合住宅の普及要因としては初期におけるソ連の影響、不動産の国家所有化、その後の国家および単位(企業のこと)による住宅の計画的供給、が挙げられることが明らかとなった。

2章では集合住宅の平面構成の推移を文献資料から分析し、ソ連模倣住宅、套間型住宅、前期户型住宅、後期户型住宅への変容過程として整理した。ここでは平面構成を規定する要因として、①初期のソ連の影響、②コスト低減のための面積制限と平面計画、③住生活の「合理化」と庁の役割、の三つが浮き彫りになった。

3章では、住まい方調査によって、①生活行為の公私分化和庁の規模との関係、②住戸の平面と住様式における地方性の存在、を確認した。

4章では住宅供給と社会体制の関係について分析を行ない、①これまで「最低仕様型スケルトン供給」と「入居時の自己改造」が必然的であった点、また、②近年の商品化の中で供給方式自身も影響を受けている点を明らかにした。以上の研究結果より、中国における集合住宅の近代化過程の特徴を要約し結論とした。

研究No.9306

中東地域イスラム都市・集落のセンター概念の形態学的研究

主査 芦川 智

中東地域の砂漠・乾燥地帯に存在するイスラム都市・集落の空間構成の中で、西欧中世都市の広場概念に相当するセンター概念がいかなる形態で存在するかを、実態調査を基礎にして探つてゆくことを目標とするが、その第一段階として、中東全域におけるイスラム都市の旧市街の道路構成と施設配列についての資料化をし、その多様な形態についての整理と類型化を行なったものが今回の報告である。

三〇都市の資料化に当たっては、出来る限り本来の姿を予想できる古い図面を探し、道路の形態を把握し、その中の施設配置を捉えてゆくこととしている。三〇都市を類型化を行なうに当たっては、林式数量化III類を用い、①都市・集落の境界の状況、②旧市街・新市街等のゾーン分けの状況、③求心的な要素の状況、④旧市街の中でのゾーン別状況、⑤道路パターンの状況、⑥空間のヒエラルキーの状況、の六項目を手掛かりとして適用している。

その結果、Aグループ・単純明快な構成を持ち全体に均質的な都市空間を有するグループ(カルタミア・ベニイスクン・スファックス等、

Bグループ…複合的な全体像を持ちながら若干混合し曖昧な部分を有し、空間は均質なグループ(シバーム・バグダッド・スース・モスール等)、Cグループ…空間に階層性があり、全体として混合した部分を有するグループ(ケルマーン・カイセリ・シバス・エディルネ等)、Dグループ…空間に階層性があり、明快なまとまりを持っているが複合化した部分も持つグループ(アレppo・グマクス・マラケシュ・フェス等)、Eグループ…単純な構造で階層的空間構成を有し、しかも明快な構造を持つグループ(イスファハン・カイロ・チュニス等)の五つのグループを導入している。

研究No.607

イギリスに於けるリビングルームの成立と変化・発展に関する研究

主査 江上徹

イギリスのLiving Roomは一八世紀末に、農場労働者のためのCottageにおいて成立したと考えられる。一八世紀後半から一九世紀にかけてCottageは、社会改良主義及びpicturesqueという二つの観点から注目を集めた。前者の主要な論点は、不衛生でプライバシーも保てないワンルームの段階から、少なくとも就寝機能を分離させて生活の秩序化を図ろうとするものであった。当初この部屋は単にRoomと呼ばれたり、Principal RoomやDwelling Roomなども呼ばれていたが、次第にLiving Roomとこの名称に収束していった。Living Roomとの関連での後者の主要な論点は、旧来のフォーマリズムの否定である。この観点からH. Reptonは「上流階級の住居においてさえ、古くParlourから新へ換を説いたのである。しかし、二〇世紀前半に至るまでこの

クラスの住居ではLiving Roomはほとんど普及しなかったし、労働者階級や下層中流階級の住居でもPictorial的な部屋の設置が志向され、Parlourをオモテに配し、条件の悪いウラにLiving Roomを配するプランが一般化した。これに対し、今世紀初頭にR. Unwinは、いわばこの両者を一体化させた、広く明るい、通風も良い新たなLiving Roomの提案を行なった。しかし、このUnwin等の提案は当時のイギリスですぐに受け容れられた訳ではなく、その後も永くParlourをもつ住戸がつくられた。この背景には、イギリスのLiving Roomはその誕生以来、ずっと主たる調理の場でもあったという事情がある。この点ではUnwin Living Roomと同様であった。Living Roomからの調理機能の分離は、一九一八年の「Rudor Walters Report」でも重視され、一九四四年の「Pudley Report」ではついに調理機能から解放されたLiving Roomが提示され、一九六一年の「Parker Morris Report」を経てそのようなプランが普及し今日に至っている。Living Room誕生以来の二〇〇年を顧みれば、この空間の特質は多様な行為の場即ち多目的性であり、また、複数の人間が一緒に時を過ごす場即ちコミュニケーション空間である、ことと言えよう。

研究No.608

まちづくり主体の育成のための「まち遊び」方法論構築に関する研究

住み手による身近な環境整備推進手法の開発

主査 吉川仁

本研究は、市街地内の身近な環境資源を活用した体験型の都市・まちづくり学習Ⅱ「まち遊

び」について、具体的な地区で有効性を検証し、いきいきとした各地の事例から住民が主体的に進めうるまちづくりのための方策を考察する。通例、まち遊びは催しの一部として実施される。住民参加のまちづくりが一〇年以上続いている世田谷区太子堂地区で、まちづくり催しに関するアンケートを実施した。結果、

(1)催し参加は「面白そう・楽しそう」「通りがかり」など一般的な動機からである

(2)催しに参加した結果、まちづくりへの親近感等が増加する

(3)催し参加とまちづくり活動への参加意欲は密接に関連している

等が判明した。同時にまちづくりや催しに興味がない層、身体や家の事情で参加できない層があることも確認した。

「まち遊び」は、地域づくり関連、地区レベルのまちづくり関連、それらのための人づくり関連に大区分できる。全国的事例から、ユニークで参加者だけでなく主催者も楽しんでいる等の観点で「まち遊び」九事例を取りあげ考察した。共通する点として、

(1)まちの宝にこだわる、実際の体験を重視

(2)仕掛人が自分が面白いと思うことをまじめに楽しむ

(3)参加者の自発性を刺激し発想を広げる

(4)人と人の関係づくりを大事にし仲間づくりに成功している

等が指摘できる。これらによって次段階のまちづくり活動や次代のまちづくり人が生成している。

本研究の結論として「まち遊び」の効果と限界を考察した。まず、まちづくり発展過程を考察し、それに対応する「まち遊び」手法の見取り図を仮説として提示した。

「まち遊び」の効果では、①「まち遊び」は

まちにこだわりをつくる、②「まち遊び」は多様性を発掘する、③面白さ・楽しさがまちにあふれる、等が指摘でき、最後に④「まち遊び」は住み手の内発性を基軸とした「状況内発」型のまちづくりに展開する可能性を有している、ことを提起した。

今後の研究課題では、事例の体系化不十分を克服する意味で、国際的事例の比較検討を含む事例データベース作成が必要であり、楽しさを広く伝える意味で「まち遊び」実践講座をつくる等がある。

研究No.609

阪神間の住宅地形成に関する基礎的研究(2)

近代日本の大都市郊外住宅地形成過程

主査 坂本勝比古

この研究は、日本の代表的大都市郊外住宅地として発展してきた大阪、神戸間の地域を対象として、その形成過程を、前回に引き続き、更に掘り下げて考究したものである。

阪神間の郊外住宅地は、その発生以来既に数十年を経過し、それぞれの住宅地は著しい姿貌を遂げつつあるが、そのなかで所期の目的理念を十分生かしたまちづくりを持続しているところと、戦争や自然災害その他の理由によって、当初の意図が損なわれてしまったところがある。この研究報告では比較的良好的住宅地で、かつ文献資料の入手が可能となった地域を対象として考察を行なった。

第一章では、阪神間宅地分譲の動向として、宅地分譲の形態を分類し、特に大阪、神戸間に限定した大都市郊外住宅地の動向を取り上げ、第二章では、そのなかの主要住宅地について、

具体的な例を基に分析・考察することとした。

「浜甲子園健康住宅地」は、大林組住宅部が主として経営にかかわるが、全体計画や分譲のうえでの諸施策、またこの住宅地と連続した「阪神電鉄経営南甲子園住宅地」の形成、住宅地分譲の方策を探った。これらは、私鉄の沿線開発に結びつく住宅地経営であるが、一方、民間の土地会社が積極的に取り組んだ住宅地開発の事例として、「夙川香櫨園住宅地」の計画とその進行内容について触れ、この住宅地経営が成功していることを述べた。また、この住宅地に建った主な住宅建築について紹介する。更に同じく成功した事例として、「南郷山住宅地」（西宮市）についても、入手した土地分譲資料を基に、その特徴を示した。

第3章では、浜甲子園、南甲子園で行なわれた中、小住宅の平面計画について、具体的事例を基に分析・考察した。

第4章においては、住吉・御影地域の住宅地の形成が、画一的な宅地分譲方式ではない方法で行なわれ、大邸宅が集中する阪神間で最も高級な住宅地として発展したことを明らかにする。以上のような阪神間郊外住宅地の調査を通して、これらの住宅地が日本の住宅地形成の上で先駆的役割を果たしてきたことを述べ、我が国の近代住宅史の上でも重要な意味をもつことを明確にした。

研究No.9310 住宅密集地区再生に関する研究

カルチュ・ダムールに関する事例研究

主査 湯川 利和

カルチュ・ダムールは、木質住宅地区の良好な更新が進まない中で老朽化した木質住宅密集

地区（七、四〇〇㎡、二五棟二五三戸）が一挙に良好な賃貸住宅街（RC、3Fフラット四棟一三六戸十道路・公園整備）に生まれ変わった事業である。この事業をとりあげ、事業経過の記録と入居者調査によって、成功に導いた条件今後の課題を明らかにすることを目的とする。

第一章 事業経過の記録…さまざまなタイプの権利者八名が複雑であり、異なる権利関係を整理し、共同で事業を行ない、完成後も八人共同で「まち」を管理している。プランは木質住宅地域再生ユニットとして位置付けた低層高密度閉型配置とし、デザイン・設計・設備において新しい都市住宅を提示するとともに、電線の中地化、インターロッキングブロックによる舗装、プラザの小公園、ストロンプラ等、新しいコミュニティ・インフラを提示した。

第二章 入居者評価…質問紙調査の有効回収数は、新規入居一八世帯、再入居八世帯中それぞれ六四世帯、七世帯であった。新規入居者は二〇、三〇代の子どものいない共働き夫婦がもっとも多く、小家族、学齢期の子どものいない成人家族が中心である。交通の利便性や住宅・住棟計画を高く評価してこの住宅を選択しており、住棟計画全般に対して一定の支持をしている。しかし、自転車の盗難や自動車・自転車へのいたずらなど何らかの被害を受けたものが六割おり、地下駐車場の犯罪被害、周辺の治安への不安といった問題がある。高家賃、住戸の狭さ、子育ての環境として良くないことを理由に転居希望が強く、とくに子どもを持つ若年世帯で強い。再入居世帯は地域への強い愛着と職業上の必要から再入居を決めており、住環境に対する評価は高く、定住志向が強い。良好な住宅ストックを形成したことは評価されているが、単独のプロジェクトでは解決困難な学校や治安など周辺環境の改良という課題が残

ることが明らかになった。

研究No.9311

下町型集住形式に関する研究

密集住宅地「根津」におけるケーススタディ

主査 高橋 鷹志

本研究は、下町の密集住宅地の建築・外部空間の仕組みに注目することによって、新たな都市集住形式（「下町型集住形式」）を模索することを目的としている。

建物間の残余空間や非常に狭い路地など、日本の都市に隙間の空間が多いことはしばしば指摘される。隙間は都市住宅の空間形式としては否定的に扱われることが一般的であるが、それが生み出す環境は、使いこなす居住者の社会的な規範とセットになっている。我が国独特の都市集住環境を成り立たせている。

以上のような認識のもとに、本研究では、密集住宅地として東京都文京区の根津地区を調査対象として、住戸群および外部空間（通り、路地、隙間）の空間特性と社会的環境（社会的交流、領域認識、行動規範等）に関する調査を行った。

根津は、関東大震災、戦災の被害をまぬがれた地域であり、歴史的な地割に沿った住戸群のまとまり、特に路地を中心とした四つの類型（通り抜け、袋小路、折れ曲り、複合形）の住戸群を読み取ることができた。住戸群は、通り路地、隙間という外部空間を持つ。路地と隙間は、寸法と位置によっては全く機能しない場合もあるが、住戸の独立感、通風・日照、居住者が作業・手を加える空間、半公的な近隣の通り道、通りからの視線を通すことによる開放感、幅広いレンジの社会的コンタクトのアフオード

（隙間を介した交流は、一階よりも二階の部屋、物干し台どうしが多い）などの機能・役割を持つことが明らかになった。

以上の分析結果、および近年の都市型集合住宅の提案事例を踏まえて、①路地・隙間などによる外部空間のネットワーク、②物的環境の適応性、③住み手と住まい、住まい方の多様性を中心テーマとした「下町型集住形式」のモデルスタディを行なった。

研究No.9312

戦後日本の住宅形式形成過程におけるアメリカ近代住宅の影響

日本人に適した住宅原型提案への準備研究

主査 藤木 忠善

明治以来の近代化のなかで、欧米の影響と伝統との多様な結合を見せつあった日本の住宅は、戦後になって極めて短期間のうちに伝統を捨て、現在のようなリビング・ダイニングルームと個室で構成される単純な住宅形式に収められた。その要因を戦後期アメリカの住宅近代化の強い影響であると考え、本研究では、その情報媒体と影響を被った点を明らかにし、その持つ問題点について考察することを目的とする。そして、日本人に適した住宅の原型提案に結びつけることを目標としている。

当時のアメリカの住宅近代化の状況について調査し、その情報が大量に流入した戦後の二〇年間におけるアメリカ近代住宅について紹介・推奨した文献、関連イベントの記録、設計関係者への面接など多種の媒体について調査した。そのうえで当該期の建築家の住宅作品を中心に、その平面計画とリビングルームにおけるアメリカ

カ近代住宅の影響を研究考察した。

その結果、畳の駆逐と椅子・ベッドの生活、接客・団らんのためのリビングルームの推奨、玄関の簡素化、台所の昇格、個室化、浴室・洗面所・便所の一体化などがアメリカを模範として行なわれたことが明らかになった。そのような変化のなかで、玄関や縁側などの伝統的な中間領域の消滅、子供室の孤立化、浴室の密室化などが生じ、接客時や家族間のコミュニケーションとプライベート調節の様態が変化したこと指摘した。更に、リビングルームについては家具配置の意識をアメリカの場合と比較し、その相違について研究考察した。

以上の研究から、当時の性急な住宅形式の転換は、戦後期の特徴な状況から生み出されたものであると理解される。したがって、その影響下に形成され変化しながら発展してきた現在の日本住宅の形式も、便宜的なものに見え、日本人にとって最終的なものとは考えにくい。ここで再び和洋の新しい融合が求められる。

研究No.9313

東京都心および隣接地域における高齢者の居住実態と居住の継承に関する研究

家族の居住形態の変化と地域的住宅需要

主査 松本 暢子

近年の単独世帯や高齢者世帯の増加、一大家族当たりの子ども数の減少などの一般的な家族の居住形態の変化は、地域的住宅需要と密接な関係を持ち、その地域の住宅の建て替え、土地利用の変化や、定住人口の構造の変化に影響を与えている。これらを地域の状況に即して検討し、

今後の住宅需要や居住構造を把握する基礎的資料を得ることが、本研究の目的である。

研究の方法は、東京都心およびその隣接地域の典型的な住宅地を対象とした居住実態調査および住民票の分析、住宅の建て替え分析を中心として、住民参加によるまちづくり活動や福祉サービスの状況などの観点からの聞き取り調査によって行なわれた。一九八三年に実施した墨田区東向島地域の「高齢者を含む家族」の実態調査を基礎として、その後の一〇年間の変化を追跡している。

その結果に基づき、建築更新の速度は遅いものの、確実に地域の建築更新が進んでいる実態を示した。更に、既存資料では得られない「世帯分離した子どもやその家族」と高齢者の居住関係を整理した。そして、高齢者の日常生活において、「町内会」に代表される人間関係の果たす役割を確認した。以上より、当該地域の居住継承の過程が、土地・住宅の保有、職業、地域社会との関係に規定されていることを結論付けた。

今後の課題として、当該地域の居住構造の特性をより鮮明にし、住宅需要との関係を検討すること、結果の妥当性を実証するために専用住宅地での実態調査が必要と思われる。

研究No.9314

高齢者向け公共住宅と福祉施設の連携整備手法に関する研究

主査 巽 和夫

本研究では地域施設の定義を在来の老人ホーム、在宅サービスセンター、老人保健施設など高齢者向けの福祉施設に、小学校・中学校・保育所・銭湯・宗教施設などを加えて広義に地

域施設をとらえる。これら地域施設と高齢者向け公共住宅の空間的・機能的連携整備のための有力な手法として複合化を取り上げ、複合化開発における空間的、機能的、事業手法上の在り方を検討し、複合化開発推進上の課題を明らかにするのが目的である。

調査対象は、都道府県四七か所、政令指定都市一か所、東京都特別区二三か所、そして住宅・都市整備公団など、合わせて八二か所の住宅供給主体における複合型高齢者施設である。本研究の特徴は大きく二つに分けられる。

まず、近年において多様化している事業手法を整理し、それらの中の複合化開発事例を対象に、その形態、規模、事業の経緯及び所有・管理関係について、前述した八二か所を対象にアンケート調査を行ない、全国の複合化事例を収集し、高齢者向け公共住宅と関連施設との複合化の現状をより明らかにするとともに、施設の平面図などの資料を基に、複合型高齢者向け公共住宅の空間結合形態、空間構成からみた機能的結合形態、建物の規模、因子分析による年度別推移の特徴を明らかにしている。また、複合型高齢者向け公共住宅の所有形態と管理形態を軸に幾つかの類型化を試み、各類型別の特徴を明らかにしている。

これらの複合化の現状の把握に基づいて複合化の類型及びその特徴を分析し、ハード・ソフト面での計画条件を明らかにしている。

研究No.9315

建築・医療・保健・福祉の連携による住宅改造のシステム化に関する研究

主査 長倉 康彦

これからの高齢社会においては、高齢者・身

障者が、住み慣れた住宅に自立的に住み続けられることは大変な大事なことである。本報告ではこれを推進するためには、建築・医療・保健・福祉の各専門分野の協力のもとで住宅改造が実施できるようなシステムづくりが重要と考え、現在の社会状況をつぶさに調査しシステム化に向けての課題を考察した。本研究で以下の問題点が明らかになった。

①自治体の多くは改造費助成を実施し、補助金の交付もその半数程度であるが、これらの多くは対象が障害者に限られ、高齢者施策として取り組まれているものは少ない。

②現在、専門家チームの改造相談・指導を実施している自治体、実際に自宅訪問をする自治体はあまり多くない。

③自治体が挙げられる施策上の問題は、専門職の確保、情報・資料の収集、ニーズの発掘、フォローアップが難しいことなどである。

④リフォームヘルパー制度については、社会福祉協議会を窓口として取り組む自治体、在宅福祉支援センターを中心に取り組む自治体などの例が見られるが、現在の報酬では不十分である。

⑤住宅金融公庫の利用層は、三世代同居の居住者で、比較的居住水準の高い場合が多い。

⑥集合住宅の改造を促進するためには、共有部分の改造に対応できる工事方法、補助制度の整備が求められる。

⑦賃貸住宅の改造を促進するためには、大家や住宅管理者が主体的に関わることでできる補助制度の整備や、改造困難な場合には近隣の改造しやすい住戸への転居を促進できる仕組みづくりなどが求められる。

⑧今後は自治体の補助制度と公庫融資をうまく合体させて、より広範な住宅改造を行なえるようにするなど、福祉政策と住宅供給政策がより緊密に連携されるべきである。

⑨人的資源の交流として、公庫の登録建築士を自治体の補助事業に活用すること、公庫融資による工事にも自動的に自治体等の理学療法士・作業療法士が計画・査定段階で加わるなども考えられる。

研究No.9316

出生力回復のための大都市住宅政策に関する研究(1)

主査 広原 盛明

本研究の最終的な目的は、我が国の大都市における最近の出生率低下傾向と居住環境との関係を解明し、出生力回復のための大都市住宅政策の方向性を提起することにある。しかし出生率低下は、家族と女性を取り巻くきわめて多様な社会経済的・歴史文化的要因の合成結果として現象しているのであって、例えば、住宅の部屋数が増えれば子どもが増えるといった単純な因果関係にあるのではない。

本研究においては、第一に出生率低下に関する既往文献のレビューを通して、居住環境要因が出生率低下の全体構造の中でどのように位置づけられるかを説明する「出生率低下構造モデル」を作成する。

第二にとりわけ大都市地域における出生率低下の構造をマクロ的に解析するために、一九九〇年国勢調査を資料として女性の配偶関係別・就業状態別完結出生児数に関する都道府県別分析を行なう。

そして第三に東京・京都の保育園と幼稚園を対象にして、保護者夫婦のアンケート調査及びヒアリング調査を行ない、子育てと居住環境に関する具体的なニーズを解明する。

なお現在、東京の保育園と幼稚園の保護者夫

婦の補足的なヒアリング調査が継続中であるので、本報告は、中間報告として第一と第二に関する研究内容を中心に構成する。

研究No.9317

公団「建て替え事業」に伴う入居者の生活構造変化

住居費負担を中心として

主査 志賀 英

近年、公共住宅の建て替え事業が活発に実施されるようになった。その要因は、住宅や設備の老朽化、戸数増や面積増が期待できる土地の高度利用等である。

ここでは、これら建て替え事業実施時に公団住宅入居者が、生活面・経済面でのどのような影響を受け、また建て替え事業に対してどのような意見をもっているかを調査し、その生活構造変化を明確にしようとしたものである。

公団住宅建て替え後の現住宅居住者は「移転層」と「戻り入居層」とに大別した。前者は何かの理由で建て替え後の住宅へ入居せず、他の住宅へ移転した層であり、後者は新築住宅へ戻ってきて入居した層である。

移転層は、その半数が少数人世帯であり、高齢者世帯とその準備期間の世帯が多い。経済的には、年金収入中心の世帯が多く、新住宅の高家賃を支払い得ない等、家計の余裕は少ない世帯が多いようである。

一方、戻り入居層は、給与所得中心の世帯が多く、戻り入居後の住宅には分譲と賃貸とがあり、両者の関係は約一対二である。経済的には、移転層より若干上位にあるものの、段階的に家賃が上昇してゆく傾斜家賃制度については、入居者の負担が大きいので近未来的にも将来的に

も不安を持っている世帯が大半を占め、現在も将来も無理がないとする世帯はわずか七％程度に過ぎない。

本調査では、公団住宅入居者で建て替えを経験している階層に意見を聞いていると感じ、その結果は自分達が家賃面で優遇されていると感じつつも、なお種々の問題提起を行なっている。公団住宅入居者にもさまざまな階層があるのでどこに焦点をあてるかは難しい問題である。

公団住宅のような公共住宅の直接供給については、賛否両論があり、間接援助方式のほうが国民に対してより公平であるといった考え方もある。また、民間住宅入居者との格差の問題もあるので、公共住宅建設やその建て替えについての評価は難しい。本調査研究の成果が、それらを含め今後の建て替え事業の円滑化、ひいては住宅政策立案のための基礎資料となれば幸いである。

研究No.9318

アメリカの州立大学が地域に提供する住情報サービスに関する研究

住情報の基礎資料整備と普及活動の特徴分析

主査 一棟 宏子

本研究は、まず、アメリカの州立大学が地域に提供する住情報サービスについて、コーネル大学・アイオワ州立大学で事例調査を行ない、普及のための組織と活動実態を把握する。同時に、資料収集を行ない、各州立大学(Cooperative Extension Service)以下(CES)略すから提供される情報内容を分類・整理し、住情報に関する基礎資料を作成することを目的としている。結果は以下のとおりである。

(1)CESは、農務省・州立大学・地方自治体単位の郡事務所の連携で運営される教育ネットワークである。農務省は基本プログラムを提示する。州立大学の教育は、地域の実情に基づいた研究を推進し、それを教育プログラムに反映する。同時に、各郡の職員に専門教育を指導する。CESは多くのボランティアを活用し、公的・私的組織と協力して教育効果を上げている。

(2)CESの教育プログラムの内容は、住民のニーズに応じて柔軟に対応できるシステムがとられているのが特徴である。

(3)ハウジング分野では、よりよく住まうための機会の拡大、省エネルギー、室内空気質、住宅改善、アフターグランド・ハウジング、健康的な住宅などさまざまな角度からの取り組みがなされている。

(4)全米の各州立大学CESが発行している四万二、八九六の生活情報分類、基礎資料を作成した。農業と食物・栄養分野および青少年やボランティア育成に力点がおかれているが、環境問題の情報が増えつつある。全体に、情報が実際の、住民の日常生活に役立つ内容である。

(5)刊行物による住情報は、住宅管理と住宅計画分野が多い。メンテナンステリアリアデザインなど、Do It Yourself(DIY)のための情報が多い。耐久・耐候性能の情報も多い。最近では衛星通信の発達によるメディアの変化が教育方法や情報の伝え方に影響を及ぼしている。

(6)CESシステムの活動は七五年間以上継続し、住民に生活情報を提供してきた。その間CESが果たしてきた役割は大きい。

建物の区分所有が住宅・都市空間の変容に果たす役割と政策課題(2)

主査 近江隆

これまでの研究を通して、「建物の区分所有」という空間所有の在り方が、広く都市空間を形成していく状況が明らかになってきた。区分所有は集合住宅だけではなく、市街地の更新、都市再開発などにも広がり、建物の建て方や建物構造にも影響を及ぼしている。さらに住宅の需給関係や都市空間の在り方を変える可能性をもつものと考えられる。この認識に立って、以下の三つの領域を研究課題とした。

- ①マンションにおける賃貸住戸の役割とその政策的活用の可能性
- ②区分所有建物の都心居住に果たす役割と共同建て替えの誘導方策
- ③区分所有の都市再開発空間に占める位置と可能性

①の課題に対しては、まず、管理組合への調査を通して、地域ごとの政策対応の必要性を確認した。次に、自治体に関する調査により、住宅政策でのマンション賃貸住戸の現状での位置付けと今後の可能性について検討した。最後に所有者賃貸住戸の管理における「不動産仲介」の役割を確認した。

②の課題に対しては、区分所有建物の建物更新、共同化、都心居住に果たす役割が、区分所有固有の特性なのかどうかを区分所有建物密集街区の調査を行なうことで明らかにした。

③の課題に対しては、都市再開発における区分所有床の配置と機能、およびそれらを集合化させて広くオープンな一体的に利用可能な商業空間をつくりだす方式と漸進的な再開発の可能

性の解明を行なった。
以上から、区分所有を都市計画、住宅政策の側でどのように受け止め、許容したシステムに変革していくかに配慮が必要である。

研究No.9920

アメリカの州及び地方住宅政策に関する研究(2)

主査 海老塚 良吉

アメリカの連邦政府は、一九八〇年代に住宅分野からの役割の縮小を進め、州及び地方政府の住宅分野における役割が次第に大きくなっていく。一九九〇年全国アフォーダブル住宅法はこのような政策の流れを受けて、住宅政策の枠組みを整理したものであり、州及び地方政府の住宅政策における役割を重視して、非営利組織及び民間営利企業をも含んだパートナーシップの下で、住宅問題に対処するという方向を示した。

一九九〇年住宅法は、連邦政府から補助を受けた州及び地方府に、地域内の住宅事情、住宅ニーズ、今後の住宅計画の方針と予算等を記載した総合的住宅アフォーダビリティ戦略(CHAS)の作成を義務づけた。各地の一九九四年度のCHAS及び現地のインタビュー調査から地方住宅政策の展開をみると、住宅価格・家賃の高騰は一九九〇年代に入り安定化しつつあるもの、相変わらずに大量のホームレスを抱えるなど深刻な住宅問題が都市部には存在し、各都市は少ない予算と少ない住宅担当職員のみで、非営利組織との連携や免税債券を利用した低利融資などのさまざまな工夫をしながら、住宅政策を行なっている。

CHAS作成にあたっての市民参加は、実際

に住宅問題を抱えている人びとが参加していない、時間の浪費となっている等の批判的な見方が多くあるものの、異なった組織間での協調関係の確立や住宅問題の把握に一応の役割を果たしているとの評価されている等の実態が明らかとなった。また、アフォーダブル住宅の供給を増加させるうえで障害となると批判されている土地利用規制について、確かに住宅価格を押し上げている面があるものの一定水準の住宅ストックを維持するためには必要と考える者が多く、成長管理政策をとりながらも、容積ボーナスとの組み合わせで低所得者向け住宅供給を工夫している州の取り組み等が明らかとなった。

研究No.9921

木造住宅の外断熱構法に関する基礎的研究

主査 菊地 弘明

住宅の断熱・気密化は、主に冬の性能向上に焦点が合わされており、そこでは断熱と同時に気密性の確保と、冬の断熱層内での内部結露対策に重点が置かれている。したがって防湿(兼気密)層は、室内(高温)側に形成するのが一般的な施工法となっている。

ところで、冬と夏では、住宅の内外の温湿度条件は全く逆転する。冬(暖房時)が中心の防湿層の施工法は、夏(冷房時)に断熱層(室内側)での結露発生が懸念される。特に夏型結露は、高温多湿期と重なるだけに、断熱層に接する木材の腐朽につながる易い。夏に冷房が必要となる地域では一年を通して、防湿層を断熱層内に形成する方が問題は少ないと考えられる。しかし従来の壁内を利用して断熱材を施工する方法では、その中間に防湿層を設けるこ

とは容易ではない。

以上の観点から、本研究は断熱・防湿層を軸組の外側から施工する外断熱構法を、一歩進めて、あらかじめ断熱層の中間に防湿層を組み込んだパネルを提案、試作し、実際の住宅に適用し、その施工法を探り、竣工後の室内温湿度環境、気密性能などを計測し、評価を行なったものである。

以下に本研究で得られた知見をまとめる。①パネルサイズを900×1800mmとし、その取り付け方法を開発、実際の住宅に適用し、その可能性を明らかにした。②パネル作製の歩掛りは約2.0枚/人工であったが、今後、専用品生産施設の整備が進めば低減が可能と考える。

③パネル取り付けの歩掛りは外壁で約1.1枚/人工、屋根は1.0枚/人工であった。④冬季の室温はよく安定し、1.2階の温度差も少なく良好であった。九カ月後の「隙間相当面積」は1.9cm²/m²で、入居時とほとんど変動せず、高气密な値となっていた。柱・土台の木材含水率は一五%前後で推移しており、軸組まわりの腐朽に対して、安全であると言える。

研究No.9922

東北地方における高断熱高气密住宅の健康性とエネルギー効率からみた評価

主査 吉野 博

平成四年度の新省エネ法の改正や日本版R2000住宅認定制度の設立により、全国的に住宅の断熱気密化が進められると予想され、東北地方でも、高断熱高气密住宅が建設されるようになった。しかし、このような住宅は北海道と比較して歴史が浅いため、室内空気汚染や結露

発生 の危険性、ダニやカビによる居住者の健康への影響などが懸念され、またその省エネルギー性についても不明である。本研究では、高断熱高気密住宅の居住者を対象としたアンケート調査により、室内熟空気環境と居住者の住まい方の現状及び問題点を把握し、実測調査によって室内熟空気環境に関する追跡調査を行ない、懸念されている問題点が実際に生じているのかどうかを確認する。

夏のアンケート調査では、暑さをしのぐ居住者の住まい方が確認されたが、居住者の健康性と住宅の性能との関連性は明確ではなかった。また、冬のアンケート調査では、住宅の断熱気密化が室内熟環境の向上に寄与し、居住者の健康性に良い変化をもたらしていることがわかった。しかし、一方で、室内空気の乾燥を問題点として挙げている居住者が見られ、全体の二〇%弱の居住者が、乾燥による被害を指摘していた。冬の室内空気の乾燥については、今後検討する必要がある。

実測調査はアンケート調査の対象住戸の中から選び、仙台市内と盛岡市内の住宅一六戸を対象として行なった。冬の温熱環境は良好である住戸が多いことがわかったが、空気の乾燥による居住者の健康への影響に関して、住宅の性能との関連を把握するためには、さらに詳細な測定が必要である。また、夏期の実測調査では室温が日中に外気温よりも高く、夜間でも室温は低下しないことがわかった。今後、断熱気密住宅での夏期の室温上昇をおさえるための対策が必要になると考えられる。

また、実測対象住宅をエネルギー効率の観点からみると、断熱気密化による温熱環境の向上が確認されたため、そのレベルは高いといえる。

研究No.9623 解体される住宅の構成材の再利用のための構法システム開発に関する基礎的研究(2)

主査 野城 智也

本研究は、「建物の解体・改修において、構成材に投入された資源が繰り返し利用できることを目的に、構成材の分離・仕分けが容易にできるような仕掛けを建物新築時に持っている構法」を「再利用指向構法」(reuse-oriented building method)と名付け、その具体的な要件を整理したものである。

昨年度の研究報告(1)の結果を受け、本研究では、まず、仕分け再利用の先進例として、建築系廃材を取り扱うリサイクル産業と、ドイツにおける仕分け解体のプロセス、及び再利用度の高い構法について概観した。そして、再利用の重要度(仕分けにおける優先度)を判定する評価軸として、①価格コスト、②規制、③構成材の製造エネルギー、④資源の持続性、⑤廃棄物としての有害性、の五種類を設定した。

これらのうち本研究では特に、製造エネルギーの大きい建築構成材と資源の持続性を重視することとした。構成材の製造エネルギーについて、構法計画に馴染む細分化されたカテゴリで推定値を得るため、建築構成材の製造メーカーに対するアンケート調査を実施し、住宅の主要構成材の製造エネルギーの原単位を得た。この原単位をもとに、戸建て住宅一戸当たりの構成材の製造エネルギーの総和を試算し、総和のうち、高いシェアを占める構成材を抽出した。このシェアをもとに、解体時における「部分」分割のあり方を検討し、その構法ルールを基本原則・推奨原則としてまとめた。そして、上記

で抽出した製造エネルギーの大きい構成材と、解体時の「部分」への分割の整合性を、在来軸組構法について検討し、問題点を拾い上げた。この問題点を解決するための構法的対策を検討し列挙した。加えて、森林資源の持続性の観点から、木質系構成材についても、解体時の「部分」への分割の整合性にかかわる問題点を抽出し、問題点解決のための構法的対策を整理した。以上のような構法的対策を施した木軸組構法住宅について、製造エネルギーの大きい建築構成材と木質系構成材の再利用するための、望ましい解体工事工程のシナリオを作成した。

研究No.9624

水平振動を対象とした人間の感覚に基づく確率手法による居住性評価(2)

視対象の違いによる検証と視覚刺激が言語表現に及ぼす影響に関する分析

主査 石川 孝重

居住環境の高層化に伴い居住性確保の問題の一つとなっている、風などの応答によって生じる水平振動に着目し、居住性評価の規範として水平振動感覚に着目する。

本年度は、昨年度からの検討を踏まえ、視対象として縦じまを用いて行なった数回の実験結果の対比から、視覚刺激を考慮した水平振動感覚の評価の特質を整理した。刺激となる振動の物理量が評価を決定するが、それは相対的な判断により表現される。そのため、評価の基準となる刺激条件の違いが評価に与える影響が最も大きい。

更に、これらの縦じまによる実験の結果を検証するために、視対象をより実状に近付ける目的で、高層住宅模型を視対象として実験を行な

った。縦じまと模型という視対象の違いが評価に与える影響は、視覚刺激が水平振動感覚に与える影響と対応して変動するため、体感が依存する加速度の大きさによって分けて考える必要がある。加速度が大きい範囲では体感によって評価が決定されるため、視対象の違いは評価にほとんど影響を与えない。一方、加速度が小さい範囲では、視対象は変位の見やすさの違いとして評価に影響を与え、視覚情報となる変位を見やすい縦じまの方が評価が厳しい傾向がみられた。

一方、昨年度と同じようにSD法を用い、この視覚刺激が水平振動感覚の言語表現に与える影響を検討した。視覚刺激の有無は、水平振動感覚を表現する言葉の特質には影響をほとんど与えない。視覚刺激の有無によらず、振動の強さを表す力量性が基準となり、着目する対象の違いが、水平振動感覚を表現する言葉の特質を決定する。一方、視覚刺激は水平振動の物理成分を確定する要因として、振動の性質を表現する活動性が強い言葉に対して、変位を中心とした物理成分との関係をより明確にする。

このように、視覚刺激と体感刺激は質の異なる刺激であることが分かる。今後は、視覚刺激を考慮した水平振動感覚に基づく、具体的な評価指標の提案を行ないたい。

地域の住宅生産技能者の育成に関する研究(2)

新技術・手法の導入と技能者の機能・役割

主査 秋山 哲一

本研究は、地域の住宅生産システムを担う既存の技能者育成システムに限界がみられ、また新しい技術や手法が導入されるといって住宅生産システムを取り巻く環境が変化する中で、地域の住宅生産システムを安定的・継続的に維持していくための新しい技能者像とそれを育成する仕組みを検討しようとするものである。

本年度は、昨年度の技能者育成の現状に関する調査結果を踏まえて、地域の住宅生産を担うべき技能者像と地域の技能者育成システムのあり方について検討を加えた。本年度の研究手法論としての特徴は、国内外の先進的取り組みの実態調査にとどまらず、技能者育成モデルに基づいたシミュレーションによって、技能者像や技能者育成システムのあり方について考察した点である。

主な検討結果は次の通りである。

- (1) 国勢調査をもとに今後の技能者数の予測を行なった。予測条件を変えることによって、技能者育成方策の効果の検討を行なった。
- (2) 各地の住宅生産技能者育成の先進的事例についてアンケート調査を行ない、特に育成している多様な技能者像と育成システムの課題を明らかにした。
- (3) 将来育成すべき技能者像を多様な視点から整理し、いくつかの技能者育成組織における育成技能者像の時系列的な変化をみることにによって、技能者の生涯モデルのありようを検討した。

(4) 地域の住宅生産システムがおかれている環境条件に基づいて、熟練工と非熟練工といった技能者のタイプと技能者育成方法の妥当性についてのモデル・シミュレーションを行なった。

(5) ドイツのデュアルシステムとアメリカのアプレンティスシップ制度による技能者育成の内容を、特に日本の育成システムと比較する観点から整理し、育成システムを持つべき要件を明らかにした。

(6) 最後に、これらの調査結果やシミュレーションによる検討結果を踏まえて、地域の住宅生産における技能者像とその技能者育成システムの要件を取りまとめた。

研究No.9326

常時微動測定による重要文化財古民家の耐震性判定に関する研究

主査 前川 秀幸

現在の建築基準法が制定される以前に建てられた伝統的木造住宅の中には、十分な耐震性を有するものも少なくないと考えられるが、過去の地震被害からも推定されるように、構造上あるいは経年変化のため、耐震性に問題のある建物が残されていることも事実である。

本研究は、伝統的木造住宅を対象として、その振動特性を把握し、伝統的木造住宅の耐震性判定のための基礎資料を得ることを目的としている。実験対象民家として保存状態が良く、竣工当時の構造を残していると考えられる重要文化財クラスの古民家六棟を選択し、常時微動実験を行なった。得られた常時微動波形を解析し、固有振動数、振動モード、減衰定数を求めた。実験結果をまとめると次の通りである。

① 地動と梁上で測定された微動波形の最大速度

はそれぞれ2m/秒と1.0m/秒であり、梁上の最大変位は5.4μmである。

② 一次の固有振動数の平均は三ヘルツ、二次の固有振動数の平均は三・四ヘルツである。

③ 振動モードは一次が梁間方向の並進モードを示した。二次は桁行方向の並進振動であるが、一部の民家でねじれ振動がみられた。三次の振動モードはねじれモードであるが、スペクトルピークが明確でないことから四次の固有振動数が把握できない民家もあった。

④ 減衰定数は1〜2%であり、建物の種類や方向による差はみられない。

⑤ 固有振動数は民家の壁率と関係が深い。振動特性に影響を及ぼす因子として、垂れ壁の効率、差鴨居と柱仕口の回転剛性についても考慮する必要がある。

現地事情により調査が延期されたため、昨年番号の九二年度「助成研究の要旨」に掲載できなかった研究No.9202の要旨を以下に掲載します。

研究No.9202

南米インディオの集落構造と居住形態に関する研究

主査 藤井 明

本論は南米インディオの伝統的住居・集落を対象とした調査の報告書である。ここでは調査結果の概要を報告するとともに、住居の素材と形態およびその空間構成の特性についての考察

を試みる。調査地域は主にアンデス高地が中心で、大まかにはグラン・チャコ、アルティプラノ、チチカカ湖、アタカマ砂漠北部の四地域である。

これらの地域において最も典型的な住居は、矩形のプランに切妻の屋根という形式である。

外壁の主な素材はアドベであり、その上に塗りを施したものや石積みなどの例もあるが、規模・形態ともに比較的類似している。屋根はほとんどが草葺きである。その中でも素材・形態の面において特異な例として、チバヤ、サカスコ、チチカカ湖の住居があげられる。チバヤの住居は、地面からブロック状に切り取った芝士を円錐形に積み上げて築く。また、芝生のブロックを円筒形に積み、屋根を草でドーム状や円錐形に葺く住居もある。サカスコの住居では大きなユニットのアドベが用いられるが、正方形に近い平面と円錐形の屋根が合成された形態となっているのが特徴的である。一方、チチカカ湖では人工の浮島の上に住居が築かれ、葦を編んだ箆で屋根・外壁が覆われている。

今回調査した住居はすべて分棟形式であった。分棟形式の住居は棟に囲われた領域が必然的に発生するが、塀や垣で各棟を連結したり、住居全体を囲い込むことによって、より明示的に囲われた領域としての中庭が形成される。そこで、囲み型住居における中庭の囲われ方について位置的に三つのタイプに分類し、さらに棟を連結する塀や垣の取り付く位置の相違により細分類を行なった。囲み型住居の空間特性を定量的に把握するために、囲まれている度合いを表す指標として水平遮蔽角を導入した。建物およびその正面、塀・垣等といった遮蔽物の属性別に、水平遮蔽角を各地点ごとに計算機上で計量し、その量的分布状態に基づいて囲われ方の特性を分析した。

去年の四月から福川裕一さん（千葉大学）の後任として図書情報委員会に参加させていただいている担当は都市計画である。現在は厚生省人口問題研究所に所属しているが、バックグラウンドは都市地理学と都市計画であり、一時期は実務に近い都市計画・政策研究にも携わっていた。その中で、都市を人口から分析することに関心を持ち、気がついてみたら人口研究に足を踏み入れていたという感じである。しかし、今でも研究的関心が最終的に「行き着くのは「都市」であることに変わりはない。

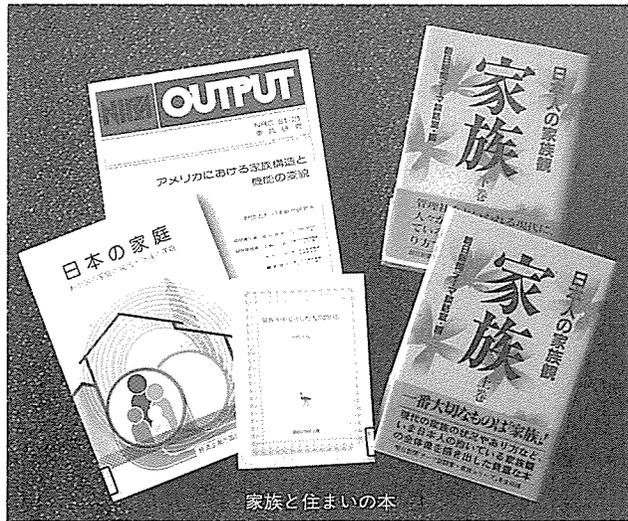
● 一九九四年度の図書情報委員会の課題の一つは基本図書を選定することで、都市計画の基本図書のうち欠けているものはないかを探すことになった。私には一人でこの広い範囲の基本図書を選定する能力などないので、都市計画の教科書として定評のある日笠端著『都市計画（第三版）』の文献リストの中から、最低限これらと思うものを挙げて、図書室にどの程度入っているかを調べていただいた。結果は多くが既に所蔵されており、補充すべきものは少なかった。都市計画の専門家の多様な要求に応えられ、図書室でないにしても、都市・住宅に広く関心を有する人びとにとっては不足のないレベルで都市の本も集まっている、と言えるだろう。なお、基本図書の選定はこれで終わりというわけではなく、今後にも常に気をつけていきたいと思う。

● 各委員はテーマを掲げて図書収集を行なうことになっているが、私は「都市の住まいと家族」という

住総研図書室だより蔵書紹介

都市の住まいと家族

大江守之



家族と住まいの本

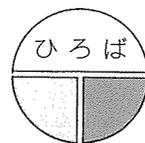
ようなテーマで、都市社会学、家族社会学関係の図書を収集してみようと考えている。わが国の住宅をめぐる状況は、さまざまな面において明らかに転換点を迎えており、今後の方向を探る議論が活発化している。その主要なテーマの一つに家族の変化との関係がある。私も、一九九三年に研究所で日本の世

帯数の将来推計を担当したことを契機として、世帯・家族・住まいについて考える機会が増えてきているが、いくつかの場所でこのテーマに関する議論を経験して感じるのは、家族の変化している面、特に成員相互間の関係変化に注目し、それをやや性急に住宅の内部空間変化に結びつけようとしすぎているのではないか、という点である。

● 家族と住まい、特に都市におけるそれはさまざまな切り口で議論できる。私自身は、少子化、長寿化、晩婚化といった変化によって家族の構造的変動が進み、同時に高齢者の経済的自立化を背景に親子別居傾向が顕著になっているという側面が重要だと思うが、少し考えただけでも、家族のライフステージや生活構造、ジェンダーなどの社会的視点から、定住と住み替え、住宅地形成（大都市圏と地方都市、既成市街地と郊外）、住宅の集合性や所有関係などを分析する、といったアプローチを思いつく。

● ともあれ、こうした関心を持つ人びとが訪れて新たな発見がある図書室に近づければ、と考えている。都市社会学、家族社会学も基本図書の収集から始めたいが、海外では、もともと住宅問題が社会的文脈の中で捉えられていることもあって、面白そうな書籍が出版されており、これらも順次収集したいと思う。日本の家族社会学の創始者である戸田貞三の著作集の購入も検討中である。

（おおえ・もりゆき／厚生省人口問題研究所人口構造研究部長）



患者さんを通じて見た、バリアフリーの必要性——物理的バリアに加えて社会的、制度的なバリアも存在する
徳田 良英

Tさんの福祉事務所の担当者から電話が入ったのは、退院後一か月も経たない頃であった。Tさんの歩く機能が著しく低下したため、ヘルパーさんに手伝わしてもらっても病院へリハビリに通うことができなくなったので何とかならないか、とのことである。

Tさんは三〇歳代後半の男性で、脳腫瘍の手術後にリハビリ目的で当院に入院していた患者さんである。入院中のリハビリは起居動作や歩行の訓練が中心であった。おおよそ伝い歩きができる程度であったが、知的障害も併発していたことなどから、病院での介護で多少手のかかる印象があった。Tさんのお母さんは、介護面で不安があるので、当初は長期の入院を希望していたが、Tさんにとって病院、施設の長期療養には残念ながらバリアが存在していた。当院を含めて、壮年期の慢性期患者を長期に受け入れる病院や施設で、すぐに入ることのできる所は近

隣には皆無に等しく、居宅生活をして外来でリハビリを受けることを目標にせざるをえなかった。退院準備として福祉事務所の担当者とも相談をし、居室の手すりやベッドの設置、そして外来通院日にはヘルパーの派遣をすることとで、Tさんのお母さんにも了解してもらった。ところが、Tさんは退院間もなく歩行が困難になった。

Tさんのお宅は都営の団地の三階でエレベーターがない。退院後Tさんはお母さんと二人暮らしをしていたが、入院中ほどにはリハビリができないのでTさんの脚力は急速に衰え、ヘルパーさんの介助だけでは階段を降りることができなくなり、病院への外来リハビリに行けないというわけである。Tさんにとってはまた一つ団地の階段というバリアが存在していた。当院では患者さんへの訪問や送迎サービスがないため、やむなくバスでの送迎サービスのある区の通所施設の利用も検討し

たが、ここも、患者さんが一階まで降りていないとバスに乗せられないので利用できないとの返答があり、門前払いとなってしまった。

Tさんのお母さんによると、都営団地の一階への転居を申請したが、空き待ちで一年くらいかかりそうだとのことである。Tさんには制度上のバリアも存在していた。

病院の理学療法士として日頃から患者さんの円満退院という観点でバリアフリーを考えているのであるが、解決すべき問題点の多い患者さんほど、バリアがたくさんの領域（医療、住環境、福祉）にまたがっており、その解決の難しさを痛感する。今回のようにどの領域専門家も対応しかねる場合には特にそうである。具体的な対策として長期療養させる施設への入所が適当か、訪問リハビリをするのが良いか、転居や物理的な環境を整えるのが適当かなどは、ケースによって総合的に判断し

て選択する余地があることが必要である。住環境のバリアフリーも、当然重要な選択肢の一つであると受けとめている。

（とくだ・よしひで／足立共済病院理学診療科）

*
へひろばへのご投稿をお待ちしております。「住」に関する提案から日頃お感じになっておられることまで、研究者、実務者から市民の皆さま方の忌憚のないご投稿をお待ちしております（採用分については薄謝進呈）。

原稿用紙（四〇〇字詰）三枚程度。原稿には住所、氏名、年齢、職業を御記入下さい。なお、内容を傷つけない範囲で一部手直しさせていただきます。ご了承ください。

（宛て先）

〒1156 東京都世田谷区船橋4丁目29-18

財団法人住宅総合研究財団

すまいるん編集部「ひろば」係

第15回 住総研シンポジウム

住宅・まちづくりのこころをNPPO(民間非営利組織)の展望

日時 七月四日(金) 九:00~17:30
場所 建築会館ホール(東京都港区芝5丁目26-20)

講演

- 1 住宅の新しい選択肢—イギリス・アメリカにおけるノンプロフィット住宅の展開
平山洋介(神戸大学発達科学部専任講師)
- 2 わが国の民間非営利活動の展開と課題
山岡義典(プランニング・コンサルタント)
- 3 まちづくり中間セクターの実態と非営利まちづくり組織への展望
早田 宰(早稲田大学社会科学部専任講師)

討論

右記3講師にパネリストとして寄本勝美氏(早稲田大学政治経済学部教授)を迎え、ディスカッションを行ないます。

司会||高見澤邦郎(東京都立大学工学部教授)

閉会后、講師の先生方を囲んで懇親パーティーを行ないます。

参加費 一般三〇〇〇円・学生一〇〇〇円、当日支払
申し込み方法

はがきに、氏名(ふりがな)、性別、年齢、住所、勤務先、連絡先電話番号をご記入の上、七月一日(月)までに当財団まで郵送して下さい。先着順にて、定員二〇〇名になり次第、締め切らせていただきます。

申し込み、お問い合わせは 財団法人 住宅総合研究財団
〒156 東京都世田谷区船橋4-29-18
☎03-3484-5381「シンポジウム」担当まで。

見学会について

右記シンポジウムの翌日に、見学会を企画しています。詳細は後日決定しだい発表いたします。

○住教育フォーラム

次世代の良き住まい手やつくり手を育むために開設されました住教育委員会主催の第七回フォーラムが開催されます。ご関心のある方はお問い合わせ下さい。

日時・四月二六日(水)

一八:〇〇~二一:〇〇

場所・当財団会議室

講師・野田正彰氏(京都芸術短期大学教授)
「子どもの内面フィルムに投影された住まいと環境」

ミニシンポジウム開催のお知らせ

対談

「関西の次世代ハウジング」

本誌95年夏号特集のコア記事となるミニシンポジウムを、左記の日程で開催します。約三〇名ほどの聴講の席を用意しておりますので、関心をお持ちの方はぜひご参加下さい。参加申し込みは当財団「すまいるミニシンボ係」まで、電話でお願いいたします。

日時・四月一三日(木)

一四:〇〇~一七:〇〇

場所・当財団会議室

参加費・無料

パネリスト

遠藤剛生氏(遠藤剛生建築設計事務所代表取締役)

安原秀氏(ヘキサ取締役)

司会||高田光雄(京都大学工学部助教授)

次号予告

95年夏号 六月一五日発行

特集||関西の次世代ハウジング

〈焦点〉

関西のすまい・まちづくり

広原盛明(京都府立大学学長)

〈ミニシンポジウム〉

関西の次世代ハウジング

遠藤剛生(遠藤剛生建築設計事務所代表)

安原秀(ヘキサ取締役)

〈書き下ろし〉

都市居住文化の継承

谷直樹(大阪市立大学生活科学部助教授)

関西における都市居住の未来

松原小夜子(平安女学院短期大学助教授)

関西の次世代集合住宅

高田光雄(京都大学工学部助教授)

〈特別企画 阪神大震災と住まい〉

住宅の被災実態と復興への提言

塩崎賢明(神戸大学工学部助教授)

住生活の再建—被災経験を通じて

弘本由香里(大阪ガスエネルギー文化研究所客員研究員)

木造住宅の被災と復興

竹山清明(建築家・松陰女子大学助教授)

〈すまい再発見〉

西尾邸

足立裕司(神戸大学工学部助教授)

〈第15回住総研シンポジウム論文③〉

まちづくり中間セクターの実態と非営利まちづくり組織への展望

高見澤邦郎(東京都立大学工学部教授)

タイトルは仮題、執筆者は変わることがあります。

○江戸東京フォーラム

「江戸東京」をキーワードに、さまざまな現象を議論する研究者の集まり「江戸東京フォーラム」では、次のような活動を行なっています。

・第89回(94年一月二日) 川越のまちなみの復元

内田雄造・浅井賢治/東洋大学工学部

・第90回(94年一月一六日) 河鍋暁斎と江戸東京

小本新造/江戸東京歴史財団

・第91回(95年一月二七日) 都市と美術館と絵画

小澤弘/調布学園女子短期大学

・第92回(95年一月一〇日) 「小袖屏風」とその周辺

丸山伸彦/歴史民俗博物館

なお、今までの活動の一部は、今年秋頃出版される予定です。

阪神大震災住宅復興研究会が発足

住宅復興へ、緊急研究を開始
復興への諸施策を研究し提言を目指す

当財団では、阪神大震災の住宅の被害実態を明らかにするとともに、住宅復興のための諸施策を研究し、被災地の自治体・関係省庁に提言していくために、阪神大震災住宅復興について、大阪市立大学生活科学部教授・住田昌二氏に研究を依頼していましたが、この度、同教授を主査とする関西在住の住宅研究者(主として、都市住宅学会阪神大震災対策特別委員会・建築学会近畿支部住宅部会・インテリア学会関西支部に所属するメンバー)からなる研究会が発足し、直ちに活動を開始しました。

研究成果は、中間報告を経て、明年初頭に財団出版物に発表し、最終的には調査研究報告書にまとめられます。

お詫びと訂正

本誌前号(冬号)の住総研刊行物のご案内に掲載いたしました研究論文No.9441「高齢期の環境適応力に応じた適正移動手段に関する研究」(主査 徳田哲男)の定価が1545円となっておりました。正しくは定価1854円です。関係者の皆さまにご迷惑をお掛けしました。お詫び申し上げます。

○第14回住総研シンポジウム(一九九四年七月開催)の資料を頒布しています。お問い合わせは財団まで。

「都市の住宅は安全か」
——災害に強いまちづくり——

A4判77ページ、一〇〇〇円(送料別)
掲載論文(所属は当時)

坂本功(東京大学教授)
小川雄二郎(勤都市防災研究所研究部長)
岡田恒(建設省建築研究所耐風研究室長)、ほか。

○高齢者のすまいづくり通信 15号発行

第12回高齢者のすまいづくりフォーラムの記録として、松江市社会福祉協議会の安藤只祥氏からは福祉と連携する社協の役割の重要性、関西学院大学の馬場昌子氏からは生活改良普及員の活動やまちづくり活動拠点づくり等が報告されています。

B5判24ページ 無料



〈新刊〉
『外国人居住と変貌する街』

著者 稲葉佳子、塩路安紀子、松井晴子、小菅寿美子

当財団の研究助成を受けた調査が元になった書籍が発刊されました。外国人の住まいや受け入れるコミュニティについて、克明な踏査でその実態を明らかにし、内なる国際化のための方途を考える一冊です。

発行/学芸出版社 A4変形235頁
定価/2987円



すまいろん年間予約購読のお願い
——割安の三年継続購読をどうぞ

毎号確実に入手していたために、予約購読をおすすめいたします。一年間または三年間のご自宅郵送制です。三年間継続購読の場合は左記のとおり割引になります。

●年間購読料(年四冊)

一年間 2000円(送料共)
三年間 5000円(送料共)

●グループ予約の場合は次のとおり割引料金にいたします。(一人当り・送料共)

1年間	3年間
3人以上 1800円/4500円	
6人以上 1600円/4000円	
20人以上 1400円/3500円	

●購読申し込み方法

購読申し込みは、本誌はさみ込みの購読申込書(振替用紙)をご利用いただくか、現金または郵便切手・小額切手でお願いたします。同封の上、財団「すまいろん購読係」宛にお送り下さい。

いずれの場合にも、氏名、住所、電話番号、勤務(所属)先名、所在地、郵送希望先を明記してお申し込み下さい。

●「すまいろん」は次の店頭でも販売しておりますのでご利用下さい。(店頭での予約購読の受付はしていません。)

・建築学会資料頒布所 港区芝5-26-20
電話(03)3456-2051
・南洋堂書店 千代田区神田神保町1-21
電話(03)3291-1338

マルセイユのユニテ・ダビタシオン

コルビュジェの垂直の田園都市を、私たちは乗り越えることができたのか

文・写真 高田 光雄



写真上／マルセイユのユニテ・ダビタシオンの外観、下右／屋上で遊ぶ子供たち、下左／内部の店舗。

荒々しく力強いピロティに支えられた巨大なコンクリートの塊を見上げ、われわれは四〇年前に生まれたこの獨創性に満ちた垂直の田園都市を、本当に乗り越えることができたのだろうかと思わず考え込んでしまう。近代建築の五原則もここでは都市のスケールをもつて迫り、約一六〇〇人分のキャパシティのある箱の中には、溢れんばかりのデザイン・ボキャブラリーが高密度に詰め込まれている。

二年あまり前、マルセイユのユニテ・ダビタシオンを訪れる機会があった。その中にある二つ星のホテル《ル・コルビュジェ》に二泊し、高層住宅居住の実態調査を行なうのが目的であった。建設当初は、気狂いの家と揶揄され、近年ではステロタイプ近代建築批判の絶好の対象となったユニテは訪れてみるとむしろ生活感のある健全な集住体であった。ここには子供もいれば高齢者もいる。昼下がりのホテルのレストランに集まる人びとの話も弾んでいた。この垂直都市の住人の少なくとも何割



写真上／屋上で遊ぶ子供たち、下右／内部のレストラン、下左／住宅の室内。

かは、ユニテをこよなく愛し、そこに住む誇りと喜びを共有し続けている。

客船の甲板を彷彿とさせる屋上庭園は、最上階の幼稚園とスロープで繋がっている。子供たちの元気な声が秋空に響きわたる。中間階に組み込まれたさまざまな商業施設は、規模計画の誤りはあるものの、「利便性といざという時のために、少し高くてもできるだけ利用すべき」だと考える住人たちによって維持されている。

今日、われわれの住む都市では、「集合住宅」を建てるのではなく「立体的街」をつくる努力を必要としている。四〇年の歳月を経たマルセイユのユニテから学ぶべきものは少なくない。ただし、われわれがこれから行なうべき仕事は、閉鎖系計画技術によりユニテのような完結した「作品」をつくることではない。開放系計画技術によって住まいと街を関係づけ、二〇世紀の垂直都市を乗り越えていくことが求められているのである。

(たかだ・みつお)
京都大学工学部建築学科助教授

編集後記

弱者への配慮という分野は、一種、聖域の趣がある。下手に疑問点を言おうものなら、人非人になったようで自己嫌悪。だから、大勢に流され近寄らぬが賢明。

しかし、これでは、本当の意味での温かい眼差しなど育つはずがない。

高齢化対応の住まいづくりも、フランクに賛否両論の議論を尽くすことが大切だ。お年寄りに一見厳しい意見が、実は、最も親身な立場であったりする。皆が議論を分かち合えば、高齢者配慮は、特別扱いのものではなく、自然に住文化の中にとけ込んでいくだろう。

本特集では、バリアフリーをめぐるさまざまな主張がぶつかりあっている。ここまで議論がホットに展開されるのは、たぶん初めてだ。その主張の一つ一つが、それなりの理由があつて傾聴に値する。

ところが、昨今は、こうした議論の盛り上がりもなく、公共団体などでの指針づくり、要項づくりが進められている。これは、危険な兆候だ。本特集を契機に、議論の輪が広がることを祈っている。

ところで、さまざまな主張が錯綜するとは、見方を変えれば、デザイナー、研究者、そして家づくりを手がける一市民にとつて、これほど面白いテーマはないということだ。いろいろな工夫の余地がある。その試みの一つ一つが、住文化のゆくえんに一石を投じる。一部の専門家に任せるのはもったいないだろう。

聖域といえば、災害対策も今はその観がある。下町におけるヒューマンスケールの良さなど、言い出せない雲囲気だ。「安全と文化」を論じることができる冷静さを取り戻したいと考えるのは、私だけだろうか。(本号責任編集 小林秀樹)

住宅総合研究財団(略称 住総研)は

昭和二十三年、当時の清水建設社長・清水康雄により、戦後の窮迫した住宅問題を、住宅の総合的研究、および成果の公開、実践、普及によって解決することを目的として設立された財団法人であります。

以来四〇年余、現在は住宅に関する研究助成事業を中心とし、「研究年報」研究報告書」を発刊、また住に関する専門図書室、セミナー室等を整備、公開、社会のお役に立つよう、公益事業につとめております。

この「すまいろん」は、活動の一環として、成果の一端を、市民、実務者、研究者の皆様に、より広く、より手軽にご理解いただくとともに、その意見交流の場になることを願って刊行(季刊)されているものです。ご利用のほど、よろしくお願い申し上げます。

季刊すまいろん '95年春号

一九九五年四月一日発行

頒価 500円

発行 財団法人 住宅総合研究財団
発行人 大坪 昭

〒156 東京都世田谷区船橋4丁目29-8
電話 (03) 3484-5381

編集委員

服部岑生 (千葉大学建築学科教授) *

片山和俊 (東京芸術大学建築科助教授)

小林秀樹 (建設省建築研究所)

野城智也 (武蔵工業大学建築学科助教授)

立松久昌 (月刊「住宅建築」顧問)

* 委員長

制作 建築思潮研究所

印刷・製本 慶昌堂印刷株式会社